

令和2年9月 8日から  
令和2年9月10日まで

標 茶 町 議 会  
第 3 回 定 例 会 議 録

於 標茶町役場議場

## 令和2年標茶町議会第3回定例会会議録目次

### 第1号(9月8日)

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定	3
行政報告及び諸般報告	3
総務経済委員会所管事務調査報告	6
厚生文教委員会所管事務調査報告	7
一般質問	9
深見 迪 君	12
本多 耕平 君	22
渡辺 定之 君	29
松下 哲也 君	37
鈴木 裕美 君	42
後藤 勲 君	51
延会の宣告	55

### 第2号(9月9日)

開議の宣告	59
一般質問	59
鴻池 智子 君	59
類瀬 光信 君	61
長尾 式宮 君	80
議案第69号 標茶町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について	85
議案第70号 標茶町表彰条例に基づく被表彰者の決定について	86
議案第71号 工事請負契約の締結について	87
議案第72号 財産の取得について	89
議案第73号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について	92
議案第74号 北海道町村議会議員公務災害補償等規約の変更について	92
議案第75号 北海道町村総合事務組合格約の変更について	92
議案第76号 標茶町税条例の一部を改正する条例の制定について	94
議案第77号 標茶町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例の 制定について	101
議案第78号 標茶町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	102

議案第79号	標茶町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	104
議案第80号	財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について	105
議案第81号	標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	107
議案第82号	標茶町指定居宅介護支援事業者の指定等に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	108

### 第 3 号 (9月10日)

開議の宣告		115
議案第83号	令和2年度標茶町一般会計補正予算	115
議案第84号	令和2年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	115
議案第85号	令和2年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	115
議案第86号	令和2年度病院事業会計補正予算	115
認定第1号	令和元年度標茶町一般会計決算認定について	122
認定第2号	令和元年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算認定について	122
認定第3号	令和元年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について	122
認定第4号	令和元年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について	122
認定第5号	令和元年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について	122
認定第6号	令和元年度標茶町簡易水道事業特別会計決算認定について	122
認定第7号	令和元年度標茶町病院事業会計決算認定について	122
認定第8号	令和元年度標茶町上水道事業会計決算認定について	122
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	122
議案第87号	教育委員会委員の任命について	123
意見書案第7号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書	124
意見書案第8号	種苗法の改正に関する意見書	125
意見書案第9号	国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書	125
意見書案第10号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し 地方財源の確保を求める意見書	126
決議案第2号	北海道へ核のごみ持ち込みに反対する決議	127
閉会中継続調査の申し出について (総務経済委員会)		128
閉会中継続調査の申し出について (厚生文教委員会)		128
閉会中継続調査の申し出について (議会運営委員会)		128
日程の追加		128

議案第83号	令和2年度標茶町一般会計補正予算	129
議案第84号	令和2年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	129
議案第85号	令和2年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	129
議案第86号	令和2年度標茶町病院事業特別会計補正予算 (議案第83号・議案第84号・議案第85号・議案第86号審査特別委員会報告)	129
閉議の宣告		129
閉会の宣告		129

## 令和2年標茶町議会第3回定例会会議録

### ○議事日程（第1号）

令和2年 9月 8日（火曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 総務経済委員会所管事務調査報告
- 第 5 厚生文教委員会所管事務調査報告
- 第 6 一般質問

### ○出席議員（12名）

- |               |               |
|---------------|---------------|
| 1番 渡 邊 定 之 君  | 2番 類 瀬 光 信 君  |
| 3番 長 尾 式 宮 君  | 4番 松 下 哲 也 君  |
| 5番 熊 谷 善 行 君  | 6番 鈴 木 裕 美 君  |
| 8番 深 見 迪 君    | 9番 本 多 耕 平 君  |
| 10番 黒 沼 俊 幸 君 | 11番 鴻 池 智 子 君 |
| 12番 後 藤 勲 君   | 13番 菊 地 誠 道 君 |

### ○欠席議員（0名）

なし

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- |             |           |
|-------------|-----------|
| 町 長         | 佐 藤 吉 彦 君 |
| 副 町 長       | 牛 崎 康 人 君 |
| 総 務 課 長     | 齊 藤 正 行 君 |
| 企 画 財 政 課 長 | 武 山 正 浩 君 |
| 税 務 課 長     | 齋 藤 和 伸 君 |
| 管 理 課 長     | 村 山 裕 次 君 |
| 農 林 課 長     | 長 野 大 介 君 |
| 住 民 課 長     | 伊 藤 順 司 君 |
| 保 健 福 祉 課 長 | 石 塚 剛 君   |
| 建 設 課 長     | 富 原 稔 君   |
| 観 光 商 工 課 長 | 三 船 英 之 君 |
| 水 道 課 長     | 平 間 正 通 君 |
| 育 成 牧 場 長   | 常 陸 勝 敏 君 |

病院事務長	浅野隆生君
やすらぎ園長	中島吾朗君
農委事務局長	相撲浩信君
教 育 長	島田哲男君
教委管理課長	穂刈武人君
指 導 室 長	秋山 豊君
社会教育課長	服部重典君
中央公民館長	松本 修君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤弘幸君
議事係長	中嶋禎之君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開会の宣告

- 議長（菊地誠道君） ただいまから、令和2年標茶町議会第3回定例会を開会いたします。  
ただいまの出席議員12名であります。

(午前10時00分開会)

◎開議の宣告

- 議長（菊地誠道君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（菊地誠道君） 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、

8番・深見君、 10番・黒沼君、 1番・渡邊君、

を指名いたします。

◎会期決定

- 議長（菊地誠道君） 日程第2。会期決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月10日までの3日間といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、9月10日までの3日間と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

- 議長（菊地誠道君） 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。

町長から、行政報告を求めます。

町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） さきの臨時会から昨日までの一般事務及び行政執行上の経過につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解をいただきたいと存じます。なお、3点について補足いたします。

1点目は、このたび、工事請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、ご報告いたします。

令和2年第2回定例会において議決をいただき、工事を進めております「令和元年度桜南町営住宅建替事業（M-10号棟）建築主体工事」について、設計変更が生じたことに伴い、契約金額が変更になったものです。

設計変更は、当初契約金額6,017万円を27万5,000円減額し、5,989万5,000円に変更したものです。

理由としましては、工事の施工等にあたり、受注者が行った現地調査により、当初設計で不確定であった、柱状地盤補強材の長さが確定され、数量変更に伴う設計書精査の結果、契約金額が減となったものであります。

2点目は、国民健康保険税の徴収誤りについてであります。

国民健康保険税の徴収について、22名の方々の年金から総額112万7,400円を誤って引き去りしていることが8月31日に判明しました。

誤りが判明した後の対応につきましては、9月1日と2日において、11名の方々のご自宅を訪問し、内容説明とお詫びをしたほか、訪問を不要とされた11名の方々にはお詫びの文書を9月1日付けで送付いたしました。誤って徴収した金額につきましては、順次、還付の手続きを取らせて頂くこととしております。

今回の誤りの原因は、令和2年度中の後期高齢者への移行や社会保険の加入といった理由による国保資格の喪失に伴い、年金からの引き去りを中止する必要のあるの方々について、令和2年2月に行ったシステム入力作業の際、年金からの引き去りを停止するための処理の一部をしなかったため、4月、6月、8月の年金から誤って徴収されたものであります。

今後の防止策としては、システム操作の再確認はもちろんのこと、被保険者各個人の課税及び収納状況の把握に努めるとともに、課内においても基本事項を再確認し、情報を共有した上で、チェックや指摘ができる体制を整えることとします。

ご迷惑をおかけしましたの方々に対しては、心からお詫び申し上げ、報告させていただきます。

3点目は、本年度の合宿誘致の結果についてご報告申し上げます。

本町のスポーツ合宿につきましては、地域経済の活性化、人的・技術的交流による情報収集と良質な情報発信が例年行なわれ、本町の夏の風物詩とも言うべき事業となっております。

本年度につきましてはオリンピックイヤーということで実業団の合宿はないということでありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響から東京オリンピックが来年に延期されたところであり、来年度におきましても実業団の合宿については、来ていただけないものと考えております。

しかし、このような状況の中、合宿誘致推進員をはじめ関係者のご努力により帯広三条高等学校スケート部24名が来町し、汗を流していただきました。

今後も本町の合宿地としての魅力が確実に定着し、より広められることができるよう合宿誘致推進員の活動を中心とする積極的な誘致活動は続けてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上で、今定例会にあたっての行政報告を終わります。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時06分



○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、教育長から行政報告を求めます。

教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君）（登壇） 令和2年第3回定例町議会にあたり、教育委員会が所管する業務につきましては、別紙印刷物をもちまして詳細にご報告しておりますが、以下2点について補足し、ご報告申し上げます。

はじめに、令和3年度から使用する中学校用教科用図書の採択結果についてであります。

教科用図書の採択にあたっては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づき、本年5月19日に、管内5町1村の教育委員会で構成する「第1回第13教科用図書採択地区教育委員会協議会」を開催しました。

協議会には調査委員会を設け、専門的な調査研究を行わせ、その調査結果の報告を踏まえて、教科用図書に関する地区内の実態などに応じて1種類を採択する協議を行い、8月7日開催の第4回協議会において採択の決定がなされ、8月28日開催の第8回定例教育委員会において採択結果を報告いたしました。

なお、採択された中学校用教科用図書は、国語、書写、地理、歴史、公民、音楽、英語、特別の教科道徳の発行者が「教育出版株式会社」、数学、保健体育、技術・家庭については「東京書籍株式会社」、理科については「株式会社新興出版社啓林館」、地図については「株式会社帝国書院」、美術については「日本文教出版株式会社」となっております。

2点目は、児童・生徒のいじめに関する状況調査についてであります。

町教委としましては、いじめはどの地域、どの学校でも起こり得るという認識のもと、年2回の調査を実施し、よりきめ細かく実態を把握し、いじめの早期発見・早期対応と未然防止に役立てております。

7月に実施しました、今年度前期の結果についてご報告いたします。

まず、「4月から調査日までに、いやな思いをしたことがある」と回答した児童生徒は、小学生で約18%（67名）、中学生では約2%（4名）でした。

また、「どんなことをされましたか」の問いに対しては、「冷やかしかからかい、悪口」が小中学校ともに最も多く、小学校では「仲間外れ、無視」、中学校では「たたかれる、蹴られる」が続いております。

さらに、「いやな思いをしたとき誰にも相談しない」と回答した小学生が約4%（11名）、中学生が約11%（21名）となっており、相談体制の確立とともに、児童生徒の援助希求的態度の育成が課題となっております。

また、いじめ相談窓口のカードを知っているという回答が、小中学校ともに減少していることから、相談窓口の積極的な周知についても課題としてとらえております。

しかしながら、「いじめはどんなことがあっても許されないことだと思いますか」の問いに対して、小学校で約93%、中学校で約96%の児童生徒が「そう思う」と回答しており、児童生徒のいじめに対する理解や意識が向上してきていることが見られました。

この調査では、本人が「いやな思いをした」と感じたものは全て取り上げ、指導の対象としており、調査結果については、全家庭に配布し、家庭と情報を共有しています。

今年度も町内の各小中学校では「児童生徒によるいじめ根絶1学校1運動」に取り組むとともに、標茶町いじめ根絶子ども会議を各学校の交流の機会として位置付け、児童生徒による主体的な活動を育てる取り組みを行い、いじめの未然防止・早期発見、早期対応に努めてまいります。

以上で、今定例会にあたっての行政報告を終わります。

○議長（菊地誠道君） ただいまの、口頭による行政報告に対して簡易な質疑を認めます。  
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、次に議長から諸般報告を行います。  
諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。  
以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。  
休憩いたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時16分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎総務経済委員会所管事務報告

○議長（菊地誠道君） 日程第4。総務経済委員会所管事務報告を行います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務経済委員会委員長・長尾君。

○総務経済委員会委員長（長尾式宮君）（登壇） 総務経済委員会所管事務調査報告書についてご報告いたします。

本委員会は、所管の事務調査を下記のとおり終了いたしましたので、標茶町議会会議規則第75条の規定により報告いたします。

調査事項は、減災に向けた内水処理対策でございます。

総務経済委員会所管事務調査報告書

調査日時、令和2年8月4日。調査場所は標茶町市街並びに役場議員室でございます。

1、調査事項、減災に向けた内水処理対策について

2、出席者は記載のとおりでございます。

3、調査の経過及び内容についてであります。平成28年台風11号・7号による大雨災害では累計雨量117ミリ、床下浸水23戸、避難者総計774名。

平成30年大雨融雪災害では累計雨量87.5ミリ、床上浸水4戸、床下浸水3戸、避難者総計546名。

令和2年大雨融雪災害では累計雨量64ミリ、床下浸水3戸、避難者総計254名と比較的災害の少ない標茶町において水災害によって避難を余儀なくされる事案が顕著化されております。

上記災害時に浸水がみられたオモチャリ川・スガワラ川・ルルラン排水地の市街3カ所を視察。現場にて当時の対応と今後の対策について説明を受けております。

その後議員室にて市街エリアごとの6つの排水区割りの説明・現在に至るまでの内水処理対策（1、高齢者等要支援者の安否確認と避難の支援 2、町内会との連携 3、住民への情報伝達 4、排水ポンプ等の機材の確保 5、釧路川水害タイムラインの作成 6、オモチャリ川の治水対策 7、内水処理計画の策定）と今後の課題について説明を受けております。

質疑では堤防のり面緩急化に対するの質問、過去3件の事例での避難者数にばらつきがある事への質問、河川敷を利用して川幅を広げて大量の水量に対応できないか、郡部での水害についての対策・融雪水害についての具体的な質問がなされました。

4、委員会の所見、エリアごとの排水について、6つのエリアの広さに幾分偏りがみられる。どの程度の予算で是正が可能か検討の上、エリアごとの排水処理の平準化が望まれる。市街中心には釧路川が流れているため、標茶町では早めのタイミングで避難対応をしている状況ではあるが、状況によっては住民の防災意識に温度差があり、時間の経過とともに事態が深刻化する恐れも懸念される。現在では災害時に防災スピーカー・広報車で災害周知の対応をしているが、今後各家庭への防災無線の設置によって住民の防災意識の向上・早期行動に繋がる事を期待する。

また、浸水対策として国土交通省所有のポンプ車2台と地元企業が近々の災害では対応にあたっておりましたが、毎度災害時にポンプ車が確保できるか明確ではない状況であるため、町独自に高性能排水ポンプを確保し、対応できる体制を構築されるのが望ましい。

郡部においては一次産業の要として融雪水害等で被害が出ないよう危険個所の確認・迅速な対応ができるよう常に行政・地域住民が情報共有する事が望まれる。

以上でございます。

○議長（菊地誠道君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、総務経済委員会所管事務調査報告を終了いたします。

#### ◎厚生文教委員会所管事務調査報告

○議長（菊地誠道君） 日程第5。厚生文教委員会所管事務調査報告を行います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

厚生文教委員会委員長・黒沼君。

○厚生文教委員会委員長（黒沼俊幸君）（登壇） 厚生文教委員会所管事務調査報告書について。

本委員会は所管の事務調査を下記のとおり終了したので、標茶町議会会議規則第75条の規定により報告します。

調査事項は、じん芥処理の現状と課題について。

調査日時は、令和2年5月22日及び令和2年8月18日の2回行っております。調査場所につきましては、役場議員室及びクリーンセンターということです。出席者については記載のとおりであります。

調査内容の要点を申し上げます。

第1回調査は、クリーンセンターの概要と本町における塵芥処理の実態について、担当課から説明を受けました。クリーンセンターは、循環型社会形成推進交付金を活用して、2年前に焼却処理施設と埋立処分場、浸出水処理施設が建設され、平成30年度より稼働しております。

第2回調査は、焼却処理施設の稼働状況、埋立処分場の現状を現地視察いたしました。さらに、空きビン、ペットボトル、牛乳パック等を分別してストックする、マテリアル推進施設建設予定地の現況について、旧焼却処理施設の解体が完了し、更地となっていることを確認いたしました。

次に委員会の所見でございます。

標茶町の塵芥処理については、経年劣化により焼却処理施設の使用限界が迫る中、複数の選択肢がございました。管内自治体のほとんどが参加している「広域処理に加わる」方法と、施設を更新するなどして、従来どおりの「単独処理を続ける」方法であります。

広域処理の利点は、巨額投資の回避による将来的な町民の負担軽減に尽きます。一方、単独処理につきましては、地元企業の育成や回収した廃熱を利用した事業の創出など、多様な可能性に期待を持つことができます。標茶町は、マテリアル推進施設を単独で整備することといたしました。一連の事業に要した費用は、令和3年度より2億円ずつの起債償還が始まることと計画されています。

マテリアル推進施設を除く処理施設は、平成30年度から稼働しております。予想を上回るペースで人口が減っておりますが、稼働から2年間の処理実績は、計画数量を超過いたしております。人口減少に反比例してごみの量が増え続ける理由として、町民の生活様式、特に消費動向の変化が要因との見方があります。しかし、初年度から2年続けて計画数値と実績が乖離したことについては、計画策定時に遡り、問題点のあぶり出しが必要でございます。

また、処理経費でも、排気ガス送風装置の電気料金が、計画に対して年間1,000万円以上増加しております。排気ガスの処理剤の費用も同様に計画の1.5倍と、いずれもごみの増加分をはるかに上回っております。この点について推測はしておりますが、早急かつ緻密に原因を究明すべきと存じます。これらの問題は、埋立処分場の使用年限や浸出水の性質にまで影響を与える懸念がございます。

確認されたいくつかの問題を解決することは、社会問題となっているプラスチックごみの減量や資源化にもつながります。もろもろの問題を解決するためには、町民の理解と協力が不可欠であることから、原因究明と内容を町民に説明するなどの丁寧な対応が必要であります。

以上で終わります。

○議長（菊地誠道君） これより委員長報告に対する質疑を行います。  
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご質疑ないものと認めます。  
これで質疑を終わります。  
以上で、厚生文教委員会所管事務調査報告を終了いたします。

#### ◎一般質問

○議長（菊地誠道君） 日程第6。一般質問を行います。  
質問の通告がありますので、順次発言を許します。  
深見君。

○8番（深見 迪君）（発言席） それでは、質問通告に従って質問いたします。  
私の質問の第1番目は、憩の家改修の進捗状況について伺いたいということです。  
憩の家の補助金申請の締切りが6月下旬と聞いていましたが、補助内容、金額など、どのようになつたのか伺いたいと思います。町長は、このほか国や北海道の補助や支援について考えはありますか。

基本設計書に基づく改修建設費の予算は、いつ提出するお考えですか。町民からは、今後の町財政も心配しながら、改修費が高過ぎるとの声が出ています。憩の家は手つかずの自然が最大の魅力であって、このような高額な建物は必要ないと考えますが、この点について町長の所見を伺います。

改修に当たって、揚湯管、配管や飲用水等の水回りに必要な最低限の経費は、どの程度になりますか。また、飲用水は今まで町から運んでいましたが、今後どのような考えでいますか。

「憩の家かや沼」施設に関する条例で、その目的として第一義的に「町民の健全な保養とレクリエーションの場を提供するとともに、地域観光の振興に資するため」と定められています。その点からいっても、広く町民の意見を聴くことが必要であると考えます。以前、町長は町民との懇談会を開く考えはないと態度を示しましたが、その考えは変わりませんか。また、アンケートなどを町民から取る考えはありませんか。

基本設計では4人部屋5室、2人部屋6室となっていますが、最近では個室希望者も多いのではありませんか。この点について町長の所見を伺います。

民間経営にし、経営者については令和2年秋口には決定するとしていましたが、決定はしていますか。

改修後の経営計画が全く見えてきませんが、町としての具体的な考えを伺います。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 憩の家改修の進捗状況を聞くのお尋ねにお答えします。

まず、第1点目の補助金申請の内容のお尋ねであります。以前より情報提供させていただいておりますが、環境省の令和2年度国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園利用拠点滞

在環境等上質化事業)により、令和2年度に実施する実施設計に係る分について補助申請先であります一般財団法人自然公園財団へ6月17日に応募申請を行い、7月22日に補助採択、8月17日に交付決定をいただいております。交付金額につきましては、実施設計の設計金額2,999万7,000円の2分の1、1,499万8,000円の交付決定をいただいているところであり、今回の補正予算へ計上させていただいているところでもあります。

また、このほかの国や北海道による補助や支援の考えがあるかとお尋ねですが、温泉排湯熱を利用するエコキュートの導入に当たっては、国立公園宿舎施設の省CO<sub>2</sub>改修支援事業の採択を目指すこととしており、他の事業費についても環境省や北海道に相談させていただきながら、活用できるメニューがあれば最大限活用していきたいと考えております。

2点目の改修建設費の予算はいつ提出するかのお尋ねであります。実施設計の委託期間が令和3年2月26日となっておりますので、令和3年6月定例会に上程させていただきたいと考えております。

また、このような高額な建物は必要ないと考えるところですが、本年3月の定例議会でもお答えしておりますが、釧路湿原の中で唯一の宿泊施設として今後20年、30年と使っていく施設となります。現在の施設は、老朽化に加えて各設備等のサービス提供形態も古くなっていることから、全面改修することとしておりますので、ご理解をお願いします。

3点目の揚湯管、配管や飲用水等の水回りに必要な最低限の経費はどの程度か、飲用水についてどのような考えでいるかのお尋ねであります。昨年度に策定しました基本計画において概算金額として計上されているものとして、屋外、屋内の給水・排水設備、給湯設備、温泉設備、暖房設備、換気設備、衛生器具設備、給油設備、浄化槽、自動制御設備、撤去工事で、税別で2億215万円となっております。水につきましては安全・安心が第一であり、衛生的な飲用水の確保が重要であると考えております。

今回の改修におきましては、老朽化している井戸を更新し、新たに水処理施設の導入、給水管には長寿命で腐食に強いステンレス管を採用することとしております。

4点目の町民との懇談会やアンケートをする考えはないかのお尋ねであります。3月定例会でも申し上げておりますが、今のところ懇談会やアンケートの実施は考えておりません。

5点目の個室希望も多いのではないかのお尋ねですが、実施設計を行うに当たり、施設全体のレイアウトを再点検しております。部屋割りにつきましては、新館2階にシングルユースでも使用可能なツインの部屋4室を設置し、ご指摘の個室希望への対応を図り、全体では4人部屋2室、2人部屋13室、宿泊最大人数を34人にしたいと考えているところでもあります。

6点目の経営者が決まっているかのお尋ねですが、今月中旬以降にプロポーザル方式により指定管理者を募集し、11月には指定管理者の指定候補者を選定するスケジュールとしてしているところでもあります。

7点目の改修後の経営計画のお尋ねですが、これまでも申し上げているとおり、誰もが気軽に気持ちよく自然や温泉に触れることができる幅広い層の方に利用される新たな町の顔となる宿泊施設にしたいと考えております。

経営計画につきましては、観光審議会、指定管理者、宿泊関連業界等の方々と協議しながら

シミュレーションし、町内宿泊施設への影響が少ない差別化した価格設定とするようにしたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○8番（深見 迪君） 質問に対しておおむね回答いただきました。

それで、私がこの憩の家の問題について、条例がありますが、この中で、たしかあれば「町民の健全な保養とリクリエーションの場を提供する」ということで、それならば憩の家に私たちも協力しようではないかということで、わざわざ憩の家の場所を使ったり、それから、お金を出したりというようなことを町民も努力してつくり上げてきた場所であるということは町長もご承知だというふうに思います。

ですから、そういう点では町民の意見、ニーズ、考え、これが物すごくこの憩の家というものに対して大切ではないかというふうに思うのですけれども、一貫して町長は町民の意見懇談会をする気はないと一言で答えられるのですが、なぜですか。その点についてちょっと伺いたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

冒頭、町民の方々に支えていただいたというところについては、これまでも本当に施設設置者の町としても感謝を申し上げているところだというふうに理解しております。

町民がそのように大切にしてくるにつれてきた施設、その改修に当たって町民の声をきちんと聴くべきだという議員のお話も十分理解するところではあるのですけれども、今回の改修計画に当たっては、以前の運営母体であった公社の破綻がまずあります。そして、多くの町民の方々から施設の再開を求める声が届けられ、そして、それに向けて公社に代わる経営母体を探したりとか、あるいは今後に向けてどういうふうにしていこうかというところで、もともと計画していた長寿命化計画、それがありましたので、それをベースにした改修の計画を今立てているところであります。

この間、何度かやり取りをさせてもらっておりますけれども、確かに2月まちづくり町民講座で隈研吾さん、原研哉さんが見えになり、その時点でのお二人の考え方を聞かせていただきました。その段階では、憩の家がそうあるべきというよりは、当時の世の中の動きとして、いろいろなところからお客さんをお呼び込める、そんな施設でもあるのだよ、町民の皆さんが誇りに思って一緒に育てていきましょう、そんなようなお話だったというふうに私は理解しているところであります。

外観等については隈さんらしい意匠が施されているわけなのですけれども、実際に予定している事業費等々に合わせて、中については豪華なもの、ゴージャスなもの、そういうものではなくて、議員協議会等でも基本計画の図面等についてご覧いただいていると思うのですけれども、現状のお風呂などについてはあまり変わっていないというふうに思っているところであります。

それから、いずれにしても、どんな形にしても再開するのであれば、経営の問題が付きまと

うわけであります。新たな経営主体がやるときに、より効率的に、あるいはより経済的に運営できるようにという観点で、これは長寿命化計画のときから指摘をされていたのですけれども、厨房と宴会場の距離があって、サービスに関わる職員の数が非常に膨らんでしまうと。経営として効率的なものは望めないのではないかとこのところ……

（「そんなこと聞いていない。なぜ町民の声を聴かないのかということ  
を聞いたのです」の声あり）

○副町長（牛崎康人君） はい。今ここにたどり着こうと思っておりました。

そういうところで、必要な改修を見込んでいます。

ということで、この間、いろいろとご懸念が示されていた高級化とかそういったことではなくて、今あるものをよくして提供するというところでは、住民の皆さんのニーズに背いたものではない、そういうふうを考えているところであります。

そういうことで、この段階では、町長が先ほど答弁したように、予定はしていないということでもあります。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） 幾つか町民の声とか意見を聴く、あるいは懇談会を開くと。前の懇談会は大荒れに荒れましたから、前というのはずっと前のあいうスタイルは、私も好ましいものではないというふうに思いますけれども、私が聞いているのは、町民がお金も出して、利用も考えて、やっぱり憩の家使おうやというようなことで頑張って今までつくり上げてきた施設なのです。それは、条例にもあるとおりなのですね。だから、そういう点では、どうして町民の設計の段階から意見を聴かないのかということをお断りしているわけで、町の声を聴きましたら、決してゴージャスなものではないと言っているのが隈さんですよ。講座の中で言いましたよね、そうやって。だけれども、実際の講座の説明を聞いたら、えっと誰もが思ったのではないかとこのように思います。

あの建設予定金額、町からしばしば出されていますけれども、あれでゴージャスでないのかというのが正直なところなのですね。今あるものを活用して、そして最小限に改修をしていくのだというふうには、とても思えない内容になっているというふうに私は思うのですよ。それはいろんな町民の方からの意見を聴いても、そういう声が多いです。だから、そういう点では、どうしてももう少し町民の意見を聴こうとしないのかと、町民の生の声をなぜ聴こうとしないのかということ、そこに焦点を合わせて、あたかもあの設計書が町民の声を代弁しているかのような設計になっているのだという言い方で副町長おっしゃいましたけれども、それと真逆の声がたくさんあるということも事実なのです。

だから、そういう点では、いま一度町民の声を聴くべきではないのかと。それは伝わっていますか、役場のほうに。役場が独り歩きしているのではないかとこのように思うのですけれども、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

議員から役場が独りで走って町民の意向に反した施設改修に向かっているのではないのかと



いう、そういったご懸念だと思いますけれども、先ほども申し上げましたけれども、この先、長寿命化も兼ねて行って、長いこと使っていくと。そのときに、先ほども答弁させてもらいましたけれども、必ず経営の問題も付きまとうわけであります。第三セクターという形で公社自体は頑張ってきてきた経過がある、よその第三セクターに比べると頑張ってきてきた経過はあるにしても、やはり基本的な収支については厳しいものがあつたということで私どものほうでは総括しております。

そういうことを考えると、設置条例で町民のためというふうに書かれておりますが、一方では、議員も先ほどご指摘のとおり、地域の観光振興のためという目的もあります。また、この間、9月の定例会の経営報告等々では、町内外の方々のご利用をもって、かような成績を上げてきた、そういう報告がされ、また、それについては議員の皆さんもご承知いただいているというふうに思います。

確かに、町民の皆さんが守り育ててくれた施設ではありますけれども、一方で、この先の運営、経営、そして在り方というものも含めて考えると、今のものを例えばそのまま提供する、あるいは若干の改修、ちょっときれいにするぐらい、掃除したぐらいの、お金をかけない、そういったものでこの先の利用に耐え得るかという、そうではない。ただ、町民のこれまでの要望等を踏まえると、一部ではインバウンドに特化するともっともうけられるという話は正直ありましたけれども、そうではなくて町民の皆さんに愛される施設、そして外からのお客様にも喜んでリピーターになっていただける、そういったトータルのことが成立するような形でいくというところで鋭意進んでいるわけでありまして、議員ご指摘のように町民の声が全くないところから町が、今、独走している、そういう状態ではないというふうに理解をしております。

現時点では、そういったことが想定していないという答弁でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） インバウンドの問題については、これは講座の中で隈さんが声を大にして言ったことであって、それに基づいた実施設計書ですよね。だから、いや、そうではないですか。それに基づいた実施設計書が出てきたわけですよね。基本設計、基本構想とはあまり変わらないですよね。だから、そのインバウンドの問題については、それに基づいて設計がされているわけで、それは町長がしばしばそうではないよというようなことを説明されていますけれども、しかし、あれに基づいて設計されているわけですから、その言葉は当てはまらないというふうに私は思うのです。

議長、私が聞いているのは、端的になぜこの建設に関わって町民の声を聴こうとしないのかということ、端的に伺っているわけで、それはこうだから町民の要望どおりになっていると思うと町が言っているだけであって、端的にそのことを伺いたいということなのです。だから、そういうふういきちっと、余計なことと言ったら失礼ですけども、言わないで、そのことを答えていただきたい。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

私はこれまで町長になってから、なる前も実はかや沼の経営があまり芳しくないということを含めて、かや沼の経営についてはしっかりしたものにしていきたいということを選挙の最中にはお話をしながら町長になったわけですが、その後、こういった形になって、やはり一日も早くかや沼を前と同じような形の町民の利用にできるようにしたい、最大限に努力するというのが私の今の立場だ、そんなふうを考えていますので、これまで町民の皆さんの利用の中心は温泉の利用、それから宴会場の利用、そしてレストランの利用、外の焼き肉を含めてが中心です。これらについては全て今の計画の中には取り入れをしながら実は計画をしております。

ですから、一日も早い実現が僕は町民に一番お応えする内容だと思っていますし、この間もいろんな方が実は私のところに訪ねてきています。やはり一日も早く再開をしてほしいという声が一番大きいのと、やはりこれから標茶町が人口減少を含めて活性化していかなければならない、そういう中心となる施設にかや沼がなれるのではないか、若い人たちからはそういう声の実がたくさん寄せられています。

やはり外から宿泊関係の状況、皆さんご存じだと思うのですが、かや沼の宿泊、地元の方は5%を切っています。それ以外の95%以上の方は、町外の方の宿泊で運営されていました。収支も採算が取れるのは宿泊の部門だけです。そういったことをトータルで考えると、やはり外からもしっかりお客さんに入ってもらいながら、町民の利用も最大限今までの状況を確保するというのであれば、多くの方から理解できるのであろうなということで、私はできるだけ早く進めるのを最優先にこれまでやってきましたので、いろんな方から情報をいただいていますので、改めて懇談会とかそういった部分については現状今の時点では必要ないのかなと、そんなふうに理解しておりますので、一日も早く皆さんのご理解をいただきながら実現をしたいな、そんなふうに考えております。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） 今も多くの方々から情報をもらっていると。思いですよね。それ、議会では見えてこないのです、一切。どこでどのように町民の声を聴いたのか、どこでどんな情報が町のほうに入ってこういう計画が出てきたのかというのは、議会で明らかにされていないではないですか。それだったら議会との議論ができない。そうすると、この計画について議会が態度を決定するということにはならないのではないですか。

重ねて町民の声を、さっき情報をいろいろな方からいただいていると言うけれども、それがどの程度の規模のものか、どういう質のものなのかというのは、さっぱり私ども、この議会で何回か質問しましたがけれども、答えられていないのですよ。そこ、どうですか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 私これまでも、具体的にというのは非常に難しい、では、どこへ行ってどんな話を聞いたかということを一々メモしているわけでもございませんので、それについてはちょっとそういうお答えをするのは難しいかなと思いますけれども、町長就任以来、様々な会合に出たり、いろんな人とお会いする中で、やはり町民の皆さんが一番気にしているのはかや沼のことだった、それは間違いないと思いますし、いろんなところに出向いて挨拶するたびに私はかや沼の話、倒産しまして申し訳ないけれども、一日も早く再開したいという話をし

ながら、お話を聞かせてもらったりしています。さらに、私のところに訪ねてくる方も多くいます。そういった方々の話や、あとは外のいろんな地域づくりや、そういったことの専門的な方々がコロナ禍の例えばホテルはどういうものがあるのかとか、そんな専門的な知見もいただきながら、ここまで来ておりますので、それで今言ったように、今の時点では町民の皆さんのこれまで使っていた形態について一定程度の確保をしながら、さらに価値を高めるためのかや沼の改修を目指していますので、ご理解をいただけるのではないかなど、そんなふうにして進めていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） これ、やっぱりいろんなところでお話を伺っている、訪ねてくる人も多々あると、ご意見を伺っていると。これ議会になぜ明らかにできないのですか。どの程度の方がどんな内容のことを言っているのか。これが町民の要望、それから声、これが議会に届かないと、私たちは、私たちと言ったら語弊がありますが、私自身はいろんな人から会って話を聞いていますよ。だけれども、これ町長の答えと同じでしょう。深見はいろんなところから、いろんな人からこういう意見を聴いているといったって、信用できますか。多分信用してないだろうと思うのだけれども。

だから、いろんなところでいろんな人から、訪ねてくる人もいて、意見を聴いている、それは具体的にどんなものなのかということをお前は聞いているのですよ。それが明らかにならないと、本当にこの計画がいいものなのかどうなのか、町民の要望に基づいたものなのかどうなのかという判断を議会ができないではないですか。私……

（「議員じゃないでしょう。一人一人の判断だ」の声あり）

○8番（深見 迪君） 議会が判断できないのですよ、それでは。だから、そういう意味では、これ、言っても、また同じ答えが返ってくると思うので、また憩の家を取り上げた議員さんもほかにいるので、そういう点では私この辺でやめますけれども、やっぱりその辺が具体的にないのですよ。町民からどんな声が寄せられているのかというようなことをしっかり私たちつかんで、そして議会で判断して採決するわけですから、その情報がさっぱり議会に議場で明らかにならないということだけは、いまだになっていないということだけは、私ここで指摘しておきたいというふうに思います。

それから、最後に、この憩の家が破産する前は、随分と経営の内容について数字を含めて、見通しも含めてどうなるのだという話が出てきました。常にそのことが議論の中心になっていました。

だけれども、今回、私、改修後の経営計画が全く見えてこないというふうに言ったのだけれども、これ全然数字としても出てこないのですよ。そうすると、こういう計画でこういうふうにはやっていくのだよと、主観的願望ではなくて、こういう計画でこういうふうにはやっていくのだよというような数字的なものが見えてこない、これ納得できないでしょう、この計画については。これは破産する寸前までこの経営計画の数字が何度も何度も示されて、議員さんたちもいっぱいこれに質問して、町理事者も答えてきたことなので、全然ないまま突っ走るということは非常に危険だと私は思いますし、それでは議会が判断できないと。これ、いつ頃、どの

ように、この経営計画というのは、たとえどこかに任せるにしても、どういう考えをお持ちであるのか、この点聞きたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 先ほどの最初のほうの私はちょっと、私が例えばどなたと会ってどんな話をしているというのは、基本的には行政報告の中で、細かくどこに行ったりとかそういったことを含めて公表していますし、さらにホームページで毎月の動静も含めて公表しています。ただ、具体的に誰と会ってどんな話をしたということについては、それは個人的なことも含めて、名前を公表するとか、具体的に誰と会ってこういう話をしたということまで説明をしないと何か理解できないような話をされましたけれども、それについては私ではできないと思っていますので、ただ、全体としてそういう話を受けながら現在進めているということでご理解いただきたいと思います。

それから、経営計画についてなかなか見えないという話、それは、これまでの経営形態は第三セクターで議会にも報告責任があるということで、一定程度議会の皆さんに報告いただきながら進めてきたというものがあると思います。ただ、今後については、公設民営という形ということは以前お話をしたと思いますので、そうなれば、今度はさらに民間のノウハウを最大限活用していただきながら経営をしていただくということでもありますので、今この時点でがちがちの経営計画、こういうふうにしてやるのですよということを、今、私のところで説明することは、非常に難しいというか、逆にそれをやってしまったら、せっかく民間のノウハウを持っているところの力を十分に発揮できないということもございますので、一定程度、指定管理者の応募の中でそういったものも明らかにしながら議会に説明する時期が来るという、そんなふうに思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） それは、いつ頃ですか。どの時点ですか、説明できるのは。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

最初の答弁でも申し上げましたとおり、今月から指定管理者の公募を始めて、スケジュール的には年内に指定候補者の候補者を選定する。そして、その直近の議会に提案をさせていただきたいというふうに考えております。指定候補者として決定した以降、そういった作業に着手してまいりたいというふうに考えております。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） これ、この次の失敗というのは、今までも幾つか失敗はしてきた難しさというのはあるので、この次もまたあれだけのものを建てて失敗するというのは到底許されないことだというふうに思うのです。

それで、私は、民間というのはちょっといろんな考えを持っていますけれども、仮に民間と指定管理者を選定したにしても、年取どのぐらいあればこれはやっていけるのかという、そういう見通しというのは町は一切持たないで指定管理者を決めるつもりですか。やっぱりそういう大ざっぱな見通しぐらいはあってしかるべきではないですか。それがあって初めて議会も納

得できるというふうになると思うのですけれども、それはどうですか。数字的なものを言ってください。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

大まかな数字はこれまでもお話をさせていただいているという記憶でございましたけれども、公募に当たっては、最終的に実施設計で固まってきた部屋数あるいは収容人員を基にして、そこにどれぐらいの単価設定をするのか、そして年間の収入が見えてくるという形になってくるのは当然のことと思いますけれども、従前の憩の家を運営していた公社の成績というのを一つの参考にしていくことになろうかというふうには思っております。そうしますと、議会でも過去にも金額のご指摘をいただいているところでありますけれども、年間の収入については、一つの目安としては1億2,000万円前後の数字とか、そういったものがなかったら成り立ちませんよという指摘を受けておりますので、そういったことを目標にしながらやるべきかなというふうを考えているところであります。

ただ、民間の活力を有効にというところでは、もしかするとこれまでできなかった経費の圧縮等ができるかもしれませんので、その辺については収入支出のバランスを指定管理者とも相談しながら最適なものにしていききたいと。根底にあるのは、町民の皆さんに快適に使ってもらえるサービスを提供していきながら、そういったサービスを提供するための資金を生み出すという、そういった設定になっていくというふうを考えているところであります。

それから、町長の一番最初の答弁にもあったとおり、基本的には町内の民業を圧迫しないような価格帯で設定していきたい、そういうふうにも考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） ちょっと聞き漏らした。1億2,000万円と言いましたか。5,000万得と言いましたか。2,000万円と言いましたか。うんでいいのだけれども。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 今おっしゃられたとおり、過去の数字として具体的に示させていただいているのは、公社の成績での1億2,000万円というものを目安にしたいということであります。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） これ、私、同僚の議員の質問もありますので、最後にしたいのですが、町長は前に議会で、場合によってはもうけが多くなった場合に町の還元もあるよというようなことを言われていました。いや、首をかしげていますけれども、そう言ったことがあるのですよ。

（「ちょっと聞き取れなかったのですけれども」の声あり）

○8番（深見 迪君） 町長は前に、もし、この経営がうまくいって、もうけが多ければ町に対する還元金もあるよということを言いました。この1億2,000万円という金額の計画なのですけれども、これは町に還元金があるというふうにも考えてもいいのでしょうかね。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

先ほど私申しましたのは、経営が成り立つ収入の目安として1つ、公社が行っていたときの1億2,000万円というものがあろうかというお話をさせてもらいましたが、公社からは納付金を頂いておりませんでしたので、それらについては、あくまでも1億2,000万円、目安ということで納付金等々総体の金額の中で定まってくるものというふうに理解しておりますので、1億2,000万円ありきで全てが動くということではありませんので、そこはご了承いただきたいというふうに思います。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） この1億2,000万円という金額は、経営が成り立つ一つの目安として考えているのだということに理解しました。また後日改めて質問したいと思いますので。

次に、2つ目の質問に移ります。

2つ目の質問ですが、新型コロナの問題で、国の2次補正に盛り込まれた「慰労金」の速やかな給付、これについてどうなっているのかということについて伺います。

新型コロナ感染症対策として、国の2次補正に医療従事者などへの「慰労金」が入っていますが、その後、児童福祉施設等の職員への手当にも活用できるようになりました。名称は「児童福祉施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係る支援事業」で452億円が出ていますが、その通知は受けていますか。

対象施設は、学童保育、保育所、児童養護施設等、子どもの生活・学習支援事業等及び産後ケア事業となっていますが、具体的に本町ではどのような施設になりますか。

このような施設に勤務する職員のいわゆる掛かり増し経費等について、どのような内容を考えていますか。

医療従事者、介護職員も該当すると考えますが、その点どのようになっているか、伺います。

予算書を見たら一部確認できたところもありましたけれども、以上、よろしくお願いします。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 8番、深見議員の国の2次補正に盛り込まれた「慰労金」の速やかな給付をのお尋ねにお答えします。

国の2次補正の厚労省予算として、「児童福祉施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係る支援」として452億円が計上されていることは、議員ご案内のとおりであります。

1点目の「児童福祉施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係る支援事業」の通知を受けているかのお尋ねですが、7月1日付で本事業に係る所要額調査として通知を受け、本申請等に向け、準備を進めているところであります。

また、現時点で、掛かり増し経費として職員手当の一部が認められていますが、児童福祉施設等の従事者への「慰労金」は含まれておりませんので、ご理解をお願いします。

2点目の具体的な町内の対象施設についてですが、放課後健全育成事業としては、学童保育事業、延長保育事業、乳幼児訪問事業、また、施設としては保育所となっております。

3点目の職員の掛かり増し経費についてですが、要綱では通常の業務とは別に、新型コロナに関連して必要な特別な清掃や消毒、それによる職員等の超過勤務等の手当などの経費が掛かり増し経費と定義されています。

お尋ねのどのような内容を考えているかについてですが、特に学童保育は町施設の限定的な使用に限られており、清掃や消毒といった作業は施設管理者が行うものと考えており、掛かり増し経費として手当等の支給は非常に限定的になるものかと理解しております。

また、今回の支援事業は、感染防止のための物品の購入と掛かり増し経費で1施設当たり50万円が上限となっており、感染防止対策のための物品等の購入に充てる方向で現在調整しているとありますので、ご理解願います。

4点目の医療従事者、介護職員も該当すると考えるが、どのように考えるかとお尋ねにつきましては、医療介護とも令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金により既に通知を受けており、医療職は申請を済ませております。また、介護職につきましては、申請に向けた作業を進めておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○8番（深見 迪君） お答えになったように、慰労金の5万円というのは、そのとおりだと思います。

ただ、この慰労金の5万円というのは、非常に子供たちを預かって頑張っておられる人たちに対する慰労金として、各全国の自治体でもこれを先駆けて慰労金を支給しているというようなところが少なくないですね。

1つ言えば、これは6月25日の……

（何事か言う声あり）

○議長（菊地誠道君） 何で大きな声で。

（「傍聴に来ている方が電話していた」の声あり）

○8番（深見 迪君） そうですか。

それで、たしか6月25日の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の実施についてという中でも明らかになっていますし、小出しですけれども、厚労省が幾つか出しているんですね。「慰労金の支給は、医療機関や介護サービス事業所・施設等に勤務する者への慰労金を含め、1人につき1回に限る」というふうになっていますけれども、「それ以外の職員 1人5万円を給付」、それ「以外の支給対象施設・事業所に勤務し、利用者と接する職員 1人5万円を支給」というようなことも出ていますし、札幌では、この5万円の支給も既に決めているみたいですね。

それから、県独自の事業として山形県は、山形県議会が6月定例会で新型コロナウイルス感染症の対応に従事した児童関係施設の職員に1人当たり5万円の慰労金を支給するというようなことをいって、これを決定しています。これ、山形新聞の7月の記事で出ています。

ということで、非常に密を避けながら苦勞している、そういう学童保育や保育所、児童養護施設、その他の施設等にこの5万円の慰労金を支給するということは、理にかなった政策では

ないかというふうに思いますが、いま一度回答をお願いします。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

ただいま議員から保育所等の部分でも5万円の慰労金を払うのが理にかなったという、そういうご指摘をいただいております。

私も組織を総括する立場として気持ち的には同じくするところなのですが、国が打ち出している方針の中には、業務の対象となる人たちが新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、重篤化するリスクが高い者に対して慰労金を交付するのだと、そういうふうに決めているところでもあります。その文言が周知されている上で、なかなか保育所だけでいいのか、例えば町立病院はどうなのだ、あるいは1階役場窓口で不特定多数の方と会っている職員はどうなのだ、あるいは学校等々もあろうかと思えますけれども、そういったところで一つの基準、国から示されている以上、なかなかそこを踏み越えていくというところには、今現在判断できないところでもあります。

先進的にやっている、そういうお話もありました。それは私も新聞報道等で十分存じ上げるところなのですが、その取組については本当に羨望あるいは敬意を表しているところなのですが、我が町においてはまだそこまで至っていないというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） 分かりました。

3次の補正もあるのではないかという話も聞いていますけれども、令和2年度の第2次補正、この慰労金に関して452億円というのは、その目的と対象がはっきり書かれているのです。「児童福祉施設等は、適切な感染防止対策を行った上での事業継続が求められているが、職員は感染予防のための標準予防策を必ずしも習得しておらず、感染対策に関する不安や疑問等を抱えて業務にあたっており、精神的にも多大な負荷を負っている」と、だからこれを出すのだというようなことを言っているのですよ。そして、はっきりとその対象施設に、放課後児童健全育成事業、学童保育ですね。それから、保育所等、児童養護施設等、子どもの生活・学習支援事業等々載っています。それから、標茶では子育てサポート事業ですね、ファミリーサポート。これも対象として挙げられています。これは、厚労省で出した文書です。ですから、この点についても、苦勞されている現場の職員の皆さんに対して、1人1回限り5万円の慰労金ですから、ぜひ検討課題に入れてほしいと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。

当然、福祉職に対する慰労金の部分と申しますのは、かなり管内の自治体なんかでもいろいろと話題に出ています。

ただ、先ほど議員のお話にもありましたし、副町長のほうの答弁にもありましたけれども、まずは道なり県なりというところが地域全体を見て支給するものというふうに私どものほうでは考えておりまして、その動向を見ながら、現時点では国の情報等を見ながら、もし支給で



きるタイミングがございましたら、すぐにでも支給手続とか、そういうような事業の取組を進めていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） ぜひ積極的に取り組まれることを要望しまして、最後の質問に入ります。

最後の質問は、コロナで学校教育現場は大変な状態で、先生方もご苦労をされていると思いますが、こういうときこそ少人数学級、これ標茶小学校、中学校が対象になると思えますけれども、1つの教室に人数が40人学級であれば、密を避けるといっても非常に厳しい状況が生まれてくるのだと思うのです。それで、学校教育環境での3密を避けるためにも、現在の定数では実現が不可能であると考えます。今こそ安心・安全な少人数学級を速やかに実施するよう国に求めるべきではありませんか。教育長の考えを伺います。

文部科学省は、コロナ禍の中、授業の遅れは二、三年かけて取り戻せばいいという指針を出しました。しかし、実態は教育現場、各先生方の努力を認めつつも、長期休業を短くする、行事を削る、家庭学習課題が多いなど、子供の全面的発達に逆行するような内容になっていると考えますが、この点について教育長の所見を伺います。

また、児童生徒について心のケアが必要な状況はありませんか。具体的な状況と対応について伺います。

○議長（菊地誠道君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君）（登壇） 8番、深見議員の今こそ少人数学級を速やかに実施するよう求めるべきではないかとお尋ねにお答えします。

ご承知のように、新型コロナウイルス感染症対策として、学校臨時休業期間に少人数化した分散登校を実施し、6月からの学校再開後は、国の衛生管理マニュアル、学校の新しい生活様式によって、各学校は、3密を避けるための様々な工夫を講じながら通常の教育活動を進めております。

1点目のお尋ねですが、議員ご指摘のとおり、少人数学級は3密を避けるために非常に有効な手段であると承知しています。

本町では、標茶小学校の第3学年が少人数学級実践研究事業の指定校となり、少人数学級を実現しています。これまで、より質の高い義務教育を推進するため、少人数学級の実現を国や北海道教育委員会に働きかけており、引き続き感染症対策を含めて、少人数学級の実現を求めていく所存でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

2点目の授業の遅れへの対応と、それに伴い児童生徒に心のケアが必要な状況はないかとお尋ねであります。議員ご指摘のとおり、授業の遅れへの対応として、全ての児童生徒に学びの保障を行うために、長期休業期間の変更、行事の精選等の措置を講じているところであります。

確かに文部科学省は、令和4年までの特例的な教育課程の編成を可能とする通知を出しました。しかしながら、原則として、今年度に計画している学習内容は、本年度中に終えるよう努めることが前提であります。学びの保障を確実に行うことと、子供たちや教職員に過度な負担

とならないことのバランスを慎重に考慮し、必要かつ最小限の工夫を学校にお願いしております。

学校教育は協働的な学びの中で行われ、学校行事等、学校ならではの学びを大切にしながら教育活動を進めることは、大変重要であると承知しています。従来の形での学校行事は中止としましたが、それに代わる体育的、学芸的な発表の場を各学校が工夫して取り組んでおります。これからも過度な負担とならないよう十分留意しつつ、子供たちの豊かな学びを保障するよう努めてまいります。

また、児童生徒についての心のケアが必要な状況はないかとお尋ねですが、6月の学校再開後、新型コロナウイルス感染症に関連して、特別な心のケアが必要な児童生徒についての報告は受けておりません。

しかしながら、臨時休業が長期間にわたり生活リズム等に大きな変化があったこと、そして、社会的な生活様式の変化があったことに伴い、常に子供たちの変化に目配りを続け、継続的かつ組織的に家庭との連携を密にしながら丁寧に対応するよう、学校にお願いしています。全ての子供たちが心身ともに健康で不安なく登校できるよう、学校と連携してきめ細かく適切に対応してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

（「終わります」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 以上で8番、深見君の一般質問を終わります。

本多君。

○9番（本多耕平君）（発言席） 私は、通告に沿って、中山間地域等直接支払制度の活動内容を問うということで、町長以下、関係機関のご意見を伺いたいと、このように思います。

中山間地域等直接支払制度は、平成12年4月に制度が発足し、以来4期20年が経過し5期目に入り、要領の一部が変更されたと聞いております。

この制度の要領趣旨にも示されておりますが、中山間地域等では、高齢化が進む中で平地に比べ自然的、経済的、社会的条件が不利な地域があることから、担い手の減少、荒廃地の増加等により、多面的機能が低下し、国民全体にとって大きな経済損失が生じることが懸念されています。

平成11年、食料・農業・農村基本法により、国は、中山間地域等においては、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう農業の生産条件に関する不利を補正するための支援を行うこと等により、多面的機能の確保を特に図るための施策を講ずることとされております。これを踏まえ、荒廃農地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、担い手の育成等による農業生産の維持を通じて多面的機能を確保する観点から、国民の理解の下に交付金を交付するとあります。

本町においても、全町が一つの集落として集落協定し活動して、令和元年は交付金総額3億7,000万円、個人配分は1億6,000万円、共同取組として約2億1,000万円であり、活動内容は、制度の趣旨に沿った、一次産業を守り農村集落を守る、支える大きな交付金と私は考えます。農業者にとってこの交付金が平等ではないにしても、公平感のある予算配分であることを望みながら、次の点について町長の所見を伺います。

1つ、制度発足20年の効果をどのように評価されているか。

2、制度内での農業委員会の果たす役割と評価をお聞きしたい。

第3に、第三者機関の設置と道にはありますが、4期20年間で北海道から助言もしくは指導がありましたか。

4番目に、第5期の主な活動内容計画はどのようになっているかお聞きいたします。

5番目に、20年間の活動を踏まえ、国・道への要請事項はなかったのでしょうか。

以上、5点について伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 9番、本多議員の中山間地域等直接支払制度の活動内容を問うとお尋ねにお答えいたします。

1点目のお尋ねですが、中山間地域等直接支払制度は、他の省庁に属する補助金、交付金には類を見ない交付対象者である農業者自らが集落協定により自主的に活動内容を定め、遊休農地、耕作放棄地の解消、多面的機能の維持、地域集落の維持のため、交付金が有効に活用されている事業であると評価しております。4期20年にわたり生産活動を支え、基盤整備事業等により、地域経済にも大変寄与しているものと考えております。

2点目の制度内での農業委員会の果たす役割と評価についてですが、ご案内のとおり、農業委員から農地法に基づく売買・賃貸借等による権利移動、農地転用の許可、農業経営基盤強化促進法による売買・賃貸借等による権利移動、遊休農地の調査・指導など、農地の適正管理、耕作放棄地の解消などを担っているため、中山間地域等直接支払交付金事業と一部目的を同じくするところもありますし、さらには、対象地の選定の基礎となる重要な役割を担っていただいていると考えております。

3点目のお尋ねですが、北海道の第三者機関として北海道中山間地域等直接支払制度検討会が設置され、年に3回ほど検討会が開催されておりますが、過去20年間で第三者機関からの助言・指導は受けておりません。

また、北海道が行う事務検査においても、発足当時より中山間協議会事務局が作成されている書類についての助言・指導を受けたことはございません。

4点目のお尋ねですが、第5期対策の開始年度であるため、農地の確定、所得調査などの作業に時間を要しており、総会が開催されていないところであります。協定参加者の総意の下、総会で承認された集落協定を町が認定することになっておりますので、現時点では活動費の内容は確定しておりません。しかし、第5期対策に向けて、総会に先駆けて8月5日に全ての参加農家を対象にした全体説明会が農協で開催され、説明会の中で集落協定の取組内容が説明されておりますので、その配付資料、説明された内容から主な活動計画案を抜粋いたしますと、ミルクプラントへの助成、家畜自衛防疫協議会への助成が新たな取組とされております。

ミルクプラントの助成につきましては、プラント内の機械設備に対する助成と聞いております。家畜自衛防疫協議会の助成の内容につきましては、今まで農家で負担されていた牛のワクチン代の7割を中山間事業で補助するという内容です。第4期でも取り組まれていた農業用廃プラスチック適正処理、農地基盤整備、コントラ活用などは第5期でも継続されますが、農場

景観、パドック整備など第4期で終了となる取組もあると伺っております。

5点目のお尋ねですが、釧路開発期成会においては平成24年度事業の要望書から毎年本交付金の予算確保について要望されているところです。また、制度開始から各対策期の3年目には中間評価、5年目には最終年度評価として北海道から市町村及び中山間協議会で調査が行われており、本町におきましても、町及び中山間協議会の回答や要望、意見を報告しております。北海道により取りまとめられたものは農林水産省へ報告され、3年目の中間評価については次期対策への制度改正に反映される基礎資料として、5年目の最終年報告については集落協定の達成度の調査とされております。

本町においては、この間、地域酪農の持続的発展のためにはなくてはならない制度であり、その時々々の経済情勢に合わせ、特に直近2期においては、個人配分額上限の引上げや所得制限の見直しなどを要望してきたところでありますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

本多君。

○9番（本多耕平君） 私は、冒頭の中でお話いたしましたように、いわゆる中山間地域等直接支払制度、これはご案内のように個人事業者、農業者にとって国が個人配分するというのは画期的な制度だと思っています。さらに、振り返れば、私の記憶では、昭和50年代の前半だったと思いますけれども、開拓者へのいわゆる離農給付金というのがございました。当時、開拓者が離農したくても負債あるいはまた資産のバランスでもって離農できないという方が幾多もおられました。その中で国は、離農者に対して、私の記憶ですけれども、50万円の離農給付金というのが直接に支払われたことを記憶しております。

以来、私は、農業者にとって今回のこの直接支払制度というのは、離農ということではなくて、逆にいわゆる中山間の農業者の支援、さらにはまた、過疎化する集落の再生、環境改善等々の目的を持った支払制度だと思って、この制度が持続され、また、さらには内容がどんどん改善されながら、さらなる一次産業の発展を願うということで、改めてここで、再質問の中で具体的にもう少しこの内容についてお話をお聞きしたいと、このように思います。

本町の町政だよりの中で、昨年度の中山間地域等直接支払制度の概要が実は報告されております。その中で、農業者267人、生産組織54等々で、基本となる交付対象農用地面積がヘクタールで言いますと約2万4,100ヘクタールでございます。しかし、この中では、傾斜8度以上の草地、また、平らな草地ということで、合わせると2万8,900ヘクタールになっております。いわゆる対象になる、あるいはならない面積が約4,000ヘクタールあるわけですが、なぜこのようになっているのか、まず最初にお聞きをしておきたいと思っております。

と同時に、この傾斜度が8度以上、さらにはまた15度以上というふうに度数が設定されております。といいますのも、これは交付金の金額が変わってくるわけでありまして。したがって、本町における交付金の額は、いわゆる農地の傾斜度によって額が変わってくるわけでありましてから、この8度あるいは15度以上の面積の確定の仕方、どのようにしているのかをまず前段お聞きをしたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） まず、1点目の現況面積と中山間の協定面積の差の理由ということですが、まず差で言うと約3,945ヘクタールございます。

その理由ですが、まず1つは中山間の未加入者というところと、もう一つが未相続農地で農地法あるいは基盤強化法による賃貸借契約がなされていないもの、もう一つはデントコーン畑、大根畑、その他野菜畑というふうになってございます。

それと、傾斜区分の確認方法でございますけれども、草地区分については、8度未満の草地比率の高い草地、そして8度以上の緩傾斜、15度以上の急傾斜の3種類ということで、毎年確認が必要な箇所については、改めて基準となる地点の標高と距離を測量して、傾斜度を算出しているところでございます。

団地の考えについては、一まとまりとなる草地ということで、下限面積が1ヘクタール以上の団地というようなルールがございまして、その中で傾斜が明らかに変わっているものについては、団地を分けて傾斜を測定、確認している状況でございます。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 本多君。

○9番（本多耕平君） 私、前段申し上げましたように、いわゆる交付金の根本な原資となるのは、この斜度の問題だろうと思います、面積はもちろんそうでありましてけれども。この斜度で、今、課長がおっしゃったように、毎年検証しているのだというお話でありますけれども、斜度について大変難しい評価をしなければ私はならないと思っているわけです。といいますことは、農地においては、登記簿上いわゆる草地、公簿上はなっていますよね。それが一定の面積にはなっていないはずなのです。いわゆる地番ごとに、例えば1ヘクタールとか5ヘクタールとか、あるいは10アールとかいろいろあるわけですがけれども、その地番ごとに1筆でもっての評価をしているのでしょうか。それはどうなっていますか。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

先ほど団地、1団地というような形で説明させていただいたのですが、まとまりのほうについては、各公簿で地番とかで分かっているやつも含めて現況で一体となっているところで、ある程度斜度が一緒のところは一つのまとまりということで平均して出しているような状況でございます。なので、急傾斜があるところというのは、1ヘクタール以上あれば、そこで一まとまりということで測定しているような状況でございます。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 本多君。

○9番（本多耕平君） 農業委員会さんのほうにも私ちょっとお聞きをしたいのですが、実は先ほどの町長の答弁にもありましたように、農業委員会の独立機関ということで、なかなかこの本町の農政に関わる問題を云々はできないかと思うわけでありましてけれども、しかし、この中で今、農林課のほうでお答えになられた度数が、私は何回も言いますように、基になりますから、それを農地の評価の中で当然農業委員会は、先ほど農業委員会の果たす役割ということで町長お話ありましたように、農地の厳正な確保あるいはまた維持をするためにはという

農業委員会のことでありましたけれども、今回のいわゆる中山間事業における農業委員会の果たす役割というのは、もう一歩踏み込めないものか、どうでしょうか。

今、課長がおっしゃったように、いわゆる斜度の認定について私は少し疑問が残るわけです。地番ごとに一からみでくくっての8度以下、上、中というふうになっているのはお聞きをいたしましたので、それについてもう少し農業委員会のほうとの連携を取りながら、斜度の確定というのは、やはり私はもっと厳密にさせていただきたいと、自分の思いを言っただけです。したほうがいいのかなどという気がするわけでありましてけれども、その点について農業委員会としての見解はないでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午前11時41分

再開 午前11時43分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本多君。

○9番（本多耕平君） それでは、質問内容をちょっと変えたいと思います。

ここで、4番目にお聞きしております第5期の主要な活動内容はということで、これは私、事前にいろいろと部局ともお話をしたわけですがけれども、町長ご返答のように、総会が9月であるということで、総会前に町議会においてその内容をどうのこうのという議論することはいかなるものかというような、暗にそのようなお答えだったと思います。部局のほうからも実は私そのような話をいただきましたけれども、いわゆる令和2年度版の説明の中に、事業内容ですとか、いろいろ出ております。その中で、私が一番気にしたいことは、所得制限によってのいわゆる個人配分の関係であります。この件については多分この議事録、いろいろな各省庁が目を通したり、耳を通したりしたらちょっとまずいかと思いますので、議長、ちょっと議事を止めていただけないでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 休憩をいたします。

休憩 午前11時45分

再開 午前11時52分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本多君。

○9番（本多耕平君） この制度については、議員諸公いろいろとこちらのほうからざわめきが聞こえておりますけれども、なかなか難しい問題であります。

しかしながら、予特の中ではなかなか時期的にできなかったものですから、今回いろいろな立場から町長なり部局の話を聞きたいわけでありましたけれども、私は、この制度、前段申し上げましたように、決して否定するものでもないですし、この制度については、ぜひもう少し

内容を検討しながら、内容の充実した、制度を充実させるべく、そのために質問したかったわけでありすけれども、今までのお話を聞いていますと、なかなか国が2分の1、道が4分の1、町が4分の1負担しているわけでありす。3億7,000万円のうち町自治体も数千万円のお金をこの交付金として支出、拠出しているわけでありす。したがって、私たち議員としても、この制度がいかに大事なものであるかということ、私改めて思いをしているわけでありす。

特に、最後に私申し上げたいことは、先ほど課長のほうからお話ありましたように、個人配分が、所得制限によって個人事業者が当たらなくなったのが100戸以上いると。しかしながら、その予算をどう消化していくかという中身の中で、私、決して法人農業者を敵視するわけでもありませんし、今の標茶にとって法人農家が大事だということは十分理解しております。離農者の多い中で、もう個人経営ではもう土地を買えない、そんなところを法人の方々が土地を収用しながら、今の標茶の農業を、あるいはまた一次産業を維持してくれている。その中で、いわゆる農村が、集落が崩壊をしないで成り立ってきている。これはまさに、中山間のこの事業が私は大きな役割を果たしていると思うのです。

しかし、最初に申し上げましたように、個人には配分が当たらない。それは所得制限が多い、所得が多いからだ。しかしながら、法人の方々には、それ以上のものが当たる。確かに今、国のクラスター事業の中で大型化というのが叫ばれております。予算も当然でありますけれども、いわゆる個人経営がどれだけ標茶の自治体の一次産業を支えているか。標茶だけではありません。北海道、国全体が、個人農家がいかに本国の農業を支えているということを国として改めて私は認識をしていただきたい。

そんな意味では、自治体が4分の1を拠出しているわけでありすから、さらに申し上げましたように、第三者機関が道にはあります。いわゆる不公平感をなくすような制度の実現に、私は町自治体も目を覚ましていただきたい。これを私は最後に述べて、私の発言を終わります。もし、できれば答弁いただきます。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

今、第5期を迎えている中で、若干の制度変更はありましたけれども、基本的には先ほど来本多議員がご指摘されているとおり、中山間地域の担い手の確保あるいは耕作放棄地の未然防止、遊休農地の解消等々の役に立っている。また、この交付金を活用して、標茶集落あるいは各地域の協議会、組織が、自主的な活動をするというところで、農家さんの方々のコミュニティー意識の向上にもつながっているというところで、町としては大変評価しているところであります。

制度開始、議員からもありましたが、4億円のうち1億円を町が負担する、これは法律で決まって継続的に払うという形になってきているわけでありすけれども、その負担をどうするかというときに、農業団体からは1億円の拠出で合計4億円の事業が展開できるというところで経済効果のそういうお話もありまして、最終的には本町においても実施をするという、そういう判断をしたところであります。

もともと国の制度設計の中では、所得補償制度をつくれぬかということから始まったと

いうふうに私は聞いております。ただ、まだ当時の日本においては、所得補償というものがなじまないというところで、この現在の中山間地域等直接支払制度という交付金ということになったところであります。ただ、実態としては非常に自由度の高い交付金でありまして、様々な活用方法が取られてきたところであります。

それで、ほかの産業ではどうなのかというと、類似の制度はございません。これは本多議員もご指摘のとおり、ほかの省庁の補助金、交付金の類いでは例を見ないものだというものであります。そういったものを農水省がつくるときに、自らしっかり他産業の方たちに説明できるものにしなければいけない、そういったところから始まっておりまして、交付対象者も中山間地域等あるいはその他、標茶で言うと、草地比率の高い農地ということになっておりますけれども、ほかのものが作れない、だから所得が上がらないのだ、そういった理論で交付金が出されているところであります。そういったことがありますので、あくまでも発想として所得補償があったのかもしれませんが、他産業並みの所得を確保して、そして農村地域に定着する人を減らさないのだと、そういったところから始まっているものですから、国のほうとしては、どうしても一定程度の所得をラインとして設けて、そこを超える分については制限するということが、制度そのものを守っていくためになるのだという、そういう説明を受けております。

また、傾斜地の考え方についても先ほどありましたけれども、農業委員会が見て判断するのではなくて、航空写真等を活用しながら等高線も当てはめて、農林課長が説明した1団の農地というくくりの中の平均斜度で8度以上なのか、15度以上なのか、部分的に15度以上のところもあるかもしれませんけれども、平均してどうなのかというところで測定をして適用している、そういったところであります。

ただ、いずれにしても、町としては、自ら1億円近いお金を出しながら約4億円の事業を展開する中で、農業者の皆さん、あるいは標茶集落の事務局のほうにも、この間、制度を有効に活用して標茶の酪農のために使っていただきたい、そういう姿勢で接してきております。これはこの先も変わらないと思いますし、そのような中で、民主的な建設的な議論の中で協議会としていろいろなことを決めていただきたい。

ただ、繰り返しになりますけれども、最低限決められた国のほうから示されているルールが幾つかありまして、それによって運用しているのも事実でございます。それについて標茶集落として大きな不満とか不公平感とか、あるいはそれによって集落の運営が難しくなるとか、そういったことが見込まれるのであれば、時を見て北海道や国に対して現場の実情を伝えていく、そういう必要はあるというふうに感じておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

(「終わります」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 以上で9番、本多君の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時15分



○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

渡邊君。

○1番（渡邊定之君）（発言席） 私は、新型コロナウイルス感染症から町民の命と健康を守る対策について質問いたします。

新型コロナウイルス感染症は、都市部での急拡大のみならず、その伝播は地方にまで広がる勢いがあります。極めて憂慮すべき事態となっておりますが、このような事態について町長の所見を伺います。

町内の医療施設、介護施設、福祉施設、保育園、幼稚園、学校など様々な予防の取組が行われていますが、これだけではもう十分とは言えないと思います。このようなリスクが高い施設に勤務する職員のPCR検査が必要だと考えますが、いかがですか。

博物館など町外、道内外からの観光客も多いと思いますが、どのように対応しているか、伺います。

また、これまでの対応で不十分なところはないか伺います。

町民がやむを得ずPCR検査を要望したときに、どのような手順で行うか、それらの保健指導は行われているか伺います。また、この検査は高額であるため、助成を考えるべきではないか伺います。

無症状の陽性者が多いが、病院にかかるとき、検温だけでは不十分ではないですか。仮に、町立病院に陽性と疑われる方が来院したときに、町立病院は十分な体制を取っているのか伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 1番、渡邊議員の新型コロナウイルス感染症から町民の命と健康を守る対策をとのお尋ねにお答えいたします。

1点目の新型コロナウイルス感染症の伝播は、地方にまで広がる勢いであり極めて憂慮すべき事態となっているが、この事態についての所見を伺うとの質問ですが、全国的な分析において、政府の8月24日開催の新型コロナウイルス感染症対策分科会での直近の感染状況の評価等として、新規感染者数の動向については、「7月末がピークになっているように見え、主要都市の実効再生産数は、足元で1を下回っている。接客を伴う飲食店などハイリスクの場における積極的な対応や都道府県による自粛要請への協力、市民の行動変容の影響などもあってか、新規感染者は全国的にやや減少に転じたが、急速に増加した地域もあり、感染者数の動向は地域差がある」としています。また、感染経路については「不明の割合は高水準で推移しているとともに、お盆中の人の移動もあり、適切な感染対策を行い、感染リスクが高くなる行動を行う場合には、さらに感染拡大が再発するリスクは常にある」とも評価しております。

北海道内では、新規感染者が直近1か月で7日間合計の平均が80人前後と石狩総合振興局管内では感染者を中心に落ち着きを見せていない状況であり、釧路総合振興局と根室振興局管内を合わせた状況では、8月の一月で11名と再び感染が拡大している状況にあることから、釧路保健所ではマスクの着用や職場での換気などの対策を呼びかけているところでもあります。

北海道でも言えることですが、かなり地域差が大きく、いわゆるクラスターが発生すると、大きく感染者数に影響を与え、一度発生すると都市、地方にかかわらず、人が集中する地域で増加し、人の動きによってそのほかの地域に広がっていくという懸念は常に持っているところであり、現状を考えると、感染拡大防止対策は緩めることなく続けていかなければならないというのが私の所見であります。

2点目のリスクが高い施設に勤務する職員のPCR検査が必要と考えるがどうかのご質問ですが、初めに公的機関、民間事業所を含めて、それぞれの施設において感染拡大防止に努力されていることに感謝申し上げます。

町内におきましても、ご指摘のような事案は過去に発生してはおりませんが、この先も発生しないとは言えない状況にありますので、引き続き拡大防止に努めていただくよう、お願いする次第です。

徹底した感染防止対策を実施しても発生する可能性はありますが、PCR検査を優先的に対応することについては、釧路管内における現状の検査体制を考えた場合には、現実的ではないものと判断しているところです。

3点目の博物館などのコロナ感染対策についてのご質問ですが、来館者につきましては、原則マスクの着用と手指の消毒をお願いするとともに、検温を実施しております。館内につきましては、3密を防止するために、一度に入館できる人数を15名までに制限を設けるとともに、館内を原則飲食禁止とし、受付カウンターには飛沫防止用のビニールカーテンを設置し、開館中は館内の換気扇を全て稼働させるとともに、定期的に非常口等を開放し、換気を行っております。

また、これまでの対応で不十分などころはないかのご質問につきましては、できる限り対応可能な感染防止対策を実施しておりますが、感染リスクをゼロにすることは非常に困難な状況であるとの認識であります。

4点目の町民がやむを得ずPCR検査を要望した場合のご質問ですが、現時点におきましては、釧路管内で検査可能な機関は1か所のみであり、希望者が検査を受けられる環境にはなっておりません。検査を受けられるのは、感染の疑いがある場合であって、釧路保健所に相談し検査が必要と判断された場合、また、2次医療機関で感染を疑う場合に、医師の指導による場合の2通りとなっております。

また、それらの保健指導は行われているかのご質問につきましては、新型コロナに対する保健指導ということでは、個人情報との関係から役場に通知等がなく、基本的には保健所主導で行われているものと考えます。

なお、検査費用の助成につきましては、現時点で釧路管内において自費による検査機関がないことなどから、検討はしておりませんが、今後の状況等を勘案しながら研究してまいりたいと考えております。

5点目の無症状の陽性者が多いが、病院にかかる時検温だけでは不十分ではないか、仮に町立病院に陽性と疑われた方が来院したときに、町立病院は十分な体制を取っているかのご質問ですが、現状、病院での対応といたしましては、検温の上、マスクを着用して来院いただ

くよう患者様にお願いをしているところであり、また、検温されていない患者様につきましては、受付で検温を行っております。発熱のある患者様につきましては、必ず保健所に連絡をし、受診する医療機関の確認をしていただいた上で、その指示により、受診をいただいているところでもあります。感染対策といたしまして、患者様には手指消毒やマスクの着用を徹底していただき、病院としては待合室等で密にならないよう体制を取り、院内の消毒を徹底しているところでもあります。

検温だけでは不十分ではないかとのこと指摘ですが、先ほど申し上げたとおり、保健所での確認をしていただいた後の受診となること、無症状の方が感染しているかどうかの判断は非常に困難であることなどを考えると、現状の対策以上は難しいものと考えているところでもあります。

また、体制につきましては、現状、通常診療としておりますが、必要な検査の際にはガウン、フェースシールド、マスク、手袋等を着用し、対応しております。ただし、今後におきましては、状況の変化により、発熱外来等の設置が必要となった場合には、その状況に合った対応をしてみたいと考えております。

いずれにしましても、今まで経験したことのない事態であり、新型コロナウイルス感染症についても正確には解明されておらず、ワクチンや治療薬なども特定されていない中では、長期にわたる感染拡大の防止対策が必要であると思っており、国や北海道からの情報収集に努め、町民の命と健康を守ることを第一に考え、各施策に取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

渡邊君。

○1番（渡邊定之君） 2つ目の質問の中で、医療施設とか介護施設、福祉施設、このような公共で働く職員の皆さんのPCR検査について質問しましたが、ここの部分で今後どういう事態になるのか分からないのですけれども、事態によってはPCR検査に対応するといいますか、具体的にその措置を取るといえる考えはありませんか。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） 福祉施設を預かっている部分で答えをさせていただきたいかなというふうに思います。

今現状おっしゃられるようなPCR検査といいますのは、その時点時点での感染の有無を調べるものであって、もし、町施設、福祉施設とかでやる場合については、継続的にPCR検査をしていかないと、どの時点で感染したかどうかという判断がつかないものでありまして、継続的な検査が必要になってくるだろうというふうに考えております。

ただ、町内の施設でクラスターのものが発生した場合については、全員の、濃厚接触者以外も含めて、かなりの数、その施設内の従業員ですとか、入所者含めて検査についての可能性はありますが、それはあくまで保健所さんとの協議の中で、どの範囲まで検査をしたら有効かどうかということ判断しながらの検査となりますので、一概に今現状で全ての施設でPCR検査をするということではありませんので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○1番（渡邊定之君） 答弁の中で私が聞き漏らしたのかもしれませんが、町民がやむを得ず、PCR検査を要望したときにどのような手順かという部分。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） 町民がやむを得ずPCR検査という部分が、取りあえずコロナに感染した可能性があるということを排除した場合の内容ということで、ちょっとお答えをさせていただきたいというふうに思います。

現状、先ほどの町長から答弁もありましたように、釧路管内では、いわゆる行政検査、要するにお金のかからない検査、それを釧路保健所でやっております。それについては、あくまで保健所の判断、それから2次医療機関の医師の判断、それぞれに基づいて、この人はコロナの感染の疑いがあるという場合に限ってPCR検査を受けることが可能になっております。現状、釧路管内で言いますと、いわゆる自費でPCR検査をする医療機関、検査機関というのはございませんので、もし受けようと思っても、なかなか難しい状況ではあると。ただ、道内で、報道なんかで見ますと、旭川市立病院であったりとか、札幌の医療機関では自費でやっているところもあるということで、報道なんかでは承知をしているところでございます。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○1番（渡邊定之君） はい。よろしいです。

それでは次に、コロナ禍における高齢者の健康づくりを工夫して推進を質問いたします。

感染症の流行で、とりわけ高齢者の運動不足による様々な弊害がマスク等で取り沙汰されています。本町で取り組まれてきた健康づくり教室においても活動に影響があると考えますが、今後どのように対応するのか伺います。

保健福祉課、社会教育課との連携を取りながら、健康の推進と運動の両立を図りながら進めるべきと考えますが、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 1番、渡邊議員のコロナ禍における高齢者の健康づくりを工夫して推進をの尋ねにお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の流行により、感染症予防のため外出を控え、自宅で過ごす高齢者が増えたことによって、高齢者の活動時間が減少し、特に運動機能面の低下に影響しているのではないかと報道があることは、議員ご案内のとおりであります。また、介護等の支援を受けている一部の高齢者の中には、外出機会の減少が影響し、症状の悪化が見られたとの報告を受けているところであります。

1点目の健康づくり教室の活動に影響があるが、今後どのような対応をするかのお尋ねですが、町では、これまで各地区ごとに開催してきた転倒予防教室や生活習慣病予防教室の終了後に、それぞれOB会が結成され、自主的な活動をされております。新型コロナによる影響は、緊急事態宣言時における町施設の休止により、OB会等の活動に影響がりましたが、施設の休止解除により、感染防止対策を取りながら順次活動を再開してきております。

また、今後の対応につきましては、道内や町内の感染状況など、その時々における各種状況等を見極めながら、自宅でできる運動等のパンフレット等の送付や少人数での活動方法の提案

などを適切に行っていきたいと考えておりますので、ご理解願います。

2点目の保健福祉課、社会福祉課と連携を図りながら健康の推進と運動の両立を図るべきとのお尋ねにつきましては、これまでも各種健康教室の開催や健康まつりなどのイベント等で協力体制を取りながら進めてきており、今後も新型コロナ対策に配慮しながら継続して進めていく考えでおりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

渡邊君。

○1番（渡邊定之君） 現実、このコロナ禍においての実質健康推進のための行動は、この教室に参加する住民の方の人数はやっぱり減っているのでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。

参加する参加者のニーズというご質問だったというふうに…

（「人数」の声あり）

○保健福祉課長（石塚 剛君） 人数ですね。失礼しました。人数。

各地域で行っております転倒予防教室とか生活習慣病予防教室、今現状やっているのが貯筋くらぶ7か所、燃焼クラブとして3か所が開催されておりますが、それぞれ自主的に活動されている部分でございまして、今現状、手元には数字としては押さえておりませんので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○1番（渡邊定之君） 以前の健康づくり教室のそういう集約、まとめみたいなのは社会教育課でやっていて、そちらのほうではどうですか。

○議長（菊地誠道君） 社会教育課長・服部君。

○社会教育課長（服部重典君） お答えします。

今回の議会の行政報告の中にも一応参加の人数等を載せておりますので、それをご参照いただきたいと思いますが、今年の資料は今手元にないので比較はちょっとできないのですが、一応、再開後の6月以降は、通常どおりの参加の状況というふうに把握しております。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○1番（渡邊定之君） こういうコロナ禍ですので、そういう意味では、保健福祉課、そういう意味では、そちらのほうと連携を取りながら、高齢者の皆さんの運動不足に対応し、健康づくりを推進していただきたいと思います。

それでは、3つ目のコロナ禍の下、新規就農対策の積極的推進をについて質問いたします。

新規就農は本町の第一次産業の発展にとって大きな役割を果たしているが、クラスター事業等の推進により既存の生産者の規模拡大が進み、それに伴い、新規就農者の生産基盤となる建築物、家畜の頭数、トラクターなど機械代等経費が高額化しています。

農地の確保等においても競合するような問題はありますか。

新規就農者が負う負債は、これからの経営を成功させるには、高額で極めて厳しい状況であ

ると考えますが、町長の所見を伺います。

新規就農を推進する本町として、このような負債の根拠となる数値の出し方について、どのような知見を持っているか伺います。

新規就農者を迎え入れることは、人口減対策としても大きな役割を果たすと考えます。コロナ感染症の経験から、都市住民の中に人間らしい働き方や暮らし方を農村の多面的な価値に求め移住を希望する人が増えています。今、地域に人口を分散させていく条件はあると考えますが、町長の所見を伺います。

さらに、地元の若い世代の新規就農者を増やす方策も一層進めるべきではないかと考えますが、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 1番、渡邊議員のコロナ禍の下、新規就農対策の積極的推進をとのお尋ねにお答えします。

1点目の農地の確保等において競合するなどの問題はないかとお尋ねですが、離農される方が農地を含め、離農跡地を新規就農者へ継承したいという意向があった場合には、町内農業関係団体で構成する標茶町担い手育成協議会の部会において、新規就農希望者、就農時期など検討及び情報共有を行い、新規就農に足る人材を選考し、希望者の営農スタイルと就農地のマッチングを図った後に、農協が中心となって地域農業者に打診をして、地域の理解を得て新規就農を決定しております。

しかし、地域農業者の中には、規模拡大志向で離農跡地の農地を取得したいという意見があるということもありますので、そういった方には本町農業の担い手確保の重要性についてご説明をして理解を得ていますので、現在のところは、競合の問題は解消されてからの就農であると理解しております。

2点目のお尋ねですが、新規就農の経営計画の策定につきましては、農協において負債の償還に対し必要な生乳生産量、乳牛頭数、助成金などを考慮して償還可能な営農計画を作成し、農協理事会において審査承認されておりますし、過去に新規就農者が負債によって営農中止した事案はありませんので、経営が成り立つ状況となっていると判断しております。

3点目のお尋ねですが、本町の新規就農者が営農をスタートする際には、公社営リース事業とJAしべちゃ独自事業である農協リース事業を活用し開始しており、お尋ねの負債の根拠となる数値の出し方についてですが、公社営リース事業の建物の査定につきましては、北海道農業公社の再調達単価を用いて査定され、乳牛につきましては、公社による市場での調達となるため、市場価格となっております。

農協リース事業に関しましては、農協にて査定されており、建物につきましては、公社の査定実績を参考に、事業支援課で独自に調査されております。機械につきましては、アルーダしべちゃ及び農協車両整備工場の職員により査定を行っております。乳牛につきましては、農協の生産販売課が市場価格を参考に査定を行っております。農地につきましては、保有合理化事業、農協リース事業ともに農地あっせん委員会の査定価格が採用されております。

いずれにいたしましても、施設等の取得価格の査定については、専門性を有することから、

町のみで見聞ではなく、それぞれの専門家により構成される担い手育成協議会で妥当性の検討を行っているところであります。

4点目のお尋ねですが、平成27年度に策定した標茶町創生総合戦略では、人口流出の抑制策と併せて人口流入の拡大を行うため、基幹産業である酪農畜産業の振興を重点戦略の一つとして掲げており、その具体的な取組として、標茶町農業研修センターを核とした新規就農に向けた研修と酪農体験の場とすることで担い手の育成を図り、離農戸数を抑制するとともに、地域の活性化を図ることとしております。

目標年度の平成31年度では、新規就農者数5戸の目標に対して実績も5戸と目標に達しておりますし、新規就農者の5戸で17人が定住につながったという実績からも、新規就農を迎え入れることは、人口減対策としても大きな役割を果たしていると言えます。

また、今回の新型コロナウイルス感染により人々の目は都会から地方へと向けられ始めているとも言われておりますので、新規就農者の確保については一層力を入れていきたいと考えております。

5点目のお尋ねですが、本町の担い手育成協議会では、若者を中心に町内外を問わず新規就農希望者の育成支援をしているところであり、今後も引き続き推進していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

渡邊君。

○1番（渡邊定之君） 新規就農者を迎え入れることは人口減対策という部分で再質問いたします。

そういう意味では、今、新規就農をされる方々の経営体、経営規模等については、非常に負債が多い、周りの人間から見ている、これだけの負債を抱えてという思いがするわけですが、そういう意味では、計画を立てて負債が決定して、そのためにどれだけの生産を上げなければならないかという、そういう計画の進め方のような気がします。そういう意味では、今、町長の答弁にあって、そのことによって、離農とかそういう不幸な事態に至ったところはないということで、現段階ではそうかもしれませんけれども、そういう意味では、就農を希望する人たちの本当の思いと抱える負債というのは、かなり将来の経営にとって影響すると思いますので、経営等々相談して進めていくべきだという具合に思います。

それと、人口減対策ですけれども、そういう意味では、こういう感染症の時代がやってきて、働き方や暮らし方は農村の多面的な価値に求めるという流れができているという様々な報道もされていますけれども、そういう意味では、そういう人たちの思いに沿った就農の仕方といたしますか、そういう方法というのも、今、私たちの町では農家戸数を減らさない対策として、そして人口減対策として、そういう立場でのメニューといたしますか、そういうものも考えるべきではないかという具合に思うのですけれども、その部分ではいかがですか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

前段の部分、JAと相談をしながら進めていただきたいということではありますが、新規就農対策については、常にJAと一緒にやってきているところであります。

また、先ほど町長の答弁にもあったとおり、町農協だけではなくて、共済組合であるとか、普及センターであるとか、そういったところが入った担い手協議会の中で検討して進めてきているところでもあります。

それから、議員のご懸念で、新規就農者が言わば自身が希望するよりも大きな身の丈に合わないような投資になっているのではないかという、そういうようなことなのかなというふうにお聞きをしておりましたけれども、新規就農は基本的には離農跡地に入るところで、最初からその人のためにカスタマイズされているものではありません。そこに合わせて自分の夢が描けるかどうかというところをご本人が判断する、こちらのほうとしては、こういう物件がありますけれども、どうでしょうかというところで話し合いを始めていきます。ですから、これまでの就農者の中には、通常は公社営のリース事業を使って牛舎を改築するというふうになるのですが、この牛舎はちょっと古いので中途半端に手をかけるとお金が無駄になりそうだから、これは手をかけない、自分が一人前に数年後になって稼ぐようになったら牛舎を新築するとか、そういった形で事業費を抑制して、自分の夢の実現に近づけさせようとするのがあったりとかというのは実際問題あります。担い手協議会、町、農協いずれも、できるだけスムーズに行くように、そして標茶に定住していただけるように、永続的に標茶で営農を続けてもらえるようにという観点で進めておりますので、過大な投資を無理強いするような、そういう実態ではありませんので、そこはご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○1番（渡邊定之君） 過大な投資を無理強いするという、難しいといえますか、今、国のほうでも、そういう意味では、今回の2020の補正予算なんかでも、地域の生産基盤を守るためには、後継者のいない家族経営の方が将来、新規就農なり担い手に継承する、そういうときに規模拡大を要件にせずという、その一言を書き込んだりしていますので、そういう意味では、規模拡大せずに続けてきた経営を、この際誰かに継承したいというような、そういう案件が出たときには、そういう休農希望者の方々とやっぱり新規就農したいという人の中を取り持てるような、そういう対応もして、無理な投資につながらない経営継承ができるような対応をぜひ取っていただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

今、議員から国の動きも紹介されましたけれども、新規就農の場合、先ほども申し上げたとおり、一度離農されているというところでもありますので、新規就農者が規模拡大要件に合致して縛られるということは今まではなかったのではないのかなというふうに理解しているところでもあります。

繰り返しになりますけれども、結果として新規就農促進が人口減対策にもなっているというところでもありますし、先ほども申し上げましたけれども、本町に定着をして、永続的に営農していただくことが、本町の農業の持続的発展につながるものという観点で、適切な規模での新規就農を促していく、これは担い手協議会の中でも共有されていることだというふうに理解しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。



○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○1番（渡邊定之君） 最後に、そういう酪農を基幹産業とする標茶の中で、この酪農に対して地元の若い人もこの酪農に携わる、そして標茶の産業発展のために頑張ろうという、そういう思いにつながるような取組をしていただきたいという具合に思います。

これで、私の質問を終わります。

○議長（菊地誠道君） 以上で1番、渡邊君の一般質問を終わります。

松下君。

○4番（松下哲也君）（発言席） 私のほうからは、さきに通告いたしております2件の案件につきまして、一般質問をさせていただきます。

まず、1番目の合葬墓の建立に向けての検討はされているかという件でございます。

令和元年第3回定例会において、合葬墓を建立してはということについて質問をさせていただきました。そのときの答弁では、町として積極的に墓じまいを推進するものではないということの基本にしながらも、「お墓の継承や管理に不安のある方々、経済的事情から永代供養等も難しい方々に対して、あくまでも合祀という形であるならば、町で合葬墓を整備する意義はあるものと考えている」という答弁をされております。また、「地域墓地管理組合、宗教関係者と意見交換を図りながら、建立の可能性について検討を深めていきたい」とも答えられております。

その後、元年の10月には合葬施設建設に関するアンケート調査が行われておりますが、その後、約1年近く経過いたしましたけれども、その結果が発表されておりませんし、また、アンケート集計後の結果、認識と今後も検討を重ねていくのか、町長の所見をお伺いしたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 4番、松下議員の合葬墓の建立に向けて検討されているかとお尋ねにお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、令和元年第3回定例会におきまして、議員の一般質問に対し、「建立するとした場合の場所、制度の運用方法、経費等について検討しているところであり、墓地管理組合や宗教関係者との意見交換を図りながら、建立の可能性について検討を重ねていく」との答弁をしたところであります。

その前段としまして、令和元年10月に無作為抽出した町内700世帯を対象に合葬施設建設に関するアンケート調査を実施したところですが、回答世帯数は252世帯、36%という回答率になっております。

当初の計画といたしましては、アンケート調査の結果を分析し、一定程度の方向性を定めた後、関係者との意見交換を行った上で結果について公表したいと考えていたところであります。

しかし、今般の新型コロナウイルス感染症に伴う地域墓地管理組合総会などの中止や評価検討に傾注する人員の確保など、現状取り組める体制になかなか時間を割けなかったことから、もう少し時間をかけなければならないと思っております。

アンケート調査の結果からは、「お墓を維持していく際に問題を感じていないか」との問い

に関しまして、「感じている」が35%、「感じていない」が31%と、ほぼ差がございませんでした。しかし、「合葬施設について賛成か反対か」の問いに対しましては、「賛成」が62%、「一部疑問」「反対」が13%、「分からない・未回答」が25%という結果であり、賛成する方が多くなっております。賛成する意見の多くは、「継承する者がいない」「維持するにも経済的に不安」というものであり、反対についての意見は多くはございませんが、記載があった中では「町が個人のお墓の継承や管理に不安がある方のために少ない財源を使って新たな施設を造らなくてはならないのか疑問」という意見、一部疑問とする意見としましては、「費用や管理体制を知りたい」「子供たちの考え方もある」といった内容となっております。

今回のアンケート調査において、単純ではない思いが多くあり、慎重な対応が必要であると再認識した中で、スピード感を持って、今後、検討を続けてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

松下君。

○4番（松下哲也君） この合葬墓ということでは、あくまでも亡くなってからの埋葬のことですから、非常に私はデリケートな問題かなとは思っております。

そういうことでは、より慎重な検討を重ねるということは、私は大変大事なことである。いろんな関係機関、宗教関係者の方もありますし、そういうことでは、本当に慎重な検討をお願いしたいのですけれども、ただ、一般町民の中では、昨年の10月のアンケート調査で、この中には基本的な考え方ということで2点書かれているのですけれども、「他の方と一緒に遺骨を埋葬する施設を考えています」。2番目には、「継承や管理不安のある方々や経済的に永代供養等が難しい方々にとって最善の施設を考えています」と、こういうこと、いわゆる基本的な考え方を述べてのアンケート調査を行ったわけなのですけれども、やはり町民の中には、私もいろんな方々からお話を聞くのですけれども、このアンケートを取ったということで、町では合葬墓を造ってくれるのだという認識を持っている方が結構いるのです。そういうことでは、いやいや、まだ決まってはいませんよということを私は今申し上げているのですけれども、もう町民の中には、いや、造ってくれるのだ、町で造ってくれるのだというちょっと間違った認識をされている方が出てきているものですから、これはよほど慎重にかかっているかなければならないとは思っています。

その中で、あくまでも政教分離ですから、町は自治体は一切宗教的なことには関わってはいけないという中で、なかなか永代供養という言葉も果たして使っているのかどうかということもあります。かといって、やはり実際にいまだに両親のお骨を納める場所がないということで、自宅で抱えている方もおります。そういう中では、経済的な理由でもってお墓なんてもう今さら造れない、納骨堂を買うにもかなりのお金が必要だというふうにおっしゃられる方も、やはり数多くいるということも現実なのですよ。

そういうことではやはり、かといって今のこういう状況の中で先ほどこのコロナの関係でいろんな会議等もなかなか開けないでいるという中で、検討することが遅れているということは理解できますけれども、やはり1人の人間の人生の中で、生まれたときから最後の最後の締め

の部分、ごめんなさい、言葉がちょっと悪いです。最後の最後の状態で自分のお骨がどこに入るのか分からないという状態にいるということに対して不安を与えてしまうということでは、やはり安心してこの町に住んでいられるという状態をつくっていただきたいという思いはあるものですから、そういうことでは前向きな検討ということになるのかどうか、もう一度伺いたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 先ほど状況については、コロナ禍の中で本当は地域の墓地管理組合の意見を聞きながらもう少し詰めていきたいというのが実は正直なところと、あとアンケートの結果が非常に違いが明確になっていなかったとか、方向性がなかなか見いだしづらかったということと、やはりいろんな思いがあって、宗教上の問題とか、そういったことに行政がどこまで関わったらいいいのかとかという部分を含めて、もう少し関係者の意見を聴いたり、少しコロナが落ち着けば地域墓地管理組合の総会等にも顔を出しながら意見集約できるのかなと思いますので、検討させていただく時間をいただければと思っていますので、よろしくお願いたします。

○議長（菊地誠道君） 松下君。

○4番（松下哲也君） 分かりました。ぜひとも前向きな検討というものをお願いしたいなと思います。

では、2点目に入ります。

2点目は、町職員の採用についてということでございます。

広報しべちや8月号に令和3年度の町職員として保育士（正職員）ということで募集が掲載されておりました。また、9月号の町広報においては、令和2年度の、今年度ですね、会計年度任用職員の追加募集の一覧表が掲載されております。ここで、令和3年度の専門職、いわゆる保育士、介護士、特に看護師と、3つの士（師）のつく専門職の方についての採用についてお伺いしたいと思います。

1番目の保育士については、待機児童が出ている中で、いわゆる定年退職者と新規採用者とのバランスが取れている内容になっているかということでございます。これは8月に載っておりました令和3年度の町職員、正職として3名程度のということで募集が載っていたことです。ただ、話を聞きますと、定年退職者は5名いるという中で3名ということではどうなのかと。

2番目、定員100名の特養やすらぎ園は、介護士の不足により受入れが制限されていると。6月定例会におきましても総括質問で同僚議員が出しておりますが、介護士の補充についてはどのように取り組んでいくのかと。そのときの答弁では、いまだに募集しても何の応答もないという答弁がされております。その中で、また、今年度令和2年度は会計年度任用職員一覧表として10名とか、そういうことで募集のあれが出ておりますけれども、いわゆる会計年度職員のままですって、では本当に募集がどうか、確保できるのか。同じことの繰り返しが今まで何年か続いてきているのです。そういう中で、そういうことが本当にある程度の人数が確保できるめどが立つのかということでございます。だから、正職としての枠を少しは設けてやるべきではないのかということなんです。

3つ目に、来年度から小児科の医師が常駐するということでは、それに伴って当然診療科に張り付く外来の看護師も必要だとは思いますが、それによって病院に置いている看護師の不足は生じないのかということでございます。

4番目、最後です。会計年度任用職員として今まで募集してきているが、応募が少ないことに対してその原因、なぜ応募してこないのかということに對しまして町長はどう認識されているのか、お伺いいたします。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 4番、松下議員の町職員の採用についてのお尋ねにお答えいたします。

1点目の保育士の採用についてのご質問ですが、令和3年度の保育士の確保に向けましては、広報しべちや8月号や町ホームページに掲載して募集案内の周知に努めているほか、障害児の加配分や待機児童への解消に向けた不足分については、会計年度任用職員として募集していることは、議員ご案内のとおりであります。

待機児童が出ている中で、定年退職者と新規採用者のバランスは取れているかのお尋ねですが、退職保育士については前年度が1名、本年度末で4名の合計5名の退職を見込んでおります。採用に当たっては、年齢構成などのバランスを考慮しながら計画を立てており、昨年は1名の退職に対し3名を募集し、今年度につきましては、前年度の採用状況を加味し、3名の募集を行っております。結果といたしましては、前年度は2名の採用にとどまり、今年度は当初2名の採用計画をしていたところを3名に変更し、保育士の確保を図ってきたところであります。保育士の採用に当たっては、再任用職員の希望や今後の保育需要など各種状況を勘案しながら、計画的でバランスの取れた採用に努めたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

2点目のやすらぎ園の介護士のご質問についてですが、議員ご指摘のとおり、特別養護老人ホームやすらぎ園では、介護を担当する職員に不足が生じている状況があり、入所者の安全確保と介護に当たる職員の労働環境を鑑み、入所者数を定員100人のところ80名に制限させていただいております。

不足している介護職員の募集につきましては、ハローワークと町ホームページや町広報による公募と今年度より釧路市社会福祉協議会の求人サイトにも掲載を始めたところであります。しかし、今年度の介護職員の会計年度任用職員の求人に対する問合せは1件のみで、令和2年1月に1名採用したのを最後に、その後、採用には至っておりません。このことから、新たな視点による介護職員の求人活動について、その必要性を認識しているところであります。

また、現在の在職の介護職員数につきましては34名で、内訳は正職員が21名、会計年度任用職員が13名であります。

正職員としての枠を設けるべきではないかのご質問につきましては、安定的な施設運営を考慮した介護職員数の確保を図るとともに、正職員と会計年度任用職員の構成比及び会計年度任用職員の業務内容等につきまして研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

3点目の町立病院の看護師のお尋ねについてですが、9月1日現在の在職者は、フルタイム勤務者は正職員正看護師32名、正職員准看護師2名、再任用准看護師3名の計37名、パートタイム勤務者は会計年度任用職員の正看護師が3名、准看護師3名の計6名、合計で43名であります。このうち産前産後・育児休暇を取得している職員は3名であり、うち2名については来年度当初に復職できる見込みであります。それらも含め、今後、小児科医が常勤体制となることにより、外来部門で看護師が2名必要となりますが、病院ホームページ等により、引き続き募集を行ってまいりたいと考えております。

また、現在勤務いただいております再任用職員や会計年度職員につきましても、引き続き勤務いただけるようお願いをしまいたいと考えております。

いずれにいたしましても、現状、医療従事者の確保につきましては、看護師に限らず困難な部分もございますが、できる限りの努力をしまいたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

4点目の会計年度任用職員の応募が少ないことについての原因の認識のお尋ねですが、ハローワーク、ホームページ、広報しべちゃ等の手段を活用し、広く職員募集の周知を行っておりますが、人材の確保が大変困難な状況であります。会計年度任用職員に限らず、正職員においても、特に技術職の確保に苦慮しているのは事実であります。その原因としましては、人口減少や民間の企業への転職される方、労働条件や待遇面など様々な原因があるのではないかと推察しております。

冒頭申し上げましたが、職員の募集を行ってもなかなか応募される方が少なく、危惧している状況でありまして、抜本的あるいは決定的な対応策を見いだせない状況ではあります。これまで行ってきた情報発信などの取組をベースとして、新たな確保対策ができないかの検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

松下君。

○4番（松下哲也君） この人材募集といいますか、今、全国的に、こういう現業職というか、そういう場での人材を確保するというのはどこでも苦労されているということは私も理解できます。非常に努力されているということは理解できますけれども、ただ、やっぱり一町民の立場から見まして、この後、同僚議員もまた同じような内容の質問が出されてはおりますけれども、やはり私は、せっかく町に100名受け入れる介護特別養護老人ホーム、それが100%の機能が発揮できない状況に陥っているということは非常に残念というか、せっかくある機能を100%、人材というか、あれでもって発揮できないことが非常に残念だなど、私そういうふうに思っているものですから、大変なのは分かりますけれども、最大限この人材確保といいますか、あらゆる考え方、いろんな考え方を持って正職にするなり、正職枠を少し増やしてみたり、いろんな形での、多分この後出されると思いますけれども、では実際の賃金はどうなのかとか、そういうようなことを含めての人材確保に努めていただきたいことを申し上げて、質問を終わりたいと思います。終わります。

○議長（菊地誠道君） 以上で4番、松下君の一般質問を終わります。

鈴木君。

○6番（鈴木裕美君）（発言席） 2点についてお伺いをいたします。

最初に、町財政の見通しについてお伺いいたします。

町は、平成28年に策定した標茶町人口ビジョンと標茶町創生総合戦略を見直し、標茶町人口ビジョン改訂版と第2期標茶町創生総合戦略を策定し、町民に周知をしました。国立社会保障・人口問題研究所による推計では、令和27年、25年後、本町の人口は4,401人まで減少すると見込まれていますが、本町の目標としては、あらゆる施策を講じて令和27年の目標人口を約5,900人と見込んでおります。

町広報9月号によりますと、7月末では7,459人となっていましたから、25年後はおおよそ1,500人が減少することになり、当然財政にも影響を与え、税収の減少を避けることはできません。

平成30年度決算によりますと、一般会計の歳入歳出は114億5,000万円、起債残高117億1,900万円、令和元年度末の残高119億8,500万円と見込んでいます。一方、基金等の状況は元年度末残高見込みで57億7,000万円、さらに令和2年度末残高見込みでは45億4,600万円で、この1年間で12億円を取り崩しております。現在の財政見通しは、令和7年で基金残高はゼロになり、収支不足が生じるとの試算ですが、これから先、本当に10年後ぐらいの財政状況はどのようになるのか、見通しについて伺いたいというふうに思います。

最近、町民の方々から町財政は大丈夫なのとの声が寄せられるようになりました。町民には毎年の町予算と決算だけではなく、財政の見通し状況についてもしっかりと周知すべきと考えますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 町財政の見通しについてのご質問にお答えします。

標茶町人口ビジョン改訂版と第2期標茶町創生総合戦略を3月に策定し、広報しべちゃ5月号でお知らせをし、第2期標茶町創生総合戦略では令和6年度の目標人口を7,200人と設定したところであります。

第1点目にお尋ねの本町のこの先の財政状況についてでございますが、人口減少は本町の歳入の大半を占める地方交付税や地方譲与税、交付金等に影響を与えるとともに、町税では個人町民税や軽自動車税に影響が見込まれるのは、議員ご指摘のとおりでございます。

2点目のこれから先10年の財政状況の見通しですが、人口ビジョン改訂版の施策を講じた場合の目標人口では、令和12年度の人口を7,184人と想定しており、人口減少が与える影響は大きくないものの、歳入が減少することは間違いないと見込んでおりますが、10年先までの財政状況の推計は調整しておりません。

また、令和7年度で収支不足が生じる試算については、令和2年度予算編成方針で職員向けに説明する資料であり、令和7年度当初予算は歳出を116億7,600万円と見込み、歳入は76億9,100万円を見込み、歳入不足額39億8,500万円に基金等26億1,800万円を支出しても、なお13億6,700万円の財源不足が生じるというものであります。

最後に、財政状況の見通しについても、町広報で示すべきと思うがについてであります、

毎年広報12月号に「目で見るとしべちの財政状況」を8ページで掲載しておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 広報の12月号で示されているということですが、それは決算状況というふうに自分は理解したのですが、まず違いますか。

それから、やはり町民との、特に町財政に関しては、情報を共有するという部分では非常にこれから先、いろんな事業をやっていく上で、歳入歳出の状況というのはとても大切なことになり、町民の皆さんにも関心を示していただきたいという思いもありますから、町民に周知するべきだというふうにご質問いたしましたので、その辺もう一度伺いたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

まず、前段の広報しべち12月号については、決算状況を踏まえた財政の姿ということでありますので、議員ご指摘のとおりであります。町長の先ほどの答弁の趣旨については、広報でそういった形で標茶の財政、財産等についてお知らせをしているので、それでご理解をいただきたいという、そういう趣旨であったかというふうに思います。

それから、町の財政状況を町民に知らせる、関心を持ってもらうというのは、まちづくりにおいても、基本的なことだというふうに理解しております。ただ、手法については、今後検討していかなければいけないのかなというふうに思います。

冒頭の質問の中では、10年先の見通しという、そういうお話もありましたけれども、ご案内のとおり、毎年、地方財政計画が定まり、そこで地方交付税等々が配分されてきたりとか、外から受ける変動要素が大きいものですから、現在のデータだけで町民に示すのが果たしていかなものかというところは感じるころがございます。

また、特に、ふだんからの考え方として、さっきも言ったように、町民と町の状況について共有しながら進めるというのは大切なことだというふうに思うのですけれども、財政状況、推計という言葉を使っておりましたけれども、町長の答弁でも職員に向かって示しているものということで、意味合いとしては、非常にきつめで推計をしている資料であります。あれをもって町民の方にこういう状況ですと言うには、少し離れているところであります。

と申しますのも、ちょっと正確な年数は分かりませんが、10年とか20年ぐらいずっとあの形で推計をしているのですけれども、予算時の数字でありまして、決算段階で行政改革等の努力の下で戻しの金額が出て状況が薄まって、その時点では5年先とか7年先に基金が枯渇してしまうという状況では示しているのですけれども、今現在、先延ばし先延ばしで今日を迎えています。今後においても、職員の皆さん等々に努力をいただきながら、そういった形で推移していくものだというふうに考えているところであります。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 今、副町長のほうからご説明ありました。

本町の財政というのは、以前から「良質な起債を」と、常にそういう言葉を使いまして、そ

して、もちろん町長はそうなのですが、それぞれの職員さんがご努力をいただいて今日の財政状況にあるというふうに私は理解をしておりますので、ぜひこれから先も健全財政でいけるような施策も含めながら、ご努力をお願いしたいと思います。

次に入らせていただきます。

同僚議員も先ほどご質問いたしましたので、質問に重複する部分があるかと思いますが、通告をいたしておりますので、ご質問を申し上げたいというふうに思います。

憩の家かや沼の改修と茅沼地区の観光についてお伺いをいたします。

憩の家かや沼の改修に当たっては、町民の多くの関心事です。まちづくり町民講座での隈氏の講演、そして町広報で基本構想が示されて以来、話題にした町民の全てが、立派なものは要らない、今までどおりの町民がゆっくりくつろげる場、施設を望んでいると言われて、さきの議会でも述べてきております。その後、実施設計費が可決されてからも、今日まで同様の声が寄せられております。

6月9日開催された全員協議会では、まだ幾つかの課題について示されておられませんので、お伺いをいたします。

町長は、憩の家かや沼についてどのように考えているのでしょうか。隈氏や原氏の考え方で運営でよいと考えているのですか。どのような形にしようとするのかを示していただきたい。

また、経営方針、運営方針はどのようになりますか。これも示していただきたい。施設の運営については、引き受けた業者任せとの説明を受けましたが、以前の議会で指定管理にして町と業者の関わりを持てるようにとただし、民間経営にするが、指定管理とすると答えておりました。町は運営に全く関わりを持たないのか、伺います。

指定管理とした場合、指定管理料はどのぐらいの金額を考えておりますか。それも伺います。

業者選定について施設を使用する業者側からの思いもあるだろうから、実施設計に反映するために早く選定するべきとただしてきました。業者選定はいつ頃になるのか、お伺いいたします。

6月定例会閉会后、今日までさらに幾つもの声が寄せられております。例えば、「茅沼の自然は大きな可能性があると思っている。建物にお金をかけるのではなく、お金をかけるのなら圧倒的な自然を知らせることが大切」、また、「標茶町は最高の自転車コースだ」「人が動けるためのネットワークをぜひ考えてほしい」、そして海外に何度も行かれている方は、「自然の中には立派な建物はない」、さらには「建物に大きなお金をかけることは今後の維持、修理、メンテナンスにも同じく大きな経費が必要になる」などの声が寄せられております。町長は基本構想の説明でも建物だけでなく、茅沼地域一帯の観光も考えていくと述べていましたから、どのような観光の構想を持っているのかをお伺いいたします。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 憩の家かや沼の改修と茅沼地区の観光についてのお尋ねについてお答えいたします。

まず、第1点目のどのような形にしたいのかのお尋ねであります。広報しべちゃ7月号でもお知らせしておりますように、町民に開かれた、使いやすい、町の誇りとなるような宿泊施



設に仕上げ、地域に暮らす人々の興味・関与・協力を自然に引き出せる運営ができる施設、圧倒的な自然の豊かさを資源として、全国からもお客様を呼び込める施設、新たな構想を基に、環境資源を十分に生かす建築設計によって魅力を増大させることができる施設、誰もが気軽に気持ちよく、幅広い層の方々の興味を集められる施設を目指したいと考えております。

第2点の経営計画方針を示してほしい、町は運営に全く関わりを持たないのかのお尋ねであります。先ほど深見議員へもお答えしましたが、観光審議会、指定管理者、宿泊関連業界等の方々と協議しながらシミュレーションし、町内宿泊施設への影響が少ない差別化した価格設定とすることをしたいと考えております。

また、管理運営につきましては、新たな標茶町の顔となる釧路湿原国立公園内で唯一の温泉宿泊施設として、その目的達成のために民間事業者による指定管理を予定しておりますが、毎年度終了後及び定期的に経理状況を含め、管理運営の状況報告を求めること、指定管理者が自主事業を行う場合には、事前に協議していくこととしております。

3点目の指定管理料はどのくらいになるかのお尋ねですが、町有施設の管理をしていただく位置づけとして、一定程度の指定管理料を支払うことと考えてはおりますが、金額につきましては、他市町村の宿泊施設、類似施設の指定管理料を参考にしながら、現在検討しているところであります。

また、開業後、3から5年程度経過した後には、毎年度、定額納付金または営業によって利益が出た場合には、一定程度の金額の納入を求めることなども考えております。

4点目の業者の選定はいつ頃になるかのお尋ねですが、プロポーザル方式により指定管理者を公募し、11月には指定管理者の指定候補者を選定するスケジュールとしているところであります。

5点目の茅沼地区の観光の構想を持っているかのお尋ねですが、隣接する塘路湖周辺やコッタロ湿原、さらには標茶町全体の観光振興を牽引する新たな標茶町の顔となる地区と考えておりますので、これから策定作業に入ります令和3年度から10か年の標茶町の観光振興計画の中でしっかりと位置づけをしていきたいと考えているところでありますし、さらには、今回の国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業の申請に当たっては、茅沼地区協議会を設立しておりますので、宿泊施設だけではなく、茅沼エリア全体の整備方針を議論していただくこととしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） ご答弁から再質問が前後するかもしれませんが、お許しいただきたいと思っております。

経営計画なのですが、先ほど同僚議員にも答えられたように、プロポーザルにおいてというふうなのですが、やはり経営計画というのは、町として委託といいますか、管理委託、指定管理をする側に対して、一定程度の経営計画というのを示すことというのはやっぱり大事ではないでしょうか。

先ほど1億2,000万円というおよその数字も出されておりましたけれども、町がそこに委託

するに当たって、指定するに当たっても、町としてはこうしていただきたいという、そういう気持ちといいますか、それが計画だというふうに思うのですね。それがなくして、受ける業者というのは、先ほど言いましたように、いろんな会議の中でというふうにおっしゃっていますけれども、あくまでも建物は町ですよ。そして、町が指定管理をさせる、指定管理するという事は、経営計画についても町がまずしっかりと持って、こういう計画でできればやっていただきたいというふうな、そういう示すことというのはいかなるのですか。私はそれが町の建物でないかというふうに思うのですが、まずその辺いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

プロポーザル方式で選定する、募集する場合に、町から経営計画を示すべきではないのかというご趣旨だったと思います。

経営計画の捉え方が、もしかすると議員と私どものほうで差があるのかなというふうに思いながらお伺いしておりましたけれども、特にプロポーザルの場合は、例えば、かや沼の施設、こういう部屋が何室あって、こういうレストラン、何人規模のがあって、あるいは、これくらいの人が入れるお風呂があって、ここであなたの会社でしたら、どれぐらいの収益を上げながら、どれぐらいのサービスを提供できますか、そういった提案をいただいて、競っていただくものであります。ですから、町のほうでこれぐらいは稼いでくださいよとか、そういったことを提示するのは、方式の趣旨からは外れるものではないのかなというふうに感じております。

それから、1億2,000万円ですが、先ほども申し上げましたけれども、これは指定管理をお願いする私どもの考え方として、一つの目安になる数字ということで申し上げたものであります。その1億2,000万円を必ず求めるというものではありません。1億円しかもうけがなくても、例えば3,000万円ぐらいの経費でできますよとか、仮にもしそういう提案がある可能性もなきにしもあらずというところでは、あくまでも目安ということでご理解いただきたいなというふうに思います。

プロポーザル方式における経営計画を示すべきというところに関しては、今の考え方でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 今、副町長からプロポーザルという方式というのを伺いました。確かに、私の思っていたのとは違います。

でも、町の建物で、そういうプロポーザルというのは決定ですか、方式というのは。まず、決定をしてしまう、それでやるということで理解していいのですか。そうだとすると、何も言えないのですが、やっぱり町の建物でお願いするのであれば、町としてのこういう形をとるという基本的な考えというのは、私は持つべきだというふうに思うのですね。まず、それが1つです。

それから、指定管理料はどのぐらいというふうに、他の市町村を参考にしながらというふうに答えられておりましたけれども、それではいつ頃示されるのかも伺いたいというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

基本的な考え方というところで、再度のご質問でございますが、プロポーザルで公募するとき、こちらのほうで示すのは、あくまでも公の施設としての指定管理でありますから、その施設の性格、そして町がそこに求める効果、そういったものは記載、記述をさせていただきます。条例でうたっているのは、町民の利用であるとか、あるいは観光振興であるとかであります。当然そこには先ほど来申し上げているとおり、経営という観点からの幅広い集客をというふうになってくるのだろうなという想像はしているところでありますが、いずれにしても、示す経営計画は、あの施設でどうやって120%の効果を出してもらえるか、そういったところの提案をいただきたいと。そのための基本的な諸元等について示すというところでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、指定管理料の関係につきましては、類似施設の状況等を鑑みながらという意味で町長は答弁をされていると思っておりますけれども、指定管理者が決まった後にこういった検討に入るというところであります。先ほどの答弁の中では、今の答弁と併せますと、11月中に指定管理者の候補者を決定して、そして12月定例会に提案をして、そして3月定例会で決定というような流れになってくるのではないのかなというふうには思っているのですが、そういった中でやっていこうというところで、今、明確には開業前の何か月前には決めておかなければならないというような決め方まではしておりませんので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） そういうことであれば、プロポーザル、自分はよく理解しておりませんでしたので、副町長のご答弁をいただきながらそういうものかなというふうにごこの席において思いましたけれども、いずれにしても町民の皆様は、先ほど町長は私もいろんな先でいろんな声を聴いていますと同僚議員の質問に答えておりましたけれども、町民の声というのは、私は前回の一般質問でしたか、でも話ししましたけれども、これほど多くの町民の方々から町の事業に対する意見を聴いたことは正直言ってありません。その聴いた方々、また、町民の方々から寄せられた方々が、本当に自分たちが誇りに思える、ゆっくりとくつろげる場であってほしいのだと。あるいは、こういう方もいましたよ。あそこの建物少しだけ直せば、あのままでもうよかったのではないかという方もいらっしゃいました。その辺については、長寿命化計画もあるのでというふうの説明をいたしましたけれども、本当に町民の方々がお金を使って、できた建物が本当によかったのだと、私たちの財産なのだと思うそんな建物にするためには、やはり後半で述べた茅沼地区の観光についても一連として考えていかなければならない、そのように思うのです。

私は、ある町民が、先ほど述べたように、自然を知らせることが大切なのだ、そこにお金をかけたほうがいいのか、そして、そこを要するに観光事業としていくためにネットワークも含めてというふうに訴えていただきました。自分が気づかなかったことなのですが、本当にそのとおりなのだというふうには思います。それが今、観光をどうするかという基本構想、当時説明あったとき私は聞きましたよね。そのとき一緒に、先ほど述べた協議会をつくりながら意見を聴いていくというふうには述べておりますけれども、それがいまだに示されておらませ

ん。ですから、ただあそこに町民が早くに望んでいるのだからと建物を造ったところで、周辺をどう活用していくかということが決まっていないういいますか、それらが分からないと本当に、絵に描いた餅にはなりませんでしょうけれども、果たしてというクエスチョンがつくところなのですよ。

それで、協議会をつくっているのといいいますけれども、それだって並行で議論をしていくべきなのではないですか。あの1,400万円の基本設計、基本構想、あのときに茅沼地区の周辺の議論もしますと、観光もどうするかということも議論しますとおっしゃっていましたよね。だとすれば、今日までに、ある一定程度のあの周辺の環境をどうするかというのは、示されてもいいのではないかとこのうに思うのですが、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

基本計画策定の委託料のときにされた議論でありますけれども、限建築事務所のほうには、茅沼地区のあの施設の状況あるいは周辺環境、我々町としての思い、そういったものを含めて考えてほしい、そういうふうに伝えております。また、憩の家かや沼単体ではなくて周辺、茅沼エリアあるいは塘路エリア、そういったものも含めた中での機能発揮という観点でお願いしたいという話をしてございました。

確かに、委託料のときにした答弁については、一緒に茅沼の観光基本計画的なものが出来上がるかのような捉え方をされてしまうようなことを言ったかもしれないのですが、ベースは建物、茅沼地区観光宿泊施設の基本計画でありますので、その基本計画を策定する中で周辺の自然に溶け込んだ施設にしていこうとか、そういった基本的な考え方がつくられてきているところであります。

基本計画の中で足りなかった部分、十分に形づくりまでいかなかった部分については、議員ただいまご指摘いただきましたように、自転車であるとか、あるいはこれまでも言われているように、カヌーであるとか、沼であるとか、あるいはJRの線路が近くを走っているとか、様々な資源、要素がありますので、それらをしっかり編成して、これからの地域振興の目玉となるような、そんなものをつくっていければというふうに考えているところであります。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） それでは、今ご答弁いただきましたが、いつ頃にあの周辺の塘路地区、コッタロも含めた中での観光振興と申しますか、それらについて、いつ頃私どもの議会に示していただけますか。そこを伺っておきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 最初の町長の答弁でもお話をさせていただきましたけれども、本町の観光振興計画がスケジュールで言うと、令和3年度から10年間のものを走らせなければいけないと。今、作業にかかっておりますので、その中でうたいたいというのが今の考え方です。ですので、令和3年の4月の前にはお示しできるのではないかとこのうに思っております。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） それでは、当然、観光計画ができましたら、議会のほうにもお示しいただけるといふふうに思いますので、楽しみにしておりますし、町長、もっとやはり情報をつかんでくださいよ。先ほどお昼に私帰るときに、傍聴者から言われたのです。町長、全く具体性ないよなど、抽象的だわと言われたのです。ですから、同僚議員が質問したときに、自分もあらゆる場で会議の席で述べているのだったら、それに対して町民は多分答えてくれているというふうに思うのですよ。そうするとき、その事例をやっぱりこの場で述べるべきではないのですか。そうしないと、私どもというか、私と町長は考え方は同じくならないです。もっと自信を持って自分が町民の中でお話しされているのだったら、町民からいただいた声をもっと自信を持って私どもにもお知らせいただければというふうに思います。

私は今回ばかりではないですけれども、この場で述べるということは、町民の代表でありますから、町民の声をしっかりと届けるという意味で、ましてやこの憩の家の問題、先ほども言いましたけれども、話題にされる方全て先ほど言ったとおりのことをおっしゃるのですよ。私はそれを自信を持ってこの場で述べているのです。町長、ですから伺ったら、いろいろ言っていますと、聞いていますと言いますけれども、では本当に具体性を挙げていただければありがたいというふうに思うのですが、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 大分鈴木議員とは考え方で目指している方向は私は同じなのだと思いたいのですけれども、かや沼が、これまで町民の多くの方が利用してきた施設で、残念ながら、営業停止せざるを得ない状況の中で、一日も早く以前と同じような利用形態を復活させたいというのが私の思いでありますので、その線に沿って進めていっております。

さらに、茅沼が非常にポテンシャルの高い地域だと、今、鈴木議員もおっしゃいましたけれども、それをいかに実現するかという形で、今のかや沼の改修計画について私は進めておりますので、時間をかければかけるほど、実はかや沼の部分については、町民からどうなっているという話、逆に私は言われておりますので、多くの私のところに来る人から、実はなぜ反対されているか分からないということを逆に言われています。かや沼、これだけ早く皆さん欲しいと言いながら、実は皆さん、そうやっておっしゃるのですよ。かや沼を一日も早く再開したいと言っているながら、実はかや沼の私が提案している部分について、なかなか理解を示していただけないというか、町民の多くの意見を聞きながら、今、組立てをしている最中でありませう。

さらに、かや沼のポテンシャルを上げるために、どういうことが可能なのか。さらに、外からかや沼のこれまでの宿泊施設の状況を見ても、先ほども言いましたけれども、やはり95%以上の人が町外の方、そういう人の利用をどうやって実現しながら、外からお金を標茶に落としてもらって、さらに域内で循環させる、そういう仕組みをいち早く私は立ち上げていきたい、そう思っているのですよ。多くの方が、例えばかや沼に関係する新たな雇用も含めて創設しますし、地域の食材もそこで提供できるということは当然皆さん分かっていると思うのです。それを一日も早く私は実現したいので、議会に提案をしながら、今、順番に一つずつクリアしながら、環境省の補助事業も皆さんご心配していただきましたけれども、実施設計については満額2分の1頂いたり、そういったことを皆さんに、ただ、これから先のことを100%、例

えば補助がどうなっているのだとか、新しい補助事業なので、なかなか実施設計が決まらないと、その後の額は明確に言えませんよと。

さらに、経営の基本計画で具体的なものを示さないのはおかしいと言われますけれども、先ほど副町長が説明した内容のとおりなのです、実を言うと。民間のこれまで第三セクターでいろんところで失敗してきたことを私は同じ轍を踏みたくないと思っているから、民間の力を100%発揮できるような形で、これからどういうプロポーザルで提案をいただくか、実は今それを楽しみにしながら来ている状況なのです。

ですから、具体的な経営計画、こんな内容でという形でなかなかご説明できない、そういうもどかしさは、たくさんあります。そこをもう少し時間をかけて、方向性は同じだと思っているのですよ、かや沼を何とかしたい、鈴木さんが思っている。ただ、ちょっと手法が違うのかなと思っていますけれども。そこを私は多くの人に説明しても、ああ、そうだな、よくぞ標茶でそういう建築家を使いながらとか、いろんなチャンネルをうまく有効活用しながらやってくれたなど本当に言う人もおりますし、そこが今まで標茶町が、メディア関係の人にも言われます。標茶町は本当に目立たない町ですね、もっともっと標茶の名前を全国にアピールするような取組をしながら、釧路湿原の43%は標茶にあるといいながら、釧路湿原の中の標茶町の存在感はほとんどないですよとはっきり言われるのですよ。その中で今、私は、釧路湿原の中の顔を何とかつくりたいな、そう思ってやっています。その辺がなかなか伝わりづらいというのは私は反省しなければならないと思いますけれども、ぜひご理解していただきながら、いいものをぜひ造っていきたくて、そんなふうに思っておりますので、ご支援いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 同じ轍を踏みたくない、それは誰もが思っていますよ。2回も失敗しているということもありますから、今度こそ成功させなければならない、それは町民全員の願いではないですか。というふうに私は思います。だからこそ真剣に私たちは議論するのですよ。そして、町民の意見をしっかりと聞いて、それをここの場で反映させているのですよ。そのことを町長もご理解をしていただきたいなというふうに思うのです。

それで、宿泊の件で先ほど95%以上は町民以外の方だ。確かに、町民以外の方がご利用されております。されていまして。それも、なぜ利用するかというのは、地元の町民が憩の家は低料金だから、そして、いい温泉、お湯だから、ここで同窓会や職場のいろんなことをやりましょと、地元の間がそういう道外の人たちを呼べるように企画をしてくださっているのですよ。それが1つ。

また、やっぱり今までは低料金でした、宿泊料が。ということで、例えば前にも述べましたが、写真家が、あそこの風光明媚で四季折々の写真が撮れるから、それも低料金だから、ここに滞在をして写真を撮っているのだ、そういう方々ですよ。確かに富裕層も何人かはいらっしゃるかもしれませんが、自分は調べていませんけれども、推定で95%の半分以上はそういうリピーターの方が多いのではないですか。それは町民の方々があそこを利用しようという、その努力のおかげだというふうに思うのです。だから、95%町外の人で、町民が5%

しか利用していないなんていうことは、私は決して恥ずかしいことではない。もっともっと町民の方々がやっぱり努力してくださったから、今日の憩の家があったのではないですか。私は、そのように受け止めておりました。違いますか。

その辺も含めまして、本当に同じ轍を踏みたくない思いで、ある20代の若いお父様に伺いましたら、「いや、鈴木さん、造るのはいいよ。でも、できたときに本当に町民の皆さんがあれでよかったねと言われるものを造ってください」と私におっしゃいました。町民の皆さんから頂いている汗水流した税金です。まさに私、彼の言った言葉に本当にそのとおりでというふうに思いましたので、同じ轍を3度まで踏みたくない、それを申し上げまして、質問を終わらせていただきたいというふうに思います。

○議長（菊地誠道君） 以上で6番、鈴木君の一般質問を終わります。

後藤君。

○12番（後藤 勲君）（発言席） 今の鈴木議員の熱弁の後で、ちょっとやりづらいのですが、私も私なりにできるだけおとなしく、いい回答が出るようお願いをしたいなと思ひまして、また、今まで、今回これ出しているものについても、何回か私ここで質問させてもらった問題なのですが、改めてお願いをしたいと思ひます。

来年度以降の町内巡行バスの計画についてということで、試運転から2年を経過し、やっと3年目というときにコロナウイルスにより、言わば3密を避けるため今年の運転を中止せざるを得なかったのだろうなというふうに考えております。

また、町内には2年間運行したことによって、ある程度免許証が要らなくなるのではないかとということで手放した人もいるわけですが、非常にその方についても不便を感じているというようなことも多いわけです。

特に、ここに私がうたっているのは、磯分内地区には週に1回しか日中走るバスがないということで、非常に不便だということをよく聞かれるわけなのですが、これを何とかせめて毎日1回、昼前後に往復できるバスがあれば非常に便利だということをよく聞きますので、せめて今までの巡回バスについては、町内の中で回る分については、それなりに町のほうで試行錯誤しながら恐らく来年度以降もやっていくのだろうと思ひますけれども、地域においては、せめて磯分内だけでも1本でもいいですから、まずやっていただけないかというようなことで、今回質問いたします。

また、磯分内でやることによって、ほかの地域からも、なぜうちのほうはということになると思ひますけれども、その辺のところについては、それなりのやり方によって徐々に増やしていけるような状況をつくれればいいなと思ひて質問いたしますので、よろしくお願ひします。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 12番、後藤議員の来年度以降の町内巡行バスの計画についてのお尋ねにお答えします。

市街地循環バスにつきましては、昨年の試験運行で好調な利用状況もあり、今年度6月より再度試験運行を6か月間の期間を設定し実施する予定でしたが、議員ご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症対策を優先するため、試験運行を中止したところであります。

1点目の来年度以降の運行をどうするか伺うのお尋ねであります。前段で申し上げたとおり、再度の試験運行の結果のいかんによっては令和3年度に本運行の可否を決定する予定でしたが、実施できなかったことで結論を保留せざるを得ない状況です。令和3年度の早い時期に再度の試験運転を実施したいと考えておりますし、運転免許返納者につきましても、市街地循環バス利用対象者としておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、磯分内地区を毎日走らせることはできないか、また、各地域にも徐々に増やしていく考えはないかのお尋ねですが、地域の足である路線バスは6路線で、月曜から金曜まで朝と夕に1便運行し、さらに地域によって運行する曜日は変わりますが、週に1日、昼の便を運行しております。

また、路線バス車両は行事バスとしての役割も担うことから、昼の便の運行を各地域で毎日実施しようとする、現在の車両台数と運転手での対応は厳しい状況であり、新たな車両の購入と運転手の確保が必要になると思われ、運転手を含め、あらゆる職種で慢性的な人手不足の状況と財政的な負担を考えると、現状では困難であることをご理解賜りたいと存じます。

なお、市街地循環バスの再度の試験運行結果を基に今後の運行の検討と、地域と市街地を結ぶ重要な移動手段である路線バスの運行を維持してまいりますとともに、広範囲に広がる地域と市街地を結ぶ標茶町に合った交通体系の整備を研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

後藤君。

○12番（後藤 勲君） 今の町長の答弁でもって、ある程度は分かりました。確かに、そのとおりだと私も思っていますけれども、せめて、金のかかることだと言ってしまえばそれまでの話なので、金がかかっても公共機関であるといった以上は、ある場所においてはそれなりに運賃がかからないというようなバスも走っているあれもあります。だとか、人が不足している、運転手の不足というのはどういう形の中で不足と言っているのかよく分かりませんが、給料が安くていないのか、本当に人がいないのか、我々にはちょっと分からないのですけれども、せめて磯分内を往復するということになるとあまり、今までの町内バスについては非常に細かくバス停が刻まれていたように思いますけれども、例えば昼に往復するバスで言うと、汽車を考えると汽車は駅から駅までしか来ないわけですよ。そうすると、磯分内を往復するというのは、恐らく普通に走ると片道10分程度で着くと思いますけれども、例えば磯分内のコンビニから役場まで来るとか、病院まで行く、せめて農協まで行くくらいのところ、とんとんと行くだけでも汽車とは全然違くと、そういうところで降ろしてもらったり乗せてもらったりすると、非常に便利でないのかなというふうに思っています。ということは、往復してもせめて1時間もあれば簡単に往復できるのではないのかなというふうに思っていますけれども、ここでは毎日ということをやっていますけれども、せめて1日置きぐらいか、今回はもう1便増やそうかなというようにせめて前向きな姿勢が取れないのか、ちょっとお伺いしたいと思いますけれども。

○議長（菊地誠道君） 管理課長・村山君。



○管理課長（村山裕次君） お答えいたします。

答弁書には、先ほど言いました毎日ということ为前提にして町長は答弁したと思うのですが、増便、もう一便でもということでございますが、答弁の中にもありましたように、通常路線バス、朝行った後、戻りましたら、先ほど言いました行事専用バスもありますが、行事専用バスを使っている場合、例えば行事が立て込んでいた場合、そこに路線バスを使わせてもらっているという現状があるものですから、なかなか便数を増やすと今度行事の対応が難しくなるということもあります。

現状、先ほど言いました、もう一便何とかならないのかという話になりますと、ちょっと今ここで大丈夫とか大丈夫でないとかという回答はできないのですが、これは輸送協同組合と協議しながら、ぜひできるかどうか検討させていただきたいなというふうに思いますので、よろしくご理解いただきたいなと思います。

○議長（菊地誠道君） 後藤君。

○12番（後藤 勲君） 分かりました。そのようにできるだけ努力していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

次に、防災（特に水害対策）について町はどのように考えているのかということで、これも何回も私も質問はしていますが、近年、特に家屋、道路等に甚大な被害を及ぼしている水害により、その都度町民は避難を余儀なくされ、町職員も大変ご苦労されているのはよく見ます。

これからも地球温暖化により、今以上の被害が出ると予想されています。標茶においては、24時間雨量200ミリ以上の降雨が来た場合、大変なことになることは火を見るより明らかであり、これらから町民を守るため、今後どのような策を考えているのか。また、以前に質問した排水機場の話はどうなっているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 12番、後藤議員の防災、特に水害対策について町はどのように考えているのかのお尋ねにお答えいたします。

平成30年の第1回定例会または平成31年の第1回定例会において、排水機場などの質問、ご提言をいただき、それを契機に新たな視点での内水対策につながっております。

本町におきましては、平成28年、平成30年、そして本年3月の3度の経験から、標茶市街地の水害対策はソフトとハード両面の対策が必要であるとの認識の下、対策を進めてきていることは、以前もご答弁申し上げたところであります。

ソフト対策としては、市街地町内会の会長さんと防災に関する協議を継続し続けることとし、町民の皆さんが災害が起きる前にどういった準備をし行動するかを定めたマイ・タイムラインの策定を目指しています。現在、災害時の情報伝達的手段として、町内全戸に戸別受信機の設置を進めているところであります。

一方、ハード面におきましては、オモチャリ川の河道のしゅんせつ、あるいはスガワラ川の草刈り等を実施しているところであります。

また、平成31年3月のご質問の際にもご答弁申し上げておりますが、釧路開発建設部との打

合せの中で、オモチャリ川に流れ込む内水の分析を行うことが大切との助言をいただいたところでございます。

議員や釧路開発建設部からのご提言等を受け、現在、内水処理計画の策定を目指しております。8月4日に開催されました総務経済委員会でも担当より説明申し上げたところでありますが、平和、麻生、富士、旭、桜にかかるかなりの面積の雨水が、オモチャリ川に流入していることが分かっております。その負荷を軽減できないかなどの検討もしているところであります。

もちろん議員からご指摘をいただいております排水機場も有効手段の一つとして認識しているところでありますが、過去の災害をしっかりと分析し、本町にとってどのような内水処理対策の手段がいいのかを計画書として取りまとめていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

後藤君。

○12番（後藤 勲君） 町としてもそれなりに考えてはいるといっても、今回、台風の9号、10号ということで九州のほうは非常な災害が起きているわけですけれども、これは何日も前から台風がここに来ますよといってくるわけですから、それなりの対応ができていくということ、今、町長がおっしゃったように、28年、30年、31年の融雪時の水害については、これは雨量的には100ミリ以下なのです。七十七、八だとか、そのぐらいでもって、降っていても、それは春先ということなので、結局なぜそういう水害が起きるかということは前にも言ったことありますけれども、雪解けのときには、地盤がまだ凍った状態である。だから、降った雨と雪がそっくりそのまま流れてくるから一気に来ってしまうという、この恐ろしさがあるわけです。夏であれば台風が来るから何ミリ降りますよということが、ある程度分かって避難はできます。しかしながら、自分の家屋等については避難できないわけです。情報の伝達がどうのこうのと言うけれども、情報伝達だけでも、うちや物は動くことができません。結果的には、今回みたいな九州のような災害が起きたときには全滅と、正直言ってそういうふうな形ということが起きるのです。ですから、私が町長もそれなりに排水機場についても開発局と話しているというやに聞こえますけれども、これはやっぱりいつきを争うということを考えて、できるだけ早く、私も恐らくこの排水機場しかないだろうと思います。ですから、やはり町民の財産と生命を守ることから考えると、それを早急にやっていただければなというふうに考えていますので、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） お答え申し上げます。

議員から長い経験あるいはそういった部分から過去にもご提言、ご質問いただいていることは、私も議事録で拝見させていただきました。その際にも一刻でも早くということで、ほかの議員さんからもスピーディーな対応をとということでご指摘いただいているということを入れて、私ども今、内水処理計画の策定に取りかかっているところでございます。

当初は、オモチャリ川の部分ということで考えていたのですけれども、実は今年の3月の融雪時にはボン多和川、いわゆる多和の付近も避難勧告、避難指示を出した経過がありますので、

オモチャリ川だけでなく、その付近のスガワラ川あるいはポン多和川まで広げた一面の内水処理計画をしようということで、現在、インフラ整備等の資料収集、それからどういったことが想定できるかということで、前回8月4日の総務経済委員会でも一端を申し述べさせていただきましたが、今、先ほど町長申し上げました桜、それから、富士、旭等の多くの雨水がオモチャリ川に流入して富士樋門に流れていっているというのが分かっています。そのほかに、桜町の一部が終末処理場の裏をってルルラン、踏切の手前から橋をって横断して釧路川に流入しているというのも分かっています。このオモチャリ川に流れ込む雨水の負荷を軽減できないかということも私ども検討の一つの材料として、そういった考えも持っているところでございます。

ただ、実際に、それができるかどうかというのは、管の太さですとか、そういったこともありますので、先ほど町長答弁にもありましたが、過去の被災の状況をしっかりと分析、それは議員もご指摘になりました8月の豪雨の状況と3月の気象条件、積雪量、気温、そういったことをしっかりと分析して、計画として取りまとめていきたいと思っております。

いずれにしてもスピーディーに対応していきたいというふうに考えておりますので、ぜひご理解いただきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） 後藤君。

○12番（後藤 勲君） 今回のルルランに水路を造ってどうのこうのという話なのですが、昔はその中間辺りに水門があったのですよね。ただ、あそこは非常に落差がないということなので、この辺のところが今後どういう形になるのか。私の経験からいってみると、やはり落差がないということは、水路を掘ってもそのまま流れて入っていかないという状況で、逆流する可能性があるわけですよね。そうすると、やっぱりそこには排水ポンプだとか排水機場がどうしても必要になってくるというようなことも参考にしておきますので、取りあえずその辺を考えながら、今後対応していただければなというふうに思っていますので、答弁はよろしいです。終わります。

○議長（菊地誠道君） 以上で12番、後藤君の一般質問を終わります。

#### ◎延会の宣告

○議長（菊地誠道君） お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日の会議は、これにて延会いたします。

（午後 3時14分延会）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長                      菊 地   誠 道

署名議員 8 番                      深 見           迪

署名議員 10 番                      黒 沼   俊 幸

署名議員 1 番                      渡 邊   定 之

## 令和2年標茶町議会第3回定例会会議録

### ○議事日程（第2号）

令和2年 9月 9日（水曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 一般質問
- 第 2 議案第69号 標茶町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 第 3 議案第70号 標茶町表彰条例に基づく被表彰者の決定について
- 第 4 議案第71号 工事請負契約の締結について
- 第 5 議案第72号 財産の取得について
- 第 6 議案第73号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 議案第74号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
- 議案第75号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
- 第 7 議案第76号 標茶町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第77号 標茶町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第78号 標茶町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第79号 標茶町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第80号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第81号 標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第82号 標茶町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

### ○出席議員（12名）

- |               |               |
|---------------|---------------|
| 1番 渡 邊 定 之 君  | 2番 類 瀬 光 信 君  |
| 3番 長 尾 式 宮 君  | 4番 松 下 哲 也 君  |
| 5番 熊 谷 善 行 君  | 6番 鈴 木 裕 美 君  |
| 8番 深 見 迪 君    | 9番 本 多 耕 平 君  |
| 10番 黒 沼 俊 幸 君 | 11番 鴻 池 智 子 君 |
| 12番 後 藤 勲 君   | 13番 菊 地 誠 道 君 |

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	佐藤吉彦君
副 町 長	牛崎康人君
総 務 課 長	齊藤正行君
企 画 財 政 課 長	武山正浩君
税 務 課 長	齋藤和伸君
管 理 課 長	村山裕次君
農 林 課 長	長野大介君
住 民 課 長	伊藤順司君
保 健 福 祉 課 長	石塚剛君
建 設 課 長	富原稔君
観 光 商 工 課 長	三船英之君
水 道 課 長	平間正通君
育 成 牧 場 長	常陸勝敏君
病 院 事 務 長	浅野隆生君
やすらぎ園長	中島吾朗君
農 委 事 務 局 長	相撲浩信君
教 育 長	島田哲男君
教 委 管 理 課 長	穂刈武人君
指 導 室 長	秋山豊君
社 会 教 育 課 長	服部重典君
中 央 公 民 館 長	松本修君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	佐藤弘幸君
議 事 係 長	中嶋禎之君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長(菊地誠道君) 昨日に引き続き、本日の会議を開きます。  
ただいまの出席議員12名であります。

(午前10時00分開議)

◎一般質問

○議長(菊地誠道君) 日程第1。一般質問を行います。  
質問の通告がありますので、順次発言を許します。  
鴻池君。

○11番(鴻池智子君)(登壇) では、通告に従いまして質問をさせていただきます。  
災害時における避難所の感染対策、環境整備について。

最近では異常気象が常態化し、豪雨などの自然災害が頻発しています。標茶町でも、3月に大雨による避難がありました。特に本年は、コロナ禍という新たな事態への対応が必要になっています。本年6月に改正された新型コロナウイルス感染症対策を盛り込んだ「北海道版避難所マニュアル」にのっとり、本町の避難所運営マニュアルの見直し、福祉避難所を含む指定避難所の環境整備が必要と思われまます。

そこで、確認の意味も含め、次のことを伺います。

- ①、本町の指定避難所で3密を防ぎながらの収容人数は何人となるか。
- ②、発熱の疑いのある人の専用スペースの確保はどうなっているか。
- ③、3密を防ぐために町民が独自で分散避難をした場合、その人たちに対する救援物資についてはどう考えているかを伺う。
- ④、今後は、分散避難を定着させ、どこが安全なのかを各自で避難場所をあらかじめ決めておくことが大事になると考え、そのためにマイ・タイムラインの普及にも努めるべきと考え、町としての考えを改めて伺います。

○議長(菊地誠道君) 町長・佐藤君。

○町長(佐藤吉彦君)(登壇) 11番、鴻池議員の災害時における避難所の感染対策、環境整備についてのお尋ねにお答えいたします。

1点目の3密を防ぎながらの収容人数についてですが、実際3月に避難所を開設した際には、農業者トレーニングセンターでは、防災計画上の収容人数は500人ですが、避難者同士の間隔を十分に取った結果、約4割の人数の210名が避難所に入ったあたりでいっぱいになったところでありまます。これを基に考えまますと、防災計画上の4割から5割程度の人数になると推測されるところであり、他の避難所も同様と考えまますので、収容人数の課題が出てくるものと考えております。新たな避難施設の確保や議員ご指摘の分散避難など、多様な避難の方法を研究しなければならないものと考えているところでありまます。

2点目の発熱の疑いのある人の専用スペースの確保につきましては、国あるいは道の周知、ガイドラインに基づき、例えば農業者トレーニングセンターでは、1階のプレールームであるとか2階の研修室、そういった方を一旦収容するなどの対策が必要であります、トイレなどの課題もあります。現在、そういった課題も整理しながら、これまでの経験を生かした避難所の開設、運営のマニュアルの策定について進めていくこととしておりますので、ご理解をお願いします。

3点目の分散避難をされた方に対する物資の供給方法についてのお尋ねですが、本年3月の際にも、避難所での感染を懸念され、車の中で過ごされる方が多くいらっしゃいました。そういったことを考えると、今後も避難所あるいは避難所近くでの車両での避難のほか、多様な避難の在り方が出てくるものと考えます。避難所以外の場所に避難された方への物資あるいは食事提供については、どのような取扱いがよいのか検討が必要ですが、あらかじめ物資提供の場所を決めておくなど事前の取決めや、それらの周知が大切だと思いますし、これまでもお願いしてきておりますが、町民個々の防災備蓄の充実も今後改めて周知し、お願いしてまいりたいと考えております。

4点目のお尋ねですが、議員からは昨年の12月にもご質問いただいておりますマイ・タイムラインについてですが、かねてより市街地町内会長と防災について継続的な協議を進めていたところであり、本年2月にはマイ・タイムラインの研修会も開催することとしております。今般の新型コロナウイルス感染症の影響により延期となってしまったところではありますが、現在、開催に向け調整しているところであり、町内会長との協議の場も再開予定であり、マイ・タイムライン普及の重要性は議員と意を同じくするところでもありますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

鴻池君。

○11番（鴻池智子君） 避難をした方々から、その場での情報が少ないとの不安の声がありましたが、災害時の情報提供について、町としてはどのように対応するののかも併せてお聞きしたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） 避難所での避難された方に対する情報提供の在り方というご質問だというふうに理解させていただきます。

実は、平成30年の春の災害のときに、そういった声が多く寄せられました。避難所においても、実際に川の水位がどうなっているのか、大丈夫なのか、また、町内の例えばオモチャリ川周辺の通行止めの状況、冠水の状況が避難所においては全然分からないのだという声が多く寄せられたのは事実でございます。それを基に今年の3月のときには、できるだけ避難所の方に対して、例えば水位の状況、そういった部分、冠水の状況はファクス等のやり取りで各避難開設している場所に情報提供させていただいたところでございます。

まだまだその部分で足りない部分があるかと思っておりますけれども、例えば「みるめーる」、そういった部分、それから現在設置を進めております戸別受信機、そういった部分で情報提



供についてももしっかり対応させていただきたいなと思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（菊地誠道君） 鴻池君。

○11番（鴻池智子君） これも質問ではありませんので、コロナ禍の避難においては、感染が怖いから避難をしないということのないよう、危険な場所にいる人はまず避難するという原則とし、町民が不安にならないよう情報の提供にも力を入れ、町民の命を守ることを第一とした対応を強く希望し、質問を終わります。

○議長（菊地誠道君） 以上で11番、鴻池君の一般質問を終わります。

類瀬君。

○2番（類瀬光信君）（発言席） 通告に従いまして、2点について質問させていただきます。

1点目は、会計年度任用職員の待遇を改善し、必要な人員を確保すべきであります。

町民の生命、そして暮らしと権利を守る自治体の業務は、恒常的かつ継続的であればなりません。さらに、専門性も要求されることから、非正規職員がそれを担うことを想定しておりません。

しかし、全国の自治体では、行政コスト削減のため、正規職員を非正規職員に置き換えてきた経過があります。正規職員との待遇面の格差を黙認したまま、多くの非正規職員に依存した自治体運営が常態化していると考えられます。

これは標茶町も例外ではないと思えますけれども、実態はどうか。

また、民間企業に対して正規雇用を指導する立場としては是正すべき点がないのか伺います。

2017年に地方公務員法が改定され、本年4月から任期に定めのない常勤職員を中心とする公務運営の原則が崩れているその実態を追認し、固定化する「会計年度任用職員」制度が導入されております。

本町では、制度の概要説明に前後して、非正規職員の「見切り離職」が進んでおります。結果、「やすらぎ園」「保育園」「育成牧場」などで深刻な人員不足が生じております。

それぞれの職場では、この事態にどう対処しているのか。

また、そのことが町民への影響を与えていないのか。

町民の安心・安全な暮らしを実現するためには、適正な職員数の確保が絶対条件ではないのか。

人員不足解消にどのような対策を講じ、具体的にいつ解消する見込みであるか。

現行会計年度任用職員に特殊勤務手当を支給し、正職員との給与格差を是正することで、会計年度任用職員の定着と職業としての選択を誘因すべきではないか。

以上、町長の所見を伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 会計年度任用職員の待遇を改善し、必要な人員を確保すべきとのお尋ねにお答えいたします。

1点目の正規職員を非正規職員に置き換えた経過の実態についてのお尋ねですが、全国の自治体では、集中改革プランなどによる行政コスト削減を目的として、正規職員の退職時に

正規職員を雇用せず非正規職員を採用する、あるいは民間への業務委託を行い正規職員数を削減してきた経過があることは、議員ご指摘のとおりであります。

本町でも、清掃事業、車両整備工場の直営あるいはバス運行など、民間への委託化の経過があります。結果、平成12年4月1日の特別職を除く正職員は335人、非正規職員、これはフルタイムの臨時職員と4分の3の非常勤職員の合計ですが、197人でしたが、本年4月1日現在で申し上げますと、正規職員で267人で68人の減、非正規職員、これは会計年度任用職員のフルタイムで166人で、比較で31人の減となっております。

続いて、是正すべき点がないかというお尋ねですが、同一労働同一賃金を規定する「パートタイム・有期雇用労働法」は、地方公務員法を適用除外としております。そして、この法律の精神を反映して、平成29年の地方公務員法の改正により会計年度任用職員制度が創設されたと理解しておりますが、地方公共団体の公務の運営は、任期の定めのない常勤職員を中心とするという原則が示されていることは、議員ご指摘のとおりであります。また、一方では正規職員の定数管理も求められており、正規職員を大幅に増加できない現状において行政サービスを維持するためには、非正規職員によらなければならない現実があるのも事実であります。しかしながら、会計年度任用職員への移行に当たっては、改正法の趣旨を可能な限り反映させ、待遇改善に努めたところでありますので、ご理解を願います。

続いて、「やすらぎ園」「保育園」「育成牧場」などの人員不足の対処についてですが、介護士の不足により、やすらぎ園では100人の定員を80人に制限するなど、行政サービスに影響が出てきており、また、育成牧場では他の職員の負担増にもなっているなどの影響があることも事実であります。先ほども答弁させていただきましたが、決定的な対策も見いだせていない状況ではあります。これまで行ってきた情報発信などのほかに、新たに確保対策ができないかの検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

適正な職員数の確保が絶対条件ではないのかとお尋ねについては、地方公共団体の公務の運営は任期の定めのない常勤職員を中心とするという原則があることから、議員ご指摘のとおりと考えますが、一方で定数管理を求められている現状において課題があることを理解しつつも、そういった対応をせざるを得なかったこともご理解いただきたいと存じます。

人員不足への対応については、正規職員、非正規職員にも共通の課題であります。先ほども答弁申し上げたとおり、決定的な対応策も見いだせていない状況ではあります。新たな確保対策ができないかの検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

解消の見込みの時期については、仮にどのような条件にしたところで相手のある話でございますので明言できませんが、あらゆる努力をしていきたいと考えておりますので、ご理解を願います。

会計年度任用職員の定着と誘導についてのお尋ねですが、会計年度任用職員における特殊勤務手当については、正規職員と同様に措置しております。会計年度任用職員制度導入時の制度設計の中で、待遇については、以前の年収を下回らないよう配慮し、福利厚生面については、休暇制度の充実などの待遇改善を図ってきたところであります。手当の部分につきま

しても、やすらぎ園での非正規職員に対する夜間勤務手当、あるいはやすらぎ園、病院の非正規職員に対する特殊勤務手当である夜間業務手当について、本年4月1日より支給対象になるよう制度創設をさせていただいております。

一方で、国では、令和2年度の地方財政計画において、会計年度任用職員制度の導入による期末手当の支給に要する経費として、1,738億円の交付税措置を講ずるとのことでありました。本年度、本町に交付された地方交付税は41億8,103万1,000円のうち、この会計年度任用職員の分として幾らが交付されたのかは示されておらず、次年度以降は措置されるのかも不透明な状況です。また、次年度には、会計年度任用職員の退職手当負担金の財政支出もあり厳しい財政環境もあり、現行制度以外の特殊勤務手当の支給は今のところ考えておりません。しかしながら、先ほど申し上げたとおり、休暇制度あるいは退職金制度など、福利厚生面を中心として改善してきた面をPRしながら、必要な人員確保に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 全体として、会計年度任用職員のこの新しい制度が生み出しているひずみに対しては認めていただいておりますけれども、一方で、その定数管理、そちらもきっちり管理されているのでままならないという、全体を通してはそういう内容でご答弁をいただいております。

ただ、大きく人員が不足している各職場での影響の実態というものがきちんと把握されているのかどうかということ、今の答弁だけでは逼迫感がないように思えるわけですが、やすらぎ園、現実に職員が減っていて利用者数が減っているわけですが、単純にそれだけの影響ではないのではないかと思います。例えば、この先インフルエンザの流行する時期になるわけですが、今のやすらぎ園の介護職員の人数で、もし本人なり家族なりにインフルエンザの患者が発生した場合、これは何人まで例えばやすらぎ園の業務が耐えられるのでしょうか。

○議長（菊地誠道君） やすらぎ園長・中島君。

○やすらぎ園長（中島吾朗君） ただいま、インフルエンザ等が発生した場合、職員がやむなく休暇をしなければならない場合、何人まで耐えられるのかというご質問に対してですが、今の状況で申しますと、公休、いわゆる月8日間の休日、それと夜勤明け休みを職員に取っていただいて、なおかつ年休を取得するといった場合、非常にシフトを組む上でインフルエンザが発生しない今の状況でもかなり厳しい、なかなかうまくシフトを組まないと休暇を取得できない状況があるということを考えますと、インフルエンザ等で職員が数名やむなく休みを取得しないとならないとなった場合は、ほかの職員がかなりの時間外対応でその職務に当たらなければならないというふうに想定しております。具体的な人数については、今の時点ではちょっとお答えはできません。

以上でございます。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 今、園長のご答弁いただいた中にも含まれていましたけれども、夜勤等、要するにかなりきっちりとシフト管理しないといけない部分、そういったところにまずやすらぎ園の場合、大きな影響が出ている、あるいはこの先出るのではないかと思うのですけれども、実際に働いている人の感覚として、現状で2名休むと夜勤が成立しないと、シフトが組めないと、そういった状況であるというふうに現場の方には聞いておりますけれども、町としては、それは、例えばそういう状況であるということを確認しておられるかどうか。

○議長（菊地誠道君） やすらぎ園長・中島君。

○やすらぎ園長（中島吾朗君） 施設担当する者としては、都度都度その状況に合わせてシフトの組替え等を対応しているところがございますが、具体的に2名がぎりぎりなのか、1名がぎりぎりなのか、あるいは3名まで耐えられるのかというのは、実際その状況になったときにある程度職員を回せるかどうかというのは見えてくるのですが、感覚的な部分で申しますと、やはり2名、一気に同じ棟で2名の職員が休まると、かなりほかの職員に対しては負担がかかってしまうという状況は想定されます。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） まず、やすらぎ園の状況について、そういった状況であると。それを逼迫した状況と捉えるかどうかというのは、いろいろ立場によって違うのかもしれませんが、ただ、コロナ禍が続く中、さらにこの先インフルエンザが流行する季節になる中で、そういった状況の職場がまずあるということ、それが1点。そのことに関して、町長は一体どう考えておられるのかなというのは、後でお聞かせいただかなければいけないと思います。

さらに、答弁の中になかったですけれども、保育園についても人員が不足していて、昨年の議会でお約束いただいた令和2年度のスタート時での待機者の解消というのが、今の時点でもまだ達成されていないという状況があるというふうに理解しております。

さらに、保育士の不足の部分で待機者が発生していることというのは、町立病院の医療スタッフの動向にまで影響を与えている。要するに、産休・育休から明けてくる職員が保育園にお子さんを預けることができないという、そのことによって、本来職場に復帰しようと思っていたけれども、産休明けに今度、育児休暇取得をすると。それはもちろん権利ですからいいのですけれども、本人は復帰したいという希望があるけれども、かなわずに、現場ではその分の不足が生じているわけです。昨日までのお話の中で、新年度からはもしかすると診療科が1つ増えるかもしれない。そのことに対する職員不足、看護師不足に関する懸念を同僚議員も昨日質問しております。ただ、それ以前に、そういった保育士が足りない、待機者が出ている状況によって医療職の不足にまで発展しているのではないかと、このように思うのですが、実態はどうなのでしょう。先ほどの答弁にはありませんでした。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。

保育士の待機児童で言いますと、9月1日現在で総数で6名の待機児童が発生をしております。

ます。これは年齢的に見ますと、やはりゼロ歳であったりとか、一、二歳であったりというところのお子さん、当然、今、類瀬議員が言われましたけれども、産休1年経過して職場復帰を含めて考えていたのだけれども、やっぱり保育所の保育士が不足している関係で待機児童とならざるを得ないというところの部分でございます。

保育士の不足に関しましては、いろいろと昨年からも退職保育士にお声かけをしたりですとか、釧路の養成学校なんか連絡をした中でも、やはり既に決まっている、もうほぼほぼ、どこの自治体でもやっぱりそれぞれ保育士の不足というのはかなり大きな問題として、売手市場といいますか、そういうような状況にあって、もう電話した段階ではほぼほぼ決まっています、お勧めできる人材はいないというような話もされております。今昨年は釧路市内の養成学校にだけうちの職員の募集状況などの周知はかけておったのですけれども、今年に関しては、改めて道内全ての保育士の養成学校に、標茶町ではこういう求人があるというようなことで周知をかけながら募集活動を行っているところではございますが、現状としては、保育士の生活環境ですとか含めてなかなか遠い標茶まで来てくれるようなという部分で、今のところまだ応募には至っていないというところが現状でございます。

以上でございます。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） 保育園に入れなくて病院職員が育児休業を取るという部分の、町のほうでは2名ということで、今、把握してございます。その2名の方が、保育園にお子さんが入れれば復職をしたいのだけれどもという話で相談を受けている現状でございます。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 確定的なことは申し上げられませんが、来年度についても、病院の看護師さんの場合、休暇が終了して復帰したいけれども、その時点で保育園に子供を預けられるかどうかという、そういうことを懸念している方もおりますので、2名プラスアルファと考えていただくのが妥当だと、そんなふうに思います。最初に町長に答弁いただいた中では、そういった影響の広がりということに触れられておりませんので、なかなか実態が町の皆さんにも伝わっていないということかなと思うのですが。

もう一点、常に職員の募集をかけている育成牧場について、30名余りの職員を抱える職場で3分の1に近い人数を募集しているということですから、当然いろんな職員に負担がかかっているということは、答弁いただいたとおりであると。それはそうだと思います。

ただ、町民への影響ということで申しますと、先般、臨時議会の際に私お話しさせていただいているわけですが、頭数調整のために早期退牧をしていることが不受胎を疑われる事案につながっているかもしれないというお話をしました。その後ずっと調べていくと、非常にその数が増えている。これは単純に早期に退牧させているということだけでは片づけられなくて、なぜそういったことが発生するかということを経験的に考えたときに、やはり人員不足によって発情発見が不十分になっている可能性というのは、これは否定できないです。

システム上の問題もあります。妊鑑が終わって1周期しないものを返せば、当然そういったことも生じるわけですが、ただ、常態的に人が足りないということがそういったことに影

響しているのではないかと、そんなふうにも思うわけですが、いかがでしょう。

○議長（菊地誠道君） 育成牧場長・常陸君。

○育成牧場長（常陸勝敏君） お答えいたします。

人員不足により家畜管理の部分に影響が出ているのではないかというようなご質問かなと思いますが、早期退牧によって不受胎の部分が多く出てきているのではないかというようなお話もありましたけれども、確率的な部分も確かにあろうかと思えます。早期退牧で、実際受胎してお返ししているということでこちらは確認をしているのですが、農家に帰った後の何かしらの管理の部分もあろうかと思えます。ですから、こちらの発情発見、妊娠の確認の方法だけの問題ではない部分もあろうかと思えますので、その部分は、一概に人が足りないからそういう影響が出ているという部分ではなかろうかなという解釈であります。

恒常的に我が牧場も人数が確かに足りない部分もあります。先ほど町長の答弁で、他の職員への労働負荷等も生じているかなというのは、実態であります。今現在ですと、約2,900頭の預託、そのぐらいの牛を預かっておりますので、本来管理するのが100頭に1人ぐらいと言われております。ですから、職員でいくと、29人ぐらいの職員が必要になりますが、これは今現在ですと、正職員も含めてもそこまで達していません。ですから、シフトを組む中では、当然休みの部分も入れなければならないという中で、実際、毎日の勤務できる人数というのは20名いくかいかないかという人数でございますので、その中で今の牧場の運営をしなければならないという中では、やはり職員の確保というのは課題であります。なかなか募集をかけながらも、応募してくる方もいらっしゃいます。ですが、働いてみて、やはり体力的に続かないとか、そういうことですぐに辞めてしまう方もいらっしゃったりしますので、なかなか現場の作業を、やはり特殊という部分もありますので、その中でどういう人材が確保できるかという課題はあるのですが、引き続き確保に努めていきたいなという考えであります。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） というように、それぞれの職場において必要な人員が確保されていないことの影響というのが非常に大きく出ていると。なかなかその実態というものが町の方には伝わらないですけれども、広報等を見ている方は、元の人数が何人いるか分からないけれども、毎回この人数が募集が出ているということについて、やはり非常にこの先どうなるのかということ、行政サービスがどうなっていくのかということに危惧されている。そして、このような事態については、昨年、条例について議論した際、こういったことが起き得る可能性が非常に高いと、だから正職員との格差というものを是正した制度として運用していかなければ、今日起きている事態というものが想定されますよということを指摘させていただいている。

今回、結局のところ、行政改革とか、そういうことの名の下において、正職員を非正規職員に置き換えてきたと。昨年、その議論の条例改定の議論のときには、そうではないのだと、格差ではないのだと、責務の差なのであるということに答弁いただいています。でも現実には、本来正職員がやるべきことを非正規職員に置き換えているということ、今回、町長が答弁されているわけです。しかし、それぞれおっしゃられるように定数管理の問題もあって、全

てを正職員ができないということ、これについては理解せざるを得ない。ただ、そのところの差を、待遇の差というものを埋めなければ、これは幾ら情報提供しても、会計年度任用職員を職業として選択するという方は、なかなか増えないと思います。

これまでの、いわゆる臨時職員の給与ベースとして、年収を保障するというやり方で今回制度設計しているわけですが、では年収が下がらないのかということ、実際に。これは一つの例ですが、例えば標茶町育成牧場の管理業務に関わる職員、36協定を結んでいるかどうかというのはありますけれども、年間600時間の例えば時間外勤務をした場合、これ明らかに単価の差が出ますから、年収としては下がりますよね。ベースになる給与の数値が、要するに期末手当を抜いた月給掛ける12なわけですから、当然それまでの時間外も含めた総体の金額、日給の掛ける出勤日数、22日とか、それをベースにしたものに比べると当然下がります。だから、時間外の単価というのは下がります。人員不足ははっきりしているわけですから、時間外というものは否定できない。となるとどのぐらいの年収差になるかということ、お分かりかと思うのですが、どうですか。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時42分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

幾つかの職場にまたぎ、広範なところで実態のご指摘をいただいたところであります。

今、最後の部分、会計年度任用職員の時間外を含めた年収がどうなのかというお話でありますけれども、臨時非常勤職員の制度から会計年度任用職員に移行する段階の、現状の年収は下げないという考え方の中では、確かに割り返しの1時間単価は下がっておりますので、時間外勤務手当については当然下がってくるというところであります。ただ、会計年度任用職員制度に移行するに当たっての新たなものとしては、期末手当が加えられているというところであります。

そこで、議員ご指摘の600時間等々の時間外勤務手当であります。雇用する側として、そういう状況に置いているというのは非常に心苦しい、できるだけ時間外勤務は少なくしなければいけないというのが雇用者の責任だというふうに感じておりますけれども、実態としてなかなかそこまで持ってこられない、これについては本当に改善に向けて検討していかなければならないというところでありますが、そもそも時間外勤務手当を含めた年収で生活をしていただく、そういう設計にはなっておりませんので、そこはご理解いただきたいと思っております。

それから、先ほどのやすらぎ園の関係でありますけれども、実際に何名かが欠けることによって今のままでは回らなくなる、それは私のほうでも聞いているところであります。ただ、

非常事態、インフルエンザがそうなのか、あるいはコロナウイルス感染症がそうなのか、その他の災害等によるものなのかは別にして、現状行っている行政サービスをどういうふうに下げないのかというところで、総員を動員して回避してきたというのが、これまでの標茶町のやり方であったかというふうに思っておりますし、これからも部分部分そういう対処をしながら、工夫しながらやっていくしかないのかなというふうに思っております。

保育園の関係もそうであります。町立病院、福祉・医療関係というところで、ポイントを加えて優先的に入れるのがいいのかどうかというところ、非常に悩ましいところでありまして、現状ではそうはしておりません。今後、全体的な合意が得られれば、そういうことも考慮していかなければいけないのかなというふうに、今、議員から指摘を受けて考えているところでもあります。

育成牧場のほうも、ご指摘のように、もしかすると早期退牧が受胎率低下等々に影響があるのかもしれない、それは考え方として否定はできないのですけれども、そのせいで100%なっているか、そういうことであれば間違いなく今すぐにでも対処方針を検討していかなければいけないのですけれども、可能性というところであると、どういったことが原因なのかというところを、まず現場のほうで究明しながら適切な対処方針を立てていくしかないのかなというふうに考えているところでもあります。

議員からご指摘を受けているところでもありますけれども、会計年度任用職員の制度、任期の定めのない常勤職員を中心とする公務運営の原則が崩れている実態を追認し、固定化するという、そういうことで冒頭ご質問いただいておりますけれども、私どものほうでは、運用の実態として果たしてそういうふうになっているかどうかというところで逆に心配しているところもあります。会計年度任用職員については、原則的には単年度単年度で、臨時的に発生した業務について対応するための職員として設定されておりまして、同じ方を再度雇用する場合であっても、公募して試験を行いというところでもあります。臨時的に発生する業務が今までのようになっていくかどうかというところには、非常に慎重に神経を使いながら見ていかなければいけない、それから行政サービスの在り方も含めて根本的なところから考えていかなければいけないというふうに思っております。

長年続いた臨時非常勤制度が、ご案内のように会計年度任用職員制度に変わる際に、そのときにも申し上げたのですけれども、もしかすると地方公共団体の仕事の仕方とか在り方が変わってくる可能性があるということも申し上げた記憶がありますが、そういった観点で、まず現状働いていた方々にできるだけ不安感を与えない形で、引き続き仕事を続けてもらうために今の会計年度任用職員制度に移行したところなのですけれども、制度全体の在り方、人事制度全体の在り方、行政サービスの在り方等々も含めて総体的な点検あるいは見直しを、これから継続的あるいはスピーディーにやっていかなければいけない状況にある。ご指摘のとおり、現状の行政サービスをこのまま提供するには不安があるところがあるという議員のご指摘については、そのように感じておりまして、理解しているところでもありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。



○2番（類瀬光信君） 副町長からご答弁いただきましたけれども、基本的に会計年度任用職員については、臨時的に発生する業務に対応するための職員であるという、そういった今ご答弁をいただきましたけれども、そのことだけで言うと、どうでしょう、全体の人数に対する会計年度任用職員の占める割合を考えたときに、やすらぎ園についても、育成牧場についても、今の副町長のご答弁というのは全く当たっていないのではないかと、実態と乖離していると、そんなふうにするのですけれども、どうですか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

先ほどご答弁申し上げた中で、そこを触れたつもりでございましたけれども、現状提供させていただいております行政サービスが今の人員で今のままいけるのかどうか、そして、それを検討した上で正規職員、そして一般職の職員、会計年度任用職員のバランスがどうなのか、そういったことを総体的に追及されるときが来るのではないかとというふうに考えているところでありまして、それらについて総体的な検討が必要だという、そういう趣旨で答弁をさせていただいておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 全体通して、実態と、それから定数管理の関係で、いかんともしがたい部分があるということ、繰り返し最初の町長の答弁に盛り込まれていますから、それは急にどうしろということをお願いするつもりは、そういう意味ではないのです。

ただ、町長の答弁の最後のところで、厳しい財政環境もありという、そんなふうにご答弁されました。私は、この部分というのが、結局のところ、会計年度任用職員の運用、特に待遇面の改善の足かせになっているのではないかと。そして、このことに関する役場の中の認識というのが、例えば、昨日、鈴木議員の一般質問に対して、財政環境は言われているほど深刻ではないのだということを副町長は答弁されています。また、その前のときに町長は、もっと厳しい時期に財政を担当していたと、現状というのはまだ大丈夫なのだということ、これは憩の家に関しての質問に対して答えているわけです。

ただ、人事を預かる、そういった現場では、この厳しい財政環境というのは、そういった会計年度任用職員の待遇面にも影響し、ひいてはそれが住民へのサービスに影響しているということ。今、各職場の方から聞いたことでも、それは裏づけられたと思うのです。特に保育園に関して言うと、国の制度としては、国としては3歳以降、3歳以上の児童に関する保育料を無料化している。標茶町は、そこを拡大して、ゼロ歳、1歳、2歳も無料化の対象にしたと。それは政策としていいのです。ただ、そのことがどういう影響を与えるかと、財政的な面と、それからこういった人員確保の面で、最終的にそれが住民へのサービスに影響しているという。何か一つのことをやるに当たって、そういった影響が、今回のようなことになるということが考えられていないということが、こういった人手不足にもつながっていると、さらにそれを見直すための財源が心配だから、それもなかなかできないのだと、そんなふうになっているように思うのですが、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

今のご質問をお聞きしておりまして、いろいろな事案を1つにまとめておっしゃられているのかなというふうに思いまして、ちょっと説明してきた趣旨を酌んでいただけなかったのかなというふうに思っているところが1つあります。

まず、私が昨日発言したというふうに言われておりました財政状況、今厳しいとは思ってはいないというところではありますが、そのようには、その言葉では申し上げたつもりはございません。この先、住民サービスを制限するような、そういった事態が生じたときには特に住民に対する財政の説明はしなければいけないという、そういうつもりで申しておりまして、財政の現状認識だけで言いますと厳しいものがあるというふうに思っております。楽観できるものではありません。

それから、会計年度任用職員、やすらぎ園の介護職、育成牧場の牧場作業員、それぞれの職場で、やすらぎ園であれば、町内の同じような介護施設があります。そういったところとの均衡も考えなければいけません。標茶町だけ、やすらぎ園だけ優秀な人材を確保するために何らかの措置を取って、そして確保するというのが現実的には適していないというふうに思いますし、特に介護職をはじめとした特定の技術職については、標茶だけではなく、釧路管内、北海道、全国で定数を満たしていないというようなものもあります。そんな中では、なかなか簡単な作業でなくここに来ているというところは、ぜひご理解いただきたいと思います。

ちょっとまとまりのない答弁になってしまったのですけれども、基本的には厳しい財政状況の中、今の住民サービスを低下させないようにどうやって運営していけばいいのかというところを引き続き検討していくということを肝に銘じているということをご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 以前からもうずっと人が足りないのであれば、こういった話ではないのです。少なくとも数年前までは、これほどの人手不足ではないわけです。もちろん人口減少とか、そういったことはありますが、今回、会計年度任用職員のことについて私がここまでしつこくお話をさせていただく背景には、要するに会計年度任用職員に関して、将来に向けての希望が持てないのだということで、それで辞めていっている方がいるということなのです。考えてみていただければ分かると思うのですが、牧場に20年勤めて新しい制度で年収が350万円の人が、自分のお子さんを大学に通わせることができるのかできないのかとか、そういった非常に現実的な問題に働いている方が直面して、それで職場を去っているという、そういう事例が少なくないのです。单身の方に関しては、まだ何とかやっていけると。けれども、家族も養っている方に関しては、少なくともそういう方にとっては、今回の制度というのは非常に不足の点が多い。特に経済面での不足は多い。ということで、特殊勤務手当などによって、そこのところを調整できないのかというお話をしましたけれども。

以前、牧場なんかは、牧場勤務手当という特殊勤務手当が出ていました。4Kの職場です。3Kを超える4Kの職場でどうやって人を確保するかというのは、それは並大抵のことでは

ないのですよ。せめて周辺の民間のレベル、そこを大幅に超えて人を引き抜くようなことはないにしても、そういった民間の相場というものも意識して、そして生活設計が立てられるような、そういった制度をこれから構築していただきたいと思いますと思うのですが、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

まず、人手不足のお話をいただきましたけれども、確かに去年から始まったものでも今年始まったものでもなく、何年か前から、そういった感覚が徐々に強まってきているところがあります。

議員から、特に会計年度任用職員の給与面での待遇改善というところが今回の主なところだというふうに理解しているのですが、将来に向かって希望が持てないという、そういうお話もいただいております。それについては、制度のせいにするわけではありませんけれども、さっき言ったように、単年単年の雇用というところは、やはり将来的な不安ということにつながってくるのだらうなというのは、それは私も否定はしておりませんし、そうなのだらうというふうに思っているところでもあります。

それで、実は会計年度任用職員だけではなく、一般職、正職員の募集においても、実は同様なことが起きております。特に、令和3年度採用予定の募集をかけているところなのですが、コロナの影響で民間の採用が抑制されて、かなり行政職のほうに希望が来るのではないのか、そういうことで優秀な人材が確保できるのではないかという期待の感もあったのですが、現実的にはそうではなく、釧路管内全体で見て昨年を下回る応募状況だったというところで、果たして将来性とか、あるいは給与だけの問題なのかどうかというところが非常に今はっきりしないところでもあります。そういう意味で、先ほど来の答弁と同じになりますけれども、制度、いろいろな部分を総体的に見ながら、住民サービスを低下させないように、そして働いている人方がより安心できるように、そういった観点で、これからも人事制度等々を考えてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 一番大切なのは、住民サービスが低下せずに、住民が安心・安全な中で暮らせるということである、それは私もそうですし、ここにおられる皆さんも同じことを考えていると思っておりますので、ぜひそういった観点で会計年度任用職員の今後の運用について、改善という言葉は使いませんが、前向きに中身をよくしていくように努力いただければと思います。

次の質問、2点目の質問をさせていただきます。

2点目は、憩の家に関する町長の責任についてであります。

標茶町が株式会社標茶町観光開発公社に対して貸し付けた3,000万円について、償還できなかった場合の責任は町長、副町長、観光開発公社社長が取ることを明言してきました。前町長の発言ではありますが、これが標茶町として責任の所在を明らかにしたものであると、こう考えられます。観光開発公社の倒産により3,000万円が回収不能となった今、当然現町長が責任

を取る、責任を果たすべきだと思いますが、どのような形を考慮しておられるのか伺いたい。

また、憩の家の営業停止についても、同様に町長に責任があると考えられます。今後、どのような形で責任を取り、果たすつもりか伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 憩の家に関する町長の責任についてにお答えいたします。

1点目のご質問ですが、3,000万円の長期貸付けの償還に関する責任について、経営責任という形で、借主である標茶町観光公社の社長、副社長に最終的に責任があると言及されているということをおっしゃっていますが、私はその場におりませんでしたので、事実はいずれも私自身としては確認はしておりません。

また、借主としての債権管理には町長が最終的な責任を負うということが道理であると思います。会社を破綻させてしまったということに関しては、会社としてのルールや社会通念にのっとり、また、町としての債権未回収については、そこに至る部分で重大な過失があったのかどうかというところを基準に、それぞれ検討すべきところであると考えております。ただ、前町長の発言の意図は尊重しなければなりません、対象となる事象は経過も含めて違うことから、破産処理の完了を目途に関係方面とも相談してまいり所存であります。

また、2点目の営業停止についての町長の責任のお尋ねですが、自己破産以降、再建に向けて検討してきたところ、憩の家の経営に参画したいと申出をしたところは、これまでもご報告させていただいておりますが、いずれも相当高額な指定管理料が必要と判断せざるを得なかったり、指定管理者に指定するには体制整備に相当の時間を要すると判断したところであります。

その後につきましては、老朽化した施設の改修と併せた新たな指定管理者の選定作業を予定しており、長期間にわたり町民の皆さんに憩の家かや沼をご利用いただけなかった状況になっていることにつきましては、大変遺憾ではございますが、よりよい施設にした上で、早期にサービス提供ができるよう鋭意努力しているところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 3,000万円の長期貸付金の償還に関しての部分ですけれども、町長自身はその場にはいらっしゃらなかったという、今そういうことが答弁の内容にあったわけですけれども、実際にその場にいるかいないかにかかわらず、行政の継続性とか、そういった部分を考えると、会議録、議事録、いろんな方法でその部分というのは当然確認のできるものであるにもかかわらず、そういったご答弁をされるその意図についてお伺いします。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 私は、そのことを否定したのではなくて、貸主としての債権管理者には最終的に町長が責任を負うことが道理であるというふうにお答えしております。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） ただ、町として理事者がそのことに言及しているのは、これは厳然

たる事実であります。行政の継続性という点で考えると、長期償還に関しても当然町長に責任があると考えるのは、これは後段おっしゃられている貸主としての債権整理よりもさらに明確な責任であると、そんなふうに思います。

それと、3,000万円の部分ですけれども、貸主としての立場で、債権処理、債権管理に町長が当たるとするのは、それは当たり前なのだとおっしゃっている。それから、債権回収に関しては、要するに重大な過失があったかどうかということに今触れられている。これ重大な過失というのは、例えばどういったことを想定していますか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

今ちょっとこの場で全てを申し上げることはできないと思いますけれども、例えば貸主としてできることをしなかった、債権保全措置が取れたのに故意に取らなかった、そういったときには、やはり責任の所在というものを町民から問われてしまうのではないかとこのように考えます。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 先ほど来、私、この町長の責任ということに関して、行政の継続性ということも含めてお話をさせていただいています。担当の課長が交代したのが2年前の8月です。同じ月に、観光開発公社の社長であり副町長がやはり辞任をされている。そして10月に、町長が新町長として就任されているわけです。行政のルールとして、この間、毎回事務の引継ぎというものが行われているわけです。その中に、経営状況に触れる、急いで何々をしなければいけないという、そういったことというのは、当時、副町長も総務課長ですから、当然そういった書類に目を通す立場ですが、お二人ともそういったことに関しては認知していないということなのではないでしょうか。認知しておられますか、まず。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時12分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

類瀬議員から私に、当時、総務課長をしていたというところでどうだということで質問を受けたわけでありまして。ちょっと今、記憶を探っていたところなのですが、町から3,000万円の長期貸付金を受けた後に、まず4月に人事異動が行われました。そして、8月に、8月だったかな、課長が替わりましてというふうに経過があるのですけれども、今ちょっと記憶で申し訳ないのですが、文面では詳しいものについてはなかったように思います。特に口頭で行う事務引継というのもあったりするものですから、そういったことだったのではないかとこのように記憶をしているところであります。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 同じように、町長はいかがですか。昨日の別件の答弁の中で、憩の家に関しては就任以前から非常に関心を持ったことであって、就任後、急いで何とかしなければいけないというふうに感じていたというふうに答弁されておられます。そのことと併せて、そういった事務的な引継ぎの中で気になる部分というのはありませんでしたか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

類瀬議員もご存じのように、私、就任したのは平成30年10月22日からでありますので、その以降のことかなというふうには存じますが、その中で一般的な前町長からの引継ぎについては、それぞれ担当課から、いろんな課題があるという中で、憩の家はその前の年に3,000万円の融資を受けて今運営している、その当時の状況では、新たに支配人を確保されて運営されているという状況については伺っておりました。実際に本当に大変な状況になったという形で引き継いだのは、ここに、私、今発言するのは町長の立場で話していますが、翌年の2月14日に公社の社長に正式に就任していますので、その以降については、会社からの報告については詳細な報告を受けるというような状況にはなっております。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 時系列で言うと、町長おっしゃるとおり、なぜ社長に就任するのが遅れたかという点はちょっと置いておいて、時系列で言うと町長おっしゃるとおりです。

ただ、担当課からは四半期ごとに議会に対して経営状況の報告というものがされています。第1四半期、4月から6月までと第2四半期、7月から9月までというのが報告されていて、町長も、それから副町長も、そういったものには当然目を通していただいているのではないかなと思うのですが、そういった中で年内に必要な何らかの措置をしなければいけないという、そういう結論には達しませんでしたか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 時系列的に正確に申し上げられるかどうか分からないのですが、10月以降です。実際に経営が非常に3,000万円が入っても厳しくなっているという状況は、たしか二月後の12月、年を越すあたりにそういう話が出てきたというのが、当時の状況で今思い起こしているところです。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 今お伺いしたのは、四半期ごとの経営状況の報告書というものを読んでいたかどうかという、そのお話であります。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 私、町長として報告があったものは最終的に決裁していますので、目を通していただいていると思っています。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 先ほど、副町長が重大な過失とはということについてお答えいただきました。要するに、できることをしなかったとしたら、それは重大な過失だと、それから、

ではそれはどういうことかという、例えば故意に補正をしなかったとか、そういったことがあれば、それは重大な過失であるということ、先ほどご答弁しておられます。

今、私は、事務の引継ぎについては、あまり危機的な状況ということ、文書での引継ぎでは記憶がないとおっしゃっている。もちろん口頭でいろんなことを、引継ぎも受けているでしょうから、そことなかなかすぐにぱっと区別するのは難しいということかもしれません。

1つ間違いなく言えるのは、口頭での担当課からの引継ぎの中にはかなり厳しいということが含まれていたはず。単年度ベースで500万円以上の収支不足が生じ、3,000万円への償還に関する500万円というのは、恐らく捻出できないという、そういったことがあったのではないかと、これは、もしなかったらなかったでいいです。ただ、なかったとして、四半期ごとの報告を見て、その状況をもし読み取れなかったのだとしたら、それはそれで大きな責任があると私は思うので、それは第1四半期、第2四半期とも、誰がどう見ても11月末で資金ショートするという、そういった内容の報告が出ています。これを見ながらどうやって年を越そうと思ったのですか。どうやって年を越せると考えたのですか。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時26分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

議員のご質問、憩の家の経営改善を急ぐべき状況にあったということ、四半期報告の決裁過程で知り得なかったのか、そして、そういった措置を取らなかったのかというようなことだったというふうに思いますけれども、決して私、副町長としての責任がどうのこうのではありませんので、まずご理解いただきたいのですけれども、当時、総務課長として在籍しておりまして、議会に対する報告が合議として見ていたかどうか、ちょっと記憶が曖昧であります。見ていなかったような気がするのですけれども。ただ、合議として見た場合、私は総務課長として条例でうたわれた定期的な報告がきちんとされているということを確認したというところで、一つ一つのケースを見て経営状況はどうかというところまでは、当時、私は判断できるものは持ち合わせていなかったというのははっきりしておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

先ほどもお話ししましたように、10月以降の話かと思うのですけれども、公社から報告するものについては、私は最終的に決裁もしていますし、状況を判断しながら、その年の2月に状況を踏まえて公社からの報告を受けて、2月に全員協議会を開催させていただきながら状況を踏まえて次の対策の提案を皆さんにさせていただいて、最終的には3月の定例会で、

結果については皆さんご承知のことですので、私何も申し上げませんが、そういう結果だ、決して何もそれに対して対応してきていなかったということではないということをご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 町長が標茶町長に就任されて以降のことになるわけですが、第2四半期の報告というのは、10月に出されている。その後、資金ショートが判明するのは年が明けてからですが、ある日突然資金が足りなくなるというような膨大な収支を取り扱っている会社ではないのですか。税込みで7,000万円あるかどうかという、そういう会社の半年経過した時点の報告書を見て、何かしらの措置を取れるか取れないかというのはあります。3,000万円投入したばかりですから。だから、取れるか取れないかはあるけれども、その時点で、その報告書を見て何かしらの対策が必要ありというふうに思ったのか思わないのかという点ではどうですか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） その対策が必要だということで、2月以降、先ほどお話しした内容の対策を皆さんにお諮りをしたということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） そうではなくて、12月の議会というカードがあるわけで、それ以外にも臨時議会を招集するという、必要があればですが、そういった機会、カードを持ちながら、それを使わなかったことの理由を伺っています。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 何回も申し上げますが、私10月に就任して全ての業務、100%をその時点で把握しているわけではございませんので、その中で緊急性のある、特に年を越してからそういう状況を伺ったということですので、まず公社のほうの役員体制を刷新して、新たな提案をしたということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） つまり、年内には急いで何かをしなければいけないというふうには思わなかったという理解でよろしいですか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 決して何もしていないわけではなくて、いろんな状況で、どんなことが可能かということも含めて、今、役場の中に、例えばかや沼の利用促進をお願いして、それぞれの課の例えば忘年会で使ってもらおうとか、そういった利用を積極的に私は声かけをしながら、何とか少しでも収支を改善できないかとか、そういったことに対策を講じてきながら、最終的には公社の報告で非常に厳しいという状況を受けて先ほど言ったような対応をしたということですので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 先ほど、副町長が重大な過失とはということでお話ししていた、補



正ができるのにしなかったというようなこともあったものですから、今何度か確認させていただきました。

ただ、その時点で第2四半期の経営状況報告書を見て、年内に資金手当をしなければいけない、今の時点で債権回収に、町長は貸主の責任として関わっているわけですから、そこら辺のことはお分かりだと思うのですけれども、年内に資金投入なり、何らかの代替資金を得なければ年を越せないのだということが、もしその経営状況報告書から読み取れなかったのだとしたら、それ自体も重要な過失ではありませんか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。私の知見がどこまであるかはそれぞれ皆さんが判断されると思うのですけれども、私は、その時点では、何とかいろんな対策を講じることによって年度を越せるのではないかと、そんなふうにして思っていましたし、年が明けた段階でさらに厳しい状況ということが分かりましたので、先ほど言ったような対策を議会にお諮りをしたということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 分かりました。

ちなみになのですが、町長は貸借対照表とか損益計算書というのは読み解くことはできるのですか。

（「それは失礼だよ」の声あり）

（「失礼だ」の声あり）

（何事か言う声あり）

○2番（類瀬光信君） すみません。では、そこら辺はとにかく……

（「訂正したほうがいいよ」の声あり）

（「取り消してもらってください」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） そういった知見をお持ちだったかどうかということに関しては、質問を取り消します。訂正します。取り消します。

ただ、債権回収に責任を持って今当たられている立場で、十分お分かりと思いますけれども、財団債権、いわゆるこれ税金ですよね。これ税金が債権回収、債権処理のメインになっている。要するに、税金を滞納することによって経営を引き延ばさなければいけないような状況だったということは、今現在では理解されているのではないですか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

途中見聞きした部分も含めての答弁となりますことをまずご了解いただきたいと思いますけれども、振興公社、収支が厳しい折は、例えば近しい団体に声をかけてご利用いただき、そして日銭を稼ぐ、そして給料の支払い遅延だけは起こさないように、本来あってはならないことでもありますけれども、期限的に猶予のあるものについては支払いを延ばして、そういった厳しい資金繰りをしながら何とか最悪の事態を招かないようにやってきたというふうに見聞

きをしてきているところであります。

それで、その中で、いろいろなことを当時、町としてやっております。結果的には、議会のほうでは3月定例会でのというふうになっておりますけれども、それ以前に関係方面にご相談申し上げながら、何とか存続の方法はないのかどうか、そういったところを探ってきたという経過がありますので、そこも含めてご理解いただけるように願いたいというふうに思います。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午前11時36分

再開 午前11時37分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

類瀬君。

○2番（類瀬光信君） なかなか古い話ですので明快な答弁をいただけないし、私もなかなかもっと詳しい話に踏み込んでいけないというところがありますけれども、債権処理に町長が関わっているという点で、町長の責任で行っているという点で言いますと、今回、債権を債権回収業者に譲渡するというようなことを伺っています。一般的にですけれども、これは債権の譲渡というのは、大幅にディスカウントされるのではないかと。

（「質問に載っていない」の声あり）

○2番（類瀬光信君） いや、債権処理をすると書いている、責任……

（「そこは載っていない」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午前11時43分

再開 午前11時44分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

類瀬君。

○2番（類瀬光信君） その部分については、町長が責任を持って債権管理、最終責任を負ってやるのが道理であるというふうにおっしゃっておりますけれども、現実、事務的なことについては破産管財人が進めていくということでもありますので、できるだけ団体債権、財団債権を優先するというのは分かりますけれども、町内のお店屋さん、そういったところの債権を決して踏み倒すようなことのないような、そういった方向になるように町としても努力していただきたいと思います。

次に、営業停止のことについての町長の責任についても尋ねているわけですが、これ自体は議会での議論もあって、そういう形で町長だけがもちろん責めを負うというような、そういったものではありません。ただ、議会として破綻に至る経過の説明、検証というものを再

三求めておりますけれども、3月に未定稿に関する報告があつて、それ以来、半年経過して  
いますけれども、その検証結果というものが報告されていません。当然町民にも、そういつ  
た経過説明というか、原因説明というのがされない状態で現在いるわけです。現在の進捗状  
況をお知らせください。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

まず、先ほどのおしまいのほうで債権の話がありましたが、観光開発公社が申立てをして、  
そして裁判所が破産管財人を定め、そして破産管財人に全てを委ねている状況であります。  
町として特定の債権者に給付等を行うというのは、ルール上許されておらず、そこは本当に  
関係者として心苦しいところではありますが、できることはないのではないかとこのように考  
えているところでもありますので、まず、答弁は求められませんでしたけれども、ご理解をい  
ただきたいというふうに思います。

それから、進捗状況なのですけれども、たしか3月でしたか、説明するときに、金銭的な  
ものが全て終わっていないので未定稿とさせていただきますというふうに申し上げておりま  
す。今のところ、9月30日が最終的な債権者集会というふうに伺っておりますので、そこを  
一つのめどにしながらまとめていきたいなというふうに考えているところでもあります。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） ここまで、憩の家に関する町長の責任ということで、大きく2点に  
分けて伺っているわけですが、町長のご答弁の趣旨というのは、おおむね遂行責任を  
どう果たすかという、その部分が多くて、それは株式会社観光開発公社の社長としての責任  
の部分と一般的には受け止められる部分です。ただ、実際に町長には標茶町の町長としての  
部分がありますので、ではその部分の責任の一番重要なところは何かという、これは一般  
論ですけれども、町民に対する説明責任です。むしろそれに尽きるわけです。るる答弁いた  
だいていることというのは、おおむね遂行責任であったり、賠償責任に触れるか触れないか  
ということでもありますけれども、それは企業経営者の果たすべき責任の部分であつて、自治  
体の長が果たすべき責任というのは、それはどういった経過でこういった事態になつて、ど  
ういった対策を立てて次に進むのかという、そういったことを説明するというのが、町長が  
負っている最大の責任であると思つています。言葉として責任ということを見ていただけれ  
ば、それは一目瞭然です。一般論でそういうことなのです。そういった部分で、今後どうや  
つてその説明責任を果たしていけるのか、それを伺いたい。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 今回のかや沼の件につきましては、それぞれタイミングタイミング  
で、可能な範囲で町広報を使いながら、かや沼の破綻の部分について報告させていただきま  
したし、その後の債権管理の動向についても逐次広報でお知らせをしているという状況でご  
ざいます。基本的にはそういうことを中心に、あと、先ほど副町長から最後の、今、総括の  
まとめをやつていますので、それについても最終的に今月末が破産管財人の最後の集会が行  
われるというふうに伺つていますので、その報告を受けて最終的にまた関係者と相談させて

いただきながら、町長としての説明責任ということで当然一定程度の報告は、広報しべちゃを通じてという形になるのかなと思いますけれども、それについてはさせていただきたいなと思っております。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 従来どおり広報を通じて説明を果たすということを今おっしゃっているわけですが、昨日の同僚議員からの質問にもありますように、町民一人一人は、この憩の家のことに関してとても関心を持っています。できれば町長にじかに説明していただきたいという、そういった希望も持っておられる方も非常に多いです。これぜひ、果たすべき責任というのは極論で言うとそこしかないわけですから、今後のことに関してでもですね。ここまでに至った原因と、それから今後そうならないという対策と、それからこういった形でV字回復していくのかという、そういったことがぜひ具体的に町民に伝わるような、そういう丁寧な説明責任の果たし方というものを要望申し上げて、私の質問は終わります。

○議長（菊地誠道君） 以上で2番、類瀬君の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前 11時49分

再開 午後 0時58分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

長尾君。

○3番（長尾式宮君）（発言席） 通告に従い、2件質問いたします。

1件目は、人口減少対策、地域振興のため新築住宅補助をということで質問いたします。

現在、コロナウイルス感染拡大に伴い、全国的に経済の停滞が不安視されているさなかであります。標茶町においても例外とはならず、各種イベントの中止、消費の落ち込みなどが町内経済に悪影響を及ぼしております。町では、給付金等の活用で対応に当たっているところではありますが、地域振興の観点からも、以下の質問をいたします。

2018年時点、道内179市町村で、新築住宅補助を行っているところは、100万円以上が88自治体、200万円以上に絞っても59自治体と3割程度ある状態です。補助の趣旨としては、少子高齢化対策の一環として、移住者や若者世代の定住促進を主な目的とするところが多い状態です。また、補助の条件としては、地産材の使用や地元工務店との請負契約が前提として含まれるケースが多い状態です。

釧路管内でも補助を設定しているのは、新築に限っても、厚岸町住宅新築支援助成事業、浜中町安心住まい促進事業、弟子屈町住宅建設促進事業、鶴居村地域住宅振興対策支援補助事業、鶴居村輝く住ま居る支援金、白糠町太陽のまち定住奨励助成事業が挙げられます。

関係団体に聞き取りをしたところ、管内でも地元企業限定の補助であることが多く、広域で営業するに当たり品質以外の部分で不利になるばかりでなく、制度を設けていない標茶町

が草刈り場となっているとの話を聞いております。

標茶町においても、少子高齢化・人口減少対策は喫緊の課題であり、また、地域産業の振興の観点からも新築住宅補助は必要な制度と考えますが、町長の所見を伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 人口減少対策、地域振興のための新築住宅補助の質問にお答えいたします。

議員ご承知のとおり、住宅整備に係る制度として、高齢者等住宅改造費の補助、防災対策としての住宅耐震改修促進の助成、みな下水道構想の仕上げとしての合併浄化槽設置整備補助、平成29年度をもって終了したエコホーム報奨制度を創設してまいりました。本町では、これまで特定した目的を持ってそれぞれの制度を創設してきたところでございます。

ご質問の少子高齢化・人口減少対策は喫緊の課題であり、また、地域産業の振興の観点から新築住宅補助は必要な制度と考えるが所見を伺うとお尋ねですが、過去に他の議員からの助成・補助制度の導入についてのご質問がありましたが、個人所有物への支援に対する是非、既存住宅設置者との公平性、また、町内業者限定とした場合、利用者の選択肢が制約されることになる制度設計の是非などの熟慮が必要と考え、制度の設置を見送ってきた経過がございます。

しかしながら、釧路管内各町村において、住宅建築補助制度を設けていない本町が草刈り場になっているとのご指摘や、人口減少対策、地域振興という観点からも、政策の転換を図る時期に来ていると考えております。ただし、町内業者限定ということであれば、業者の方々的一生懸命営業活動を行っていただき、できるだけ多くの方に町内業者を選択していただく努力は行っていただかなければならないと考えております。いずれにしましても、補助制度の内容等につきましては、関係団体と十分協議、検討の上、地域経済の循環が図られるよう制度設計を立ててまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

長尾君。

○3番（長尾式宮君） 町長の答弁で制度のほうを進めていただけるということで答弁いただいておりますので、ぜひ早い段階で制度が実現できるようお願いしたいと思います。

そこで、分かる範囲で結構なので、他町村でどの程度の実績があるか、分かればお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・武山課長。

○企画財政課長（武山正浩君） お答えいたしたいと思います。

他町村の実績等についてでございますが、私どもで若干この内容について調べた段階で、管内の町村の担当のほうに確認した内容でございますが、厚岸町においては、件数は3件から5件ほど、浜中町においては4件から5件ほど、弟子屈町においては15件から25件ほど、鶴居村につきましては、議員のご質問の中にもございましたが、地域住宅振興対策支援補助事業が、これにつきましては従業員住宅を対象としている補助制度ということでございまして年間2件から3件ほど、もう一件の輝く住ま居る支援金について、これは個人住宅という

ことで、鶴居村では備荒資金を支消して基金を創設し補助を出しているということでしたが、年間7件から9件ほど、白糠町につきましては5件から6件ほどという実績ということでした。

○議長（菊地誠道君） 長尾君。

○3番（長尾式宮君） 他町村の実績を聞いたところ、やはり年間何件か、こういった制度を利用される、そういったそれぞれの地域に住まわれた住民方がいらっしゃるということで、ぜひとも標茶町でもできるだけ早い時点で制度を実施していただけるようお願い申し上げます、次の質問に参ります。

2件目のやすらぎ園の人材不足早期解消をということで質問をいたします。

令和元年8月、11月に、厚生文教委員会の所管事務調査で特別養護老人ホームやすらぎ園の調査が行われております。昨年の時点での入園者数、施設の老朽化、人材不足、今後の方針が報告されております。

現在でも人材不足は解消されておらず、会計年度任用職員が10名募集をされていると聞いております。慢性的な人材不足はスタッフに大きな負担がかかり、思わぬ事故や、さらなる人材不足へと、負のスパイラルに陥る危険性が懸念されております。町民からは、待機者が約100名いる現状で、今後もやすらぎ園が今まで同様の運営ができるのかと不安の声が上がっております。

また、委員会報告では、施設の老朽化に伴い暖房設備や給排水設備に不具合があり、介護施設として基本的な機能に不安があると指摘されております。施設の老朽化も、人材不足の職場環境においては大きな負担となっていると考えます。

施設の改修には詳しい調査と予算の問題もあり、時間が必要と理解しておりますが、人材確保に関しては早急な対応策が必要と考えております。現在、ハローワークを通じて募集をかけていると聞いておりますが、介護求人サイトやIターンUターンフェア等の場での募集を検討してみてもと考えております。

また、全国的な人材不足である状況で人材確保をするためには、待遇の改善も一手段と考えられるが、町長の所見を伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 3番、長尾議員のやすらぎ園の人材不足早期解消のお尋ねにお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、特別養護老人ホームやすらぎ園では、介護職の会計年度任用職員に不足が生じている状況があります。令和元年度中の状況についても、離職者7名に対し採用者数は2名であり、現状も厳しい状況が続いております。入所者の安全確保と介護に当たる職員の労働環境を鑑み、やむなく入所者数を定員100名のところ80名に制限させていただいておりますが、職員研修の受講や有給休暇の取得を考えたときに、有給休暇の取得などの面でも課題があると認識しております。

不足している介護職員の募集につきましては、ハローワークと町ホームページや町広報による公募と、今年度より釧路市社会福祉協議会の求人サイトにも掲載を始めたところであり

ます。しかし、今年度の介護職の会計年度任用職員の求人に対する問合せは1件のみで、採用に至っておりません。これらのことから、新たな視点による介護職の求人活動の必要性は感じているところであります。

入所希望者の待機者についてですが、今年の7月に約110名いらっしゃる入園申込者のうち、要介護認定3以上の71名に対し意向調査を実施しました。回答数が48件、回答率は44%で、この中ですぐに入所希望の方は29件となっております。この29件のうち、介護度では、要介護度3が21名、4が7名、5が1名で、介護度3の方の希望が多い結果となっております。すぐに入所希望の場合であっても、例えば夫婦同時ならというような条件付きの場合もあり、すぐにでも入所したい方はさらに少なくなる見込みであり、年間の退所者数等を考慮すると影響は限定的なものと考えております。今後も、早期に100名の定員が確保できるような職員体制の構築に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

人材確保のための求人方法等の改善についてのご質問については、今後、様々な可能性や有効性を検証しながら、介護求人サイトや移住フェア等で情報発信に努めてまいりたいと考えています。人材確保のための処遇改善に対しましては、先ほど別の議員の質問にもお答えしたとおり、本年4月より会計年度任用職員の制度移行により改善を図ってきたところであり、改善された面をPRしながら必要な人材確保に努めていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

長尾君。

○3番（長尾式宮君） 行政のほうでも、求人に関して言えば、非常に苦心されているというふうには認識をしております。そういった中で、現在、やすらぎ園で、例えば人材不足によって、今現在、例えば本来業務上なくてはいけないことで手が回らないこと、あるいは実際省略していること等がありましたらお知らせいただきたいと思えます。

○議長（菊地誠道君） やすらぎ園長・中島君。

○やすらぎ園長（中島吾朗君） お答えいたします。

通常業務の部分では、今までどおりの業務内容で利用者様にはケアサービスを提供しているところではございますが、ただ、職員数の減によりまして、職員研修に職員を出すというところではいろいろ、研修期間が例えば5日間ですとか、そういう長期研修になりますと、なかなかそういう機会に職員を出すというのが難しい状況にはなっております。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 長尾君。

○3番（長尾式宮君） サービス自体には影響がないということですが、研修等の中でなかなかそういった職員の派遣等が難しい状況だというふうに伺いました。

さきの質問で同僚議員2名も似たような質問をしておりますので、私ほとんど聞くことがないのですけれども、その答弁を聞いて思ったのですけれども、この制度自体、今の介護スタッフの受入れ体制、標茶町だけではなくて、全道的に人材不足が蔓延しているというふうに答弁されていたかと思うのですけれども、全国的にそうなのだろうなというふうに想像し

ています。ということは、まずもって介護職員、スタッフ、こういった方々の仕事に対する認識が間違っているのではないかなというふうに私思うのです。それは、具体的には、ほかの同僚議員も言っていましたけれども、待遇の改善とかもあるかとは思いますが、現行制度では難しい、そういうことだと思います。であれば、町としてできること、あるいは議員発議でもそうでしょうけれども、やはりこれからこういった介護職に携わる人たちの待遇改善の、そういった動きというのが何かしら必要なかなというふうに感じております。ここで標茶町独自で何かできないかといっても、なかなか難しいのはよく理解しています。ですので、やはりこれは国や道に、そういった要望を定期的には上げていかなくてはならないかなというふうに感じております。

そういった中で、今できることというところで、求人をいろいろなところに出すという話をしておりましてけれども、その中で、これはできるできないは別として、Iターン、Uターンという話をしておりますけれども、例えばUターンというのは、もともと標茶に住んでいた人が地元に戻ってきて仕事をしたいと、そういうものでありますけれども、Iターンというのは、行ってみたい地域で仕事をしたいと、この地域で仕事をしたいと、そういったものがIターンだというふうに認識しておるのですけれども、そういったIターン希望者の中でニーズというのを発掘できないのかなと。そのためには多少優遇策というのも考えられるのですけれども、できるできないは別として、3年間は住宅補助しますよとか、その後何年いて、移住が決まった時点でまたお祝い金とか、そういった方法も今後考えていかなければ、なかなか人は集められないのかなというふうに感じております。そういったところで、今すぐというのはなかなか難しいでしょうけれども、人材を集めるための特効薬はないのですけれども、現時点で考えられているところをもう一度ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 全体的な話というか、これからの方向性で、今、可能性が、私が思っている部分では、今、移住関係の話が出ていますけれども、コロナの関係で、東京一極集中からさらに地方への回帰が、向かってきているという部分については、いろんな方が最近言っているのかなと思っています。その中で、地元には仕事があるのか、あるいは、例えば住む場所があるのかとか、そういったことが一番これから重要なポイントになるのかな、ただ、その以前に標茶町が魅力のある町として発信できるのか、標茶町、全国の求人フェアに行ったときに、どこにあるのですかと言われるような町ではなくて、しっかりと地域振興としての核をつくりながら、そういったことがアピールできるようなまず町になりながら、こういったこともやっていくと、やはりそういう人が集まってくるのかなと思いますし、それも例えば役場職員の採用についても、私は元気のある町を、いろんな政策も掲げている町については一定程度、もちろん都市圏に近いところとか、そういった町については求人もある程度は多いというのは認識しているのですが、やはり私が見る中では、しっかりまちづくりをやっている、そういう注目されている町については、実は職員の募集についても一定程度集まってくるのかなと思いますので、そういったことを含めて町全体がやはり魅力ある町になっていく、そういうことが僕は一番、時間はかかりますが、最終的にはそういう町が人も



集まってくるのかな、そんなふうに思っていますので、そういったことを心がけながら、いろんな職場で非常に人が足りないということを、先ほどから本当に喫緊の課題だ、いろんなことを指摘されていますので、そういったことを一つでもクリアしながらいきたいというふうに考えていますので、議員もいろんなところでご協力いただければなど、そんなふうに考えております。

(「終わります」の声あり)

○議長（菊地誠道君） 以上で3番、長尾君の一般質問を終わります。

以上をもって一般質問を終了いたします。

◎議案第69号

○議長（菊地誠道君） 日程第2。議案第69号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君）（登壇） 議案第69号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、令和2年度の過疎対策事業の起債要望申請に係る、標茶町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更でございます。当該計画には、平成28年度から平成32年度（現在は令和2年度）までの事業計画が掲載されておりますが、令和2年度に標茶町光回線敷設事業を追加したいことから、計画の一部を変更するものです。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案第69号 標茶町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第7項の規定に基づき、標茶町過疎地域自立促進市町村計画の一部を別紙のとおり変更するものです。

次のページをお開きください。

別紙 3、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進（3）計画（平成28年度～平成32年度）の表中でございます。表は左から事業名、事業内容、事業主体となります。

「(6) 電気通信施設等情報化のための施設、テレビ放送中継施設。地上デジタル放送電波受信施設整備改修事業。町。

(7) 自動車等、自動車。路線バス車両更新。町」を

「(6) 電気通信施設等情報化のための施設、テレビ放送中継施設。地上デジタル放送電波受信施設整備改修事業。町。

その他、標茶町光回線敷設事業。町。

(7) 自動車等、自動車。路線バス車両更新。町」に変更するというものでございます。

以上で、議案第69号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第69号は原案可決されました。

#### ◎議案第70号

○議長(菊地誠道君) 日程第3。議案第70号を議題といたします。

本案に関し、地方自治法第117条の規定により除斥に該当すると認められますので、6番・鈴木君、9番・本多君、11番・鴻池君、13番・菊地の退席を求めます。

休憩いたします。

休憩 午後 1時24分

(6番・鈴木裕美君、9番・本多耕平君、11番・鴻池智子君、13番・菊地誠道君退席)

再開 午後 1時25分

(副議長 後藤 勲君議長席に着く。)

○副議長(後藤 勲君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長・齊藤君。

○総務課長(齊藤正行君)(登壇) 議案第70号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、標茶町表彰条例に基づく令和2年度の被表彰者を別紙のとおり決定したいので、議会の同意を求めるといふものであります。

本年度の被表彰者は、教育文化功労表彰1名、在住功労表彰114名、勤続表彰5名の方々に文化の日でもある11月3日に表彰しようとするものでございます。

なお、8月21日開催の標茶町表彰審査会において、審査をいただいておりますことをご報

告いたします。また、被表彰者一覧表にあります地区名の表示につきましては、従前から地域の方々に理解され使用されています区域の地区名で表示しておりますことをご理解願いたいと思います。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書3ページをご覧ください。

議案第70号 標茶町表彰条例に基づく被表彰者の決定について

令和2年度被表彰者を別紙のとおり決定したいので、議会の同意を求めるものです。

次ページにまいります。

(以下、議案朗読のため、記載については省略)

以上で、議案第70号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○副議長(後藤 勲君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(後藤 勲君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(後藤 勲君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案どおり同意してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(後藤 勲君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第70号は原案同意されました。

休憩いたします。

休憩 午後 1時34分

(6番・鈴木裕美君、9番・本多耕平君、11番・鴻池智子君、13番・菊地誠道君着席)

再開 午後 1時35分

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

○議長(菊地誠道君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第71号

○議長（菊地誠道君） 日程第4。議案第71号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君）（登壇） 議案第71号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、工事請負契約の締結について地方自治法第96条第1項第5号により、議決を求めるものでございます。

以下、内容について資料とあわせてご説明いたします。議案16ページ、資料1ページをご覧ください。

議案第71号 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

契約の目的は、標茶中茶安別線道路改良舗装工事です。契約金額は1億8,920万円です。契約の方法は指名競争入札です。契約の相手方は、川上郡標茶町麻生9丁目46番地。株式会社住友建設、代表取締役 住友 悟です。

資料へまいります。

工事概要は、改良延長L=660メートル、舗装延長L=493.06メートル、車道幅員W=4.0メートル、全体幅員6.0メートルです。工事場所は上茶安別です。

指名業者の状況ですが、丸栄・後藤特定建設工事共同企業体、株式会社住友建設、明盛建設株式会社、新根開発株式会社、藤原・日野特定建設工事共同企業体の5社で入札を行った結果、1回で落札しました。

入札執行日は令和2年8月21日です。竣工予定日は令和3年9月30日です。新規、継続の別は継続です。

備考といたしまして予定価格1億9,082万8,000円で実施いたしました。

以上で、議案第71号の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。  
よって、議案第71号は原案可決されました。

◎議案第72号

○議長（菊地誠道君） 日程第5。議案第72号を議題といたします。  
本案について提案理由の説明を求めます。  
総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君）（登壇） 議案第72号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、G I G Aスクール構想に基づく情報端末機器及びソフトウェアを取得するものでございます。

以下、内容について説明資料とあわせてご説明申し上げます。

議案書の17ページ、議案説明資料2ページから3ページをご覧くださいと存じます。

議案第72号 財産の取得について

町は、下記の財産を取得しようとする。よって議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるというものでございます。

財産の種類、数量はG I G Aスクール情報機器端末及びソフトウェア397台でございます。取得の目的はG I G Aスクール構想に係る情報端末器端末の購入でございます。取得予定金額は1,690万290円です。取得の相手方は、札幌市中央区南1条3丁目2番地、大丸株式会社代表取締役 藤井敬一。代理人としまして、釧路市星が浦大通3丁目7番10号、大丸株式会社道東支店釧路出張所、所長 波岸正浩でございます。

議案説明資料2ページの説明に移ります。

入札執行日は、令和2年8月25日です。入札の参加業者名は、中央コンピューターサービス株式会社、株式会社 N T T東日本北海道、大丸株式会社、リコージャパン株式会社の4社で、1回で落札しました。納入期限は、令和3年3月31日としております。

備考としまして、予定価格は2,554万6,400円で実施いたしました。

以上で、議案第72号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 資料に基づきまして、予定価格が2,550万で決定されたのが1,690万円ということで800万以上の差があるわけですがけれども、ただ単に安くてこの業者にしたのかというか、入札の関係で。かなり額の差が大きいものですから伺いたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長・穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） 教育用コンピューターの購入ですのでやり取り含めて、教育委員会のほうでやっていましたので、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

入札にあたっては、今回のG I G Aスクール構想用の国の補助で1台4万5,000円という補助がありまして、その仕様によって、各社が開発した端末を購入する形となっております、形式、規格自体、OSも含めてですね最初から4社に提示しております。それで、言ってみれば入札の結果として、この金額で落札した、それが1番でございます。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

長尾君。

○3番（長尾式宮君） 今回、L e n o v oの製品を取り扱いということですが、ほかの参加業者さんは別の機種だったのでしょうか。私、心配なのはこのL e n o v oって今年のはじめのほうでイギリスのほうでバックドア問題が問題視されているんですよ。要は情報を勝手に抜き取りしているんじゃないかという疑惑がたびたび報道されているメーカーなんですよね。子供たちが使うものなので、たいした大ごとにはならないと思いますけれども、そういったのも配慮した中で最終的にはいろんなことを勘案してこれに決めたのかなとは思いますが、ほかの機種も選択肢にあったのかどうかだけ教えてください。

○議長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長・穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） 今回、c h r o m eというOSを購入しております。一応、W i n d o w sとi P a dそれとc h r o m e、この3種類が管内的にも道内的にも大半を占めている、そういう状況でありまして、本町としてもこの3種類でどれにするかということで、教育委員会内部、それと電算管理係、I C T特別委員会の現場の声として委員長さんに入ってもらいまして、まずはOSの選定をさせていただきました。そのOSを提示してこの4社ともOSを入れるという入札です。

なぜc h r o m eにしたかということ、ほかの二つに比べて価格が安いということと、管理、運用面についてもこれから将来的に考えてもc h r o m eが1番ベストではないかと。それぞれ機種によって、メリット・デメリットあるんですけども、c h r o m eが1番デメリットが少なかった、そういったことも選定の一つの理由となっております。

○議長（菊地誠道君） ほかにありませんか。

深見君。

○8番（深見 迪君） 参考までにちょっと伺いたいのですが、一つはG I G Aスクール構想というのは、少し前倒しになっているのかなと思っているんですけど、計画の状況を教えてください。それから、端末を使った授業の頻度というかな、どのくらいの割合でこれが使われるのか。それから台数と標茶の児童・生徒の人数があいせんけれど、これはなぜですか。それから、これ家に持ち帰るということはあるんですか。それから子どもたちが卒業したらどうなるのかということ。最後に、これはソフトウェア付で端末が配られると思うんですが、ソフトウェアの中身が変わるということもあり得ますよね。あると思うんですよ。

ね。教科書が変わるようにね。それはどういうふうになっていますか。

○議長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長・穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） 質問が多岐にわたっておりましたので、もし答弁漏れがございましたらご指摘いただきたいと思います。

まず1点目の前倒しの関係だと思うんですけど、一応、文科省でGIGAスクール構想を進めているのは計画では令和5年度までということでしたがけれども、今回コロナの関係で前倒しで令和2年度中に整備する、そういうような形で今進んでおまして、全国的に進めていることですが、本町においても今年度中にこの整備をするというような形をとらせていただいております。

それと使用頻度の関係ですが、今年度中に入りまして、新年度からネットワークの校内LANの整備も同時に進めていきますので、新年度から徐々にそれぞれ授業の中で利用していくという形になるかなと。まだ具体的にどういった形で、どういう方向でということまでは詰めていませんけれども、ICT特別委員会と協議をしながら進めていくような形になろうかと考えております。

台数の関係なんですけれども、一応、今回397台というのは国の補助の3分の1というのはすでに地方財政措置で措置されているという考え方で約190台については、本町も整備されていますので、残りの3分の2、397台を今回整備するというような形で進めているところでございます。

あとは自宅への持ち帰りの関係ですが、これはコロナがあって臨時休業もありました。その時点で現状あるパソコンについては、自宅に持ち帰って利用してくださいということで進めておりますので、引き続き、GIGAスクールの端末についても同じような形で運用を進めていきたいなというふうに考えてございます。

あと卒業してからの話なんですけれども、現状ですね義務教育の中では1人1台端末というのは、小学校、中学校、進めていくような形で進んでいくと考えております。

（何事かいう声あり）

（「返すのか、返さないのか、自分のものになるのか」という声あり）

○教委管理課長（穂刈武人君） すみません、失礼しました。

これは町の財産、備品ですから、貸出しはしても返してもらうという形で進めたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） ソフトウェアは変わるということがあるんですよね、そうすると今回はソフトウェア付で端末が支給されるんだけど、新たにそういう事態が生じたときにはソフトウェアのお金は予算化しなきゃならないということになるんでしょうかね。

○議長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長・穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） ソフトウェアの学習もたくさんあると思うんですけど、

現状、今、入れた形のものには継続して、OSが変わらない限り、それで進んでいくと。あとそれに付加するものについては、もし必要であれば今後考えていくような形になると思いますけど、現状は今回購入した部分で進めていくような形になります。

○議長（菊地誠道君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第72号は原案可決されました。

#### ◎議案第73号ないし議案第75号

○議長（菊地誠道君） 日程第6。議案第73号、議案第74号、議案第75号を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君）（登壇） 議案第73号、議案第74号及び議案第75号の提案趣旨並びに内容について、一括してご説明いたします。

本案につきましては、改正趣旨が同じでありますので、あわせて提案趣旨を申し上げます。

「北海道市町村職員退職手当組合」、「北海道議会議員公務災害補償等組合」及び「北海道市町村総合事務組合」の構成団体の一つである「山越郡衛生処理組合」、「奈井江・浦臼町学校給食組合」「札幌広域圏組合」がそれぞれ解散し、それぞれの組合を脱退したことで、各組合規約の一部を変更する必要となったものでございます。

これら規約変更にあたっては、地方自治法の規定により、組合組織する団体の協議が必要であり、よって規約の一部変更について議会の議決を求めるため、提案するものでございます。

以下、内容につきましては、提案議案ごとにご説明いたします。

まずはじめに、議案第73号です。

改正にあたって、議案説明資料の4ページに規約変更の新旧対照表を添付させていただいております。ご参照いただければと思います。



それでは、議案書18ページ改正本文に移ります。

議案第73号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

北海道市町村職員退職手当組合理約を変更することに関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項及び同法第290条の規定により、議会の議決を求めるというものでございます。次ページにまいります。

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約

北海道市町村職員退職手当組合理約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表（2）一部事務組合及び広域連合の表渡島管内の項中「山越郡衛生処理組合、」を削り、同表空知管内の項中「、奈井江、浦臼町学校給食組合」を削る。

附則としまして

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上で議案第73号の内容説明を終わります。

続きまして、議案第74号の内容説明をいたします。

議案説明資料では、5ページに規約変更の新旧対照表を添付させていただいております。

それでは、議案書20ページ改正本文に移ります。

議案第74号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を変更することに関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項及び同法第290条の規定により、議会の議決を求めるというものです。次ページにまいります。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する規約

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表第1中「山越郡衛生処理組合」、「奈井江、浦臼町学校給食組合」及び「札幌広域圏組合」を削る。

附則といたしまして

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上で議案第74号の内容説明を終わります。

続きまして、議案第75号の内容説明をいたします。

議案説明資料では、6ページに規約変更の新旧対照表を添付させていただいております。

それでは、議案書22ページ改正本文に移ります。

議案第75号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について

北海道市町村総合事務組合理約を変更することに関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項及び同法第290条の規定により、議会の議決を求めるというものでございます。次ページにまいります。

北海道市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

北海道市町村総合事務組合同規約（平成31年2月22日市町村第1877号指令）の一部を次のように変更する。

別表第1石狩振興局（12）の項中「(12)」を「(11)」に改め、「札幌広域圏組合」を削り、同表渡島総合振興局（16）の項中「(16)」を「(15)」に改め、「山越郡衛生処理組合」を削り、同表空知総合振興局（32）の項中「(32)」を「(31)」に改め、「奈井江、浦臼町学校給食組合」を削る。

別表第2の9の項中「札幌広域圏組合」、「山越郡衛生処理組合」及び「奈井江、浦臼町学校給食組合」を削る。

附則としまして

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

以上で、議案第73号、議案第74号、議案第75号の内容説明を終わります

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより議題3案、一括して質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

以上で議題3案の質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより議題3案を一括して採決いたします。

議題3案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第73号、議案第74号、議案第75号は原案可決されました。

#### ◎議案第76号

○議長（菊地誠道君） 日程第7。議案第76号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務課長・齋藤君。

○税務課長（齋藤和伸君）（登壇） 議案第76号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正す

る政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令がそれぞれ公布されたことに伴い、令和2年度分以後の課税の事務処理上、町税条例の一部を改正する必要が生じたことから、ご提案申し上げます。

改正内容につきましては、個人町民税のひとり親控除の創設、長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例の改正、国税における法人税の連結納税制度の見直しに伴う対応、新型コロナウイルス感染症対策としての寄附金税額控除の特例及び住宅借入金等特別税額控除の特例の創設等に伴い、規定の整備をするものであります。

議案第76号 標茶町税条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

次のページをご覧ください。

標茶町税条例の一部を改正する条例

第1条 標茶町税条例（昭和25年標茶町条例第65号）の一部を次のように改正する。

以下、内容につきましては、別冊の議案説明資料により説明いたします。

議案説明資料の33ページ、議案第76号資料④をお開きください。

第1条による改正

区分、たばこ税、改正項目1. たばこ税の課税標準で、関係条項は、条例第93条第2項及び第4項、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、軽量な葉巻たばこの課税方式を段階的に見直すもので、1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこ、軽量な葉巻たばここといいますが、これを重量による課税でなく、紙巻たばこと同様に本数による課税方式に変更するもので、激変緩和を避けるため第一段階の改正として第2項に次のただし書を加えるものです。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)」を加える。

施行につきましては、令和2年10月1日とし、施行の日前に課した、または課すべきであった葉巻たばこに係る町たばこ税については、なお従前の例によるものとする。

続きまして、第2条による改正

区分、町民税、改正項目2. 個人の町民税の非課税の範囲で、関係条項は、条例第24条第1項第2号、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、個人の町民税の非課税措置について、「寡婦又は寡夫」を「寡婦又はひとり親」に改めるもので、第24条第1項第2号中、「寡夫」を「ひとり親」に改めるとするものです。

婚姻歴の有るなしや男性か女性かに関係なく、扶養親族である子を有する単身者を「ひとり親」とし、前年の合計所得金額が135万円以下の場合、人的措置として非課税とするものです。

男性の「寡夫」はひとり親に含まれるため規定上なくなりますが、女性の「寡婦」については、ひとり親に該当しない部分として、子以外の扶養親族を有するか、または扶養親族が

いない場合もあることから規定に残ります。

施行につきましては、令和3年1月1日とし、令和3年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和2年度分までの個人の町民税については、なお従前の例によるものです。

区分、町民税、改正項目3. 所得控除で、関係条項は、条例第33条の2、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、改正項目2と同様の理由により、所得控除においても、男性の「寡夫控除」を「ひとり親控除」に含めることで婚姻の有無や性別による不公平を解消するもので、第33条の2中「第12項」を「第11項」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改めるとするものです。

改正により男性の「寡夫」はすべて「ひとり親」に含まれるため、規定上ではなくなりますが、女性の「寡婦」は、ひとり親に該当しない部分として、子以外の扶養親族を有するか、または扶養親族がない場合で、かつ合計所得が500万円以下といった要件を満たす場合は所得控除があることから、規定に残る形となります。

施行及び適用につきましては、改正項目2と同じです。

次のページをご覧ください。

区分、町民税、改正項目4. 町民税の申告で、関係条項は、条例第35条の2第1項、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、改正項目2及び3と同様、所得控除において、婚姻の有無や性別による不公平を解消するため、扶養親族のある女性の寡婦に適用されていた規定が削除され、その代わりとして扶養親族のある男性の寡夫を含めた「ひとり親控除」が創設されたことに伴い、関係条項が繰り上げられたため、規定の整備をするもので、ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改めるとするものです。

施行につきましては、令和3年1月1日とし、適用として、令和3年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和2年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

令和3年度分の個人の町民税に係る申告書の提出に係る条例第35条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額」とするものです。

区分、たばこ税、改正項目5. たばこ税の課税標準で、関係条項は、条例第93条第2項、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、軽量な葉巻たばこの課税方式を段階的に見直すもので、改正項目1の改正に続く第二段階の改正であり、1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこ（軽量な葉巻たばこ）について、重量による課税でなく、紙巻たばこと同様に本数による課税方式に変更するもので、第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改めるものです。重さに関係なく、葉巻たばこ1本は紙巻たばこ1本に換算して課税するものです。

施行につきましては、令和3年10月1日とし、施行の日前に課した、または課すべきであった葉巻たばこに係る町たばこ税については、なお従前の例によるものです。

次のページをご覧ください。

区分、賦課徴収、改正項目 6. 延滞金の割合等の特例で、関係条項は、条例附則第 3 条の 2、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、第 1 項は、国税の改正にあわせて用語を見直すもので、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に名称を変更するものです。

第 2 項は、法人の町民税に係る納期限の延長があった場合の延滞金の割合について、平均貸付割合に加算する割合を 1%から0.5%に引き下げるとするものです。

施行につきましては、令和 3 年 1 月 1 日とし、施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例によるものです。

区分、町民税、改正項目 7. 納期限の延長に係る延滞金の特例で、関係条項は、条例附則第 4 条第 1 項、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴う規定の整備で、「特例基準割合」を「加算した割合」に改める、とするものです。

施行につきましては、令和 3 年 1 月 1 日とするものです。

以下、改正項目 13 まで施行日は同じとなりますので、説明を省略させていただきます。

区分、固定資産税、改正項目 8. 読替規定で、関係条項は、条例附則第 10 条、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、新型コロナウイルス感染症にかかる税制上の特例として、法附則に第 60 条と 61 条が追加されることによる条の移動に対応するもので、「第 61 条又は第 62 条」を「第 63 条又は第 64 条」に、「第 61 条もしくは第 62 条」を「第 63 条もしくは第 64 条」に改めるとするものです。

区分、固定資産税、改正項目 9. 法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合で、関係条項は、条例附則第 10 条の 2 第 13 項、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、前の改正項目 8 と同じ理由によるもので、附則第 10 条の 2 第 13 項中「附則第 62 条」を「附則第 64 条」に改めるとするものです。

次のページをご覧ください。

区分、町民税、改正項目 10. 長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例で、関係条項は、条例附則第 17 条の 2 第 1 項、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、個人の土地建物等で、譲渡をした年の 1 月 1 日において所有期間が 5 年を超えるものの譲渡をした場合は、他の所得と区分し、長期譲渡所得として当該長期譲渡所得の金額から特別控除額を控除した額に対して課税する本条の規定に新たな特別控除の規定を追加するものです。

追加する内容は、土地等の譲渡に係る特別控除の適用において、長期間にわたり利用されていない、かつ周辺地域の利用状況に比べて利用の程度が低い「低未利用地土地等」を譲渡した場合、譲渡所得から 100 万円を控除するというもので、附則第 17 条の 2 第 1 項中「第 35 条の 2 第 1 項」の次に低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除として新たに設けられた規定である「、第 35 条の 3 第 1 項」を加えるとするものです。

区分、町民税、改正項目 11. 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例で、関係条項は、条例附則第 17 条の 3 第 3 項、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、土地建物等の譲渡において、租税特別措置法の特例の

適用を受けた場合は、第1項の「優良住宅地等のための譲渡」及び第2項の「確定優良住宅地等予定の譲渡」に該当しないとする規定中において、改正項目10で説明した租税特別措置法に新たに創設された低未利用地の規定を追加するもので、附則第17条の3第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改めるとするものです。

次のページをご覧ください。

区分、町民税、改正項目12. 新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例で、関係条項は、条例附則第22条、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止または延期、縮小された文化芸術・スポーツイベントについて、チケット払戻しを受けない（放棄する）ことを選択した場合、その金額分を寄附とみなし、寄附金控除を適用するとするもので、附則に次の1条を加えるものです。

第22条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、町長が指定するものの中止もしくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第33条の7の規定を適用する。

なお、規定中の町長が指定する寄附金税額控除の対象となるイベントは、文部科学大臣が指定したすべてのイベントとし、条例の公布にあわせて告示等により周知いたします。

次のページをご覧ください。

区分、町民税、改正項目13. 新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例で、関係条項は、条例附則第23条、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、令和元年10月の消費税率引き上げに当たって、住宅に係る需要変動を平準化するため、令和元年10月から令和2年12月末までに入居した場合、住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）を受けられる期間を3年延長し、13年間とすることとした措置について、新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等により、適用要件である令和2年12月末までに居住できなかった場合、一定の期日までに契約が行われていること、令和3年12月末までに入居していること等の要件を満たせば、13年間の住宅ローン控除を受けることができるとするものです。適用要件の弾力化といいます。

この住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額は、現行制度では、限度額の範囲内で個人住民税から控除する形となりますが、当該適用要件の弾力化に合わせるため、令和3年入居分についても13年間の控除が受けられることとなり、適用年度が最大で令和16年度まで及ぶため、住民税からの住宅借入金等特別税額控除について規定している附則第7条の3の2を改正するため、附則に次の1条を加えるものです。

第23条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用につ

いては、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

次のページをご覧ください。

### 第3条による改正

区分、賦課徴収、改正項目14. 納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金で、関係条項は、条例第19条、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理及び字句の修正で、納期限後に町税を納付した場合の延滞金額の徴収に係る規定について、関係法令の改正により項が移動し、ずれたことにより規定の整備等をするもので、「第321条の8第22項及び第23項の申告書に」を「第321条の8第34項及び第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中「によって」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改めるとするものです。

施行につきましては、令和4年4月1日とするものです。

適用については、法人の町民税に関する部分は、令和4年4月1日施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例によるものです。

以下の改正項目について、施行日及び適用につきましては同じとなりますので、説明を省略させていただきます。

区分、賦課徴収、改正項目15. 年当りの割合の基礎となる日数で、関係条項は、条例第20条、改正内容は、関係法令の改正による規定及び字句の整理で、後ほど説明いたします改正項目20の条例第51条第4項の規定の削除に伴うもので、第20条中「及び第4項」を削り、「並びに」を「及び」に改めるとするものです。

区分、町民税、改正項目16. 町民税の納税義務者等で、関係条項は、条例第23条第3項、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、関係法令の改正により、法人の納税義務者とみなす規定において、適用除外の範囲が変更となったこと等により、規定の整備をするものです。「規定する収益事業」の次に「（以下この項及び第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。）」を加え、「第31条第2項の表の第1号」を「同号」に、「第47条第10項から第12項まで」を「第47条第9項から第16項まで」に改めるとするものです。

次のページをご覧ください。

区分、町民税、改正項目17. 均等割の税率で、関係条項は、条例第31条第2項及び第3項、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、法人税（国税）において、企業グループを一つの納税単位として連結親法人が申告納税を行う「連結納税制度」から、企業グループ内の各法人を納税単位として、各法人が個別に法人税額の計算及び申告を行いつつ、損益通算等の調整を行う「グループ通算制度」に移行することに伴い、規定の整備をするもので、第2項の表第1号ホ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間もしくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「もしくは同項第2号の期間又は同

項第3号」に改めるとするものです。

区分、町民税、改正項目18. 法人の町民税の申告納付で、関係条項は、条例第47条、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、改正項目17と同様、法人税（国税）において、「連結納税制度」から「グループ通算制度」に移行することとなったことによる規定の整備をするものですが、法人町民税においては、従来から連結法人であっても単体の法人として捉え、企業グループ内の損益通算等の調整による影響を遮断し、各連結法人の個々の所得に基づく法人税額を課税標準として課税しており、「グループ通算制度」への移行後においても引き続き、グループ通算制度を適用しない単体法人を基準に課税することとし、企業グループ内の損益通算の影響が法人町民税に及ばないよう措置を講ずるため、規定の整備をするものです。

区分、町民税、改正項目19. 法人の町民税に係る不足税額の納付の手続で、関係条項は、条例第49条第2項から第4項、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、改正項目17と同様、法人税（国税）において、「連結納税制度」から「グループ通算制度」に移行することとなったことによる規定の整備をするもので、法人の町民税の不足税額の納付の手続及びその延滞金の徴収についての規定中において、関係法令の連結納税制度の連結法人に係る規定の削除等に対応し規定を整備するものです。

次のページをご覧ください。

区分、町民税、改正項目20. 法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金で、関係条項は、条例第51条第4項から第6項、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、改正項目17と同様、法人税（国税）において、「連結納税制度」から「グループ通算制度」に移行することとなったことによる規定の整備をするもので、連結納税制度の連結法人に関する規定である第4項から第6項を削除するものです。

区分、町民税、改正項目21. 延滞金の割合等の特例で、関係条項は、条例附則第3条の2第2項、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、改正項目20において条例第51条「第4項」を削除したことに対応するもので、第2項中「及び第4項」を削るとするものです。

附則につきましては、ただいまの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第76号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。



討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第76号は原案可決されました。

#### ◎議案第77号

○議長(菊地誠道君) 日程第8。議案第77号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務課長・齋藤君。

○税務課長(齋藤和伸君)(登壇) 議案第77号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

令和2年度の税制改正において、租税特別措置法の改正により、国税である延滞税等の見直しが行われたところであります。

この延滞税の改正については、同趣旨の改正が地方税法でも行われ、それを受けた税条例の一部改正については、先ほどご提案させていただいたところでございます。

税外収入における延滞金については、地方自治法第231条の3第2項に基づき条例に規定を設けて定めているところですが、税外収入の延滞金は、解釈上、地方税の延滞金と同じ内容にすることが適当とされており、標茶町税外諸収入金の徴収に関する条例においても、標茶町税条例と同じ規定内容としているところであり、今般、税条例の改正に合わせ当該条例の一部を改正する必要性が生じたことから、ご提案申し上げるものでございます。

改正内容につきましては、地方税法及び税条例の改正にあわせて用語等を改めるもので、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に名称を変更する等の改正をするものです。

議案第77号 標茶町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

次のページをお開きください。議案説明資料は44ページをお開きください。

標茶町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例

標茶町税外諸収入金の徴収に関する条例(昭和27年標茶町条例第20号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合)」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、

「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(延滞金に関する経過措置)

2 改正後の附則第2項の規定は、延滞金のうち令和3年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例によるものとする。

以上で、議案第77号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第77号は原案可決されました。

◎議案第78号

○議長（菊地誠道君） 日程第9。議案第78号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君）（登壇） 議案第78号の提案趣旨及び内容についてご説明申し上げます。

本案は、標茶町介護保険条例の一部を改正する条例で、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び関係法令等の改正に伴い、延滞税等の見直しが行われたところであります。

介護保険料の延滞金等につきましては介護保険法の中で地方自治法第231条の3第3項に基づくとされており、同法では、徴収・滞納処分等について、地方税の例によるとされている

ことから介護保険条例についても所要の改正が必要となったものです。

内容としては、用語等を改めるもので、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に名称を変更するものでございます。

以下内容についてご説明申し上げます。議案書35ページ、議案説明資料45ページをお開きください。

議案第78号 標茶町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

標茶町介護保険条例の一部を改正する条例

標茶町介護保険条例（平成12年標茶町条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改めるというものでございます。

附則といたしまして

（施行期日）

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（延滞金に関する経過措置）

2 改正後の附則第6条の規定は、延滞金のうち令和3年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例によるというものでございます。

以上で、議案第78号の提案趣旨及び内容について説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第78号は原案可決されました。

◎議案第79号

○議長（菊地誠道君） 日程第10。議案第79号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君）（登壇） 議案第79号、標茶町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、令和2年度の税制改正において、租税特別措置法の改正により、延滞税等の見直しがされたところではありますが、後期高齢者医療に関する保険料につきましては高齢者の医療の確保に関する法律で、地方自治法第231条の3の規定する法律で定めるものであり、同法では徴収及び滞納処分等に関しては、地方税の例によるとされていることから、今般の地方税法の改正にあわせて関係条文における用語等の条例改正を提案するものです。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書の37ページ及び議案説明資料46ページをお開きください。なお、議案説明資料につきましては、新旧対照表となっておりますので、あわせてご参照ください。

議案第79号 標茶町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものがございます。

次ページをお開きください。

標茶町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

標茶町後期高齢者医療に関する条例（平成20年標茶町条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附則といたしまして

（施行期日）

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（延滞金に関する経過措置）

2 改正後の附則第2条の規定は、延滞金のうち令和3年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例によるというものでございます。

以上で、議案第79号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第79号は原案可決されました。

休憩いたします。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 2時50分

○議長(菊地誠道君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎議案第80号

○議長(菊地誠道君) 日程第11。議案第80号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

管理課長・村山君。

○管理課長(村山裕次君)(登壇) 議案第80号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定であります。

これまで町有財産につきましては、同条例に基づき交換、譲与、無償貸付等を行ってまいりましたが、今日的情勢を踏まえるとともに町有財産の有効活用を図るべく条例の改正を行うものであります。

以下、内容についてご説明いたします。議案39ページをご覧ください。また、議案説明資料47ページの条例新旧対照表もあわせてご参照ください。

議案第80号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。次ページへまいります。

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年標茶町条例第18号）の一部を次のように改正する。

普通財産の無償貸付又は減額貸付ができる相手方として国を追加するものです。

第4条第1号中「他の地方公共団体」の前に「国、」を加える。

次に地震、水害等の災害対応に応急的な施設あるいは災害に備えるために必要な財産の利用を迅速かつ効果的に発揮できるよう次の規定を追加するものです。

第4条第2号の次に次の2号を加える。

（3）地震、火災、水害等の災害により、応急施設として国又は他の地方公共団体その他公共団体もしくは公共的団体に短期間貸し付けるとき。

（4）地震、火災、水害等の災害の発生に備え（訓練を含む。）、国又は他の地方公共団体その他公共団体もしくは公共的団体に貸し付けるとき。

次に行政財産につきましては、国へ貸付や使用許可をする場合の減免規定がありませんでしたので、新たに規定を追加するものです。

第4条の次に次の2条を加える。

（行政財産の無償貸付又は減額貸付に係る準用）

第4条の2 前条の規定は、行政財産を地方自治法第238条の4第2項各号の規定に基づき貸し付ける場合に準用する。

（行政財産の目的外使用に係る準用）

第4条の3 第4条の規定は、行政財産を地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき使用を許可する場合に準用する。次ページへまいります。

次に物品の無償貸付又は減額貸付ができる相手方として国を追加するものです。

第7条中「公益上必要があるときは、」の次に「国、」を加える。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第80号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第80号は原案可決されました。

◎議案第81号

○議長(菊地誠道君) 日程第12。議案第81号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長(石塚 剛君)(登壇) 議案第81号の提案趣旨及び内容についてご説明申し上げます。

本案は、標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例で、予防接種法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第3号)並びに関係省令が改正されたことに伴い所要の改正をするものです。

内容といたしましては、定期予防接種の対象疾病に「ロタウイルス感染症」がA類疾病として追加されたことに伴い、ロタウイルス予防接種に係る項目を手数料徴収条例に追加するというものであります。

以下内容についてご説明申し上げます。議案書42ページ、議案説明資料48ページをお開きください。

なお、議案説明資料につきましては、新旧対照表となっております。

議案第81号 標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページにまいります。

標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例

標茶町手数料徴収条例(平成12年標茶町条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表第3項第1号中、「シ B型肝炎、ゼロ円」を「シ B型肝炎、ゼロ円。ス ロタウイルス、ゼロ円」に改めるというものでございます。

附則といたしまして

この条例は、令和2年10月1日から施行するというものでございます。

以上で、議案第81号の提案趣旨及び内容について説明を終わります。

○議長(菊地誠道君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第81号は原案可決されました。

### ◎議案第82号

○議長(菊地誠道君) 日程第13。議案第82号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長(石塚 剛君)(登壇) 議案第82号の提案趣旨及び内容についてご説明申し上げます。

本案は、指定居宅介護支援事業等の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第113号)が交付されたことに伴い所要の改正をするものです。

内容といたしましては、指定居宅介護支援事業所の管理者の要件について、「主任介護支援専門員」でなければならないとされ、令和3年3月31日まで適用を猶予する経過措置が取られていますが、この経過措置の期限を令和9年3月31日まで延長するというものでございます。

以下内容についてご説明申し上げます。議案書44ページ、議案説明資料50ページをお開きください。

なお、議案説明資料につきましては、新旧対照表となっております。

議案第82号 標茶町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページにまいります。

標茶町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

標茶町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成30年条例第15号)の一部を次のように改正する。



第5条第2項中「専門員」の次に「(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができる。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、附則に次の1項を加える。

3 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「第5条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所（基準該当居宅介護支援の事業を行う事業所にあつては、同日において当該事業を行っている事業所）であつて、同日において当該事業所における第5条第1項（第32条において準用する場合を含む。）に規定する管理者（以下この項において「管理者」という。）が介護保険法施行規則第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員でないものについては、第5条第2項」と、「介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員を除く。）を第5条第1項（第32条において準用する場合を含む。）に規定する」とあるのは「引き続き、同日における管理者である介護支援専門員を」とする。

附則としまして

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定及び附則第3項の改正規定は、公布の日から施行するというものでございます。

以上で、議案第82号の提案趣旨及び内容について説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第82号は原案可決されました。

◎延会の宣告

○議長（菊地誠道君） お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日の会議は、これにて延会いたします。

（午後 3時05分閉会）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長

菊 地 誠 道

署名議員 8 番

深 見 迪

署名議員 10 番

黒 沼 俊 幸

署名議員 1 番

渡 邊 定 之



## 令和2年標茶町議会第3回定例会会議録

### ○議事日程（第2号）

令和2年 9月10日（木曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 議案第83号 令和2年度標茶町一般会計補正予算  
議案第84号 令和2年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算  
議案第85号 令和2年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算  
議案第86号 令和2年度標茶町病院事業会計補正予算
- 第 2 認定第 1号 令和元年度標茶町一般会計決算認定について  
認定第 2号 令和元年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算認定について  
認定第 3号 令和元年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について  
認定第 4号 令和元年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について  
認定第 5号 令和元年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について  
認定第 6号 令和元年度標茶町簡易水道事業特別会計決算認定について  
認定第 7号 令和元年度標茶町病院事業会計決算認定について  
認定第 8号 令和元年度標茶町上水道事業会計決算認定について
- 第 3 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 4 議案第87号 教育委員会委員の任命について
- 第 5 意見書案第7号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
- 第 6 意見書案第8号 種苗法の改正に関する意見書
- 第 7 意見書案第9号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書
- 第 8 意見書案第10号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書
- 第 9 決議案第 2号 北海道への核のごみ持ち込みに反対する決議
- 第10 閉会中継続調査の申し出について（総務経済委員会）  
閉会中継続調査の申し出について（厚生文教委員会）  
閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）
- 追 加 議案第83号 令和2年度標茶町一般会計補正予算  
議案第84号 令和2年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算  
議案第85号 令和2年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算  
議案第86号 令和2年度標茶町病院事業会計補正予算

（議案第83号・議案第84号・議案第85号・議案第86号審査特別委員会報告）

○出席議員（12名）

1番 渡邊定之君	2番 類瀬光信君
3番 長尾式宮君 (早退 午後1時35分)	4番 松下哲也君
5番 熊谷善行君	6番 鈴木裕美君
8番 深見迪君	9番 本多耕平君
10番 黒沼俊幸君	11番 鴻池智子君
12番 後藤勲君	13番 菊地誠道君

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	佐藤吉彦君
副町長	牛崎康人君
総務課長	齊藤正行君
企画財政課長	武山正浩君
税務課長	齋藤和伸君
管理課長	村山裕次君
農林課長	長野大介君
住民課長	伊藤順司君
保健福祉課長	石塚剛君
建設課長	富原稔君
観光商工課長	三船英之君
水道課長	平間正通君
育成牧場長	常陸勝敏君
病院事務長	浅野隆生君
やすらぎ園長	中島吾朗君
農委事務局長	相撲浩信君
教育長	島田哲男君
教委管理課長	穂刈武人君
指導室長	秋山豊君
社会教育課長	服部重典君
中央公民館長	松本修君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤弘幸君
議事係長	中嶋禎之君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長（菊地誠道君） 昨日に引き続き、本日の会議を開きます。  
ただいまの出席議員12名であります。

(午前10時00分開議)

◎議案第83号ないし議案第86号

○議長（菊地誠道君） 日程第1。議案第83号、議案第84号、議案第85号、議案第86号を一括議題といたします。

本案の提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君）（登壇） 議案第83号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、令和2年度一般会計補正予算（第7号）であります。

道路整備、町有施設整備などに資するため、また、国の令和2年度第2次補正予算を踏まえた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を受けた事業に要する経費と、国の補助事業及び道の交付金を受けたコロナ対策に要する経費として歳入歳出それぞれ1億7,350万3,000円を追加し、総額を133億5,567万2,000円としたいというものでございます。

歳出の主なものを申し上げますと、塘路駅前トイレ改修工事763万円、バイオマス産業化推進事業1,000万円、有害鳥獣駆除事業511万円、補修工事請負費4,240万円などを計上し、育成牧場経費を1,590万円減額しました。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を受けた事業では新規で、避難所トイレ環境改善事業2,045万円、子育て世帯応援商品券交付事業、902万円、コロナ感染予防対策事業は空調工事、換気扇工事あわせて636万4,000円、臨時特別交付金503万円、単身高齢者安否確認システム導入358万4,000円、新型コロナウイルス感染症対策地域商品券発行事業（2回目）2,520万円、追加分では公共施設安心確保事業150万円、防災備蓄品購入事業1,178万7,000円、それと歳入を交付金に振り替えた事業が2件ございます。

他会計への繰出金につきましては、国保事業特別会計6万1,000円の減額、介護保険事業特別会計で6万4,000円の減額、病院事業会計補助金は11万8,000円を追加いたしております。

歳入につきましては、それぞれの特定財源を見込み、地方交付税、町債の増額及び前年度繰越金を充当し、収支のバランスを図ったところであります。

また、地方債で2件の提案をいたしております。

以下、内容についてご説明いたします。

令和2年度標茶町一般会計補正予算（第7号）

令和2年度標茶町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,350万3,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ133億5,567万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

以下、内容について、歳入歳出補正予算事項別明細書にしたがいご説明いたします。

11ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」については、ただいままでの説明と重複しますので説明を省略いたします。

4ページをお開きください。

第2表 地方債補正についてご説明いたします。

起債の目的、1 過疎対策事業、補正前の限度額9億7,450万円からマテリアルリサイクル推進施設整備4,400万円の追加、情報通信ネットワーク環境施設整備事業債2,560万円の減額、あわせて1,840万円を追加し補正後の限度額を9億9,290万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前に同じであります。

次に、6 臨時財政対策債、補正前の限度額1億6,120万円から、197万2,000円を減額し、補正後の限度額を1億5,922万8,000円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前に同じでございます。

合計では、補正前の限度額19億1,090万円に、1,642万円を追加し、補正後の限度額を19億2,732万8,000万円とするものです。

21ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。合計で申し上げます。当該年度中起債見込額ですが、補正前の額19億1,090万円に、補正額1,642万8,000円を追加し、補正後の額を19億2,732万8,000円とするものです。当該年度末現在高見込額ですが、補正前の額129億9,942万3,000円に、補正額1,642万8,000円を追加し、補正後の額を130億1,585万1,000円とするものです。

前のページをお開きください。

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進捗状況等に関する調書でございます。

全体事業費並びに年割額に変更はございませんが、財源内訳に変更がございましたのでご説明申し上げます。



計で申し上げます。

4款衛生費、2項清掃費、事業名マテリアルリサイクル推進施設整備事業（廃止焼却炉解体事業）。財源内訳の特定財源ですが、補正前の計で国道支出金6,105万円、地方債1億2,210万円、一般財源ゼロ円を、補正後の計、国道支出金6,600万円、地方債1億1,710万円、一般財源で5万円とするものでございます。

以上で、議案第83号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君）（登壇） 議案第84号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

議案第84号は、令和2年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第2号）でございます。

内容につきましては、オンライン資格確認等システム整備に係る経費につきまして、当初予算で負担金補助及び交付金で予算化していましたが、国の補助金交付要綱に基づき委託料に組み換えるものであります。また、歳入において全額、国庫補助となることから所要の調整を行ったところでございます。

なお、本案につきましては、8月21日から8月25日にかけて書面により開催しました標茶町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、答申をいただいておりますことを申し添えます。

以下、別冊の予算書に基づきご説明いたします。1ページをお開きください。

令和2年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第2号）

令和2年度標茶町の国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

以下、歳入歳出補正予算事項別明細書にしたがいましてご説明いたします。

7ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページの「第1表 歳入予算補正」につきましては、ただいまの説明と重複いたしますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第84号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君）（登壇） 議案第85号の提案趣旨並びに内容について、ご説明申し上げます。

本案は、令和2年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）で、保険事業勘定では、令和元年度実績に基づく、介護給付費負担金、介護給付費支払基金、地域支援事業交付

金の清算にともなう返還金と基金積立金を計上させていただき歳入歳出とも2,268万7,000円増額し、総額で9億9,679万6,000円とするものです。

また、サービス事業勘定につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）により、感染症対策を継続的に行うため、除菌機能付きプラズマクラスターや簡易陰圧室などの物品等の購入を行うため、歳入歳出とも485万2,000円増額し、総額で6億379万3,000円とするものです。

なお、財源につきましては、前年度繰越金、サービス事業勘定につきましては緊急包括支援事業交付金等によりそれぞれ収支の調整を図ったところであります。

以下、補正予算書に基づき、ご説明いたします。

介護保険事業特別会計補正予算書の1ページをお開きください。

令和2年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和2年度標茶町の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,268万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9,679万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」による。

第2条 介護サービス事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ485万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億379万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書にしたがいまして説明いたします。

10ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

2ページから5ページの「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」及び「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」は、ただいまの説明と内容が重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案85号の提案趣旨並びに内容について説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 病院事務長・浅野君。

○病院事務長（浅野隆生君）（登壇） 議案第86号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案は令和2年度標茶町病院事業会計補正予算（第3号）でございまして、収益的収入支出それぞれ611万8,000円を追加し、総額を13億408万2,000円にしたいというものであります。

資本的収支につきましては、収入に500万円追加し、総額を1億500万円に、支出に5,166万

4,000円追加し、総額を2億283万2,000円にしたいというものであります。

収益的収入及び支出補正の主なものを申し上げますと、支出では、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金として600万円の追加補正を行うものであります。

一方、収入につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金600万円、総務省の繰出し基準に基づき、他会計補助金で11万8,000円を追加し収支を整えるものであります。

次に資本的収入及び支出補正ですが、支出では、建設改良費の有形固定資産購入費は、新型コロナウイルス対策としての天井埋込空気清浄機、発熱外来仕切用パーテーション、また、老朽化した眼底カメラの購入費として、あわせて535万4,000円の追加、病院建設費は、新型コロナウイルス対策としてのリハビリ室の換気機能付空調機設置工事、医師住宅建設費としてあわせて4,631万円の追加補正を行うものであります。

収入につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金500万円の追加補正を行うものであります。

以下、内容につきまして1ページからご説明申し上げます。

令和2年度 標茶町病院事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和2年度標茶町病院事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和2年度標茶町病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

（4）主要な建設改良事業、機械及び備品購入費、補正予定量535万4,000円を追加し、2,108万5,000円に。病院建設費、補正予定量4,631万円を追加し、7103万8,000円にするものです。

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入、第1款、病院事業収益、補正予定額611万8,000円を追加し、13億408万2,000円に。第2項、医業外収益、補正予定額11万8,000円を追加し、6億198万6,000円に。第3項、特別利益、補正予定額600万円を追加し、600万円に。

支出、第1款、病院事業費用、補正予定額611万8,000円を追加し、13億408万2,000円に。第1項、医業費用、補正予定額11万8,000円を追加し、12億7,007万9,000円に。第4項、特別損失、補正予定額600万円を追加し、600万円にするものです。

次ページにまいります。

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中「5,116万8,000円は、減債積立金320万8,000円及び過年度分損益勘定留保資金4,796万円」を「9,783万2,000円は、減債積立金320万8,000円及び過年度分損益勘定留保資金9,462万4,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入、第1款、資本的収入、補正予定額500万円を追加し、1億500万円に。第2項、補助金、補正予定額500万円を追加し、500万円に。

支出、第1款、資本的支出、補正予定額5,166万4,000円を追加し、2億283万2,000円に。第1項、建設改良費 補正予定額5,166万4,000円を追加し、9,212万3,000円にするものです。  
(他会計からの繰入金)

第5条 予算第6条に定めた一般会計からこの会計へ補助、負担を受ける金額を、次のとおり補正する。

(1) 医療対策費補助 補正予定額11万8,000円を追加し、2億9,163万円に。合計、補正予定額11万8,000円を追加し、7億7,357万1,000円とするものです。

次ページへまいります。

(たな卸資産の購入限度額)

第6条 予算第7条中「1億3,064万8,000円」を「1億2,977万円」に改めるものです。

(重要な資産の取得及び処分)

第7条 予算第8条に定めた重要な資産の取得に次のものを追加する。

1、取得する資産、種類は建物、名称は医師住宅、数量は1戸です。

次に補正予算説明書により説明いたします。

10ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

次に6ページをお開きください。

こちらはキャッシュ・フロー計算書の補正後です。令和元年度決算を踏まえた内容となっております。

1、業務活動によるキャッシュ・フローは、(1)の当年度純利益から、(15)の利息の支払額までの合計は、補正前と比べ11万8,000円増加し、マイナス498万8,000円であります。

2、投資活動によるキャッシュ・フローは、(1)の有形固定資産取得による支出から、(3)の他会計からの繰入金による収入までの合計は、補正前と比べ4,196万7,000円減少し、マイナス7,878万5,000円であります。

3、財務活動によるキャッシュ・フローは補正前と同じ、マイナス1,070万9,000円であります。

以上のことから4の資金増加額は、補正前と比べ4,184万9,000円減少し、マイナス9,448万2,000円となります。

5の資金期首残高は、補正前と同じ2億308万1,000円です。

したがって、6の資金期末残高は、補正前と比べ4,184万9,000円減少し、1億859万9,000円となります。

次のページをお開きください。貸借対照表の補正後で決算を踏まえた内容となっております。

資産の部。

1 固定資産、(1)有形固定資産は、イの土地から、へのリース資産までの合計は補正前

と比較して4,684万9,000円増の16億3,521万7,000円。(2) 無形固定資産、補正前と同じ38万8,000円。(3) 投資、補正前と同じゼロ。固定資産合計は、補正前と比較して4,684万9,000円増の16億3,560万5,000円となります。

2 流動資産、(1) 現金・預金は補正前と比較して4,184万9,000円減の1億859万9,000円、(2) 未収金は補正前と同じ6,000万円。(3) 貯蔵品は補正前と同じ795万円。流動資産合計は、補正前と比較して4,184万9,000円減の1億7,654万9,000円。資産合計は、補正前と比較して500万円増の18億1,215万4,000円となります。

次のページへまいります。

負債の部。

3 固定負債、(1) 企業債と(2) リース債務の合計で補正前と同じ4億4,432万8,000円。

4 流動負債、(1) 企業債から、(5) 預り金までの合計で補正前と同じ2億2,432万4,000円。

5 繰延収益、長期前受金から長期前受金収益化累計額を差し引いた額で補正前と比較して、500万円増の1億5,305万3,000円。負債合計は、補正前と比較して500万円増の8億2,170万5,000円となります。

資本の部。

6 資本金、補正前と同じ9億8,714万2,000円。

7 剰余金、(1) 資本剰余金と(2) 利益剰余金の合計は補正前と同じ330万7,000円。資本合計は、補正前と同じ9億9,044万9,000円となります。

負債資本合計は、補正前と比較して500万円増の18億1,215万4,000円となります。

次に4ページから5ページですが、こちらは補正予算実施計画で、ただいまの説明と内容が重複いたしますので省略させていただきます。

なお、本案につきましては8月24日書面開催の第3回町立病院運営委員会において、承認されておりますことをご報告申し上げます。

以上で、議案第86号の提案趣旨並びに内容について、説明を終わります。

○議長(菊地誠道君) お諮りいたします。

ただいま議題となりました、議題4案は直ちに議長を除く11名で構成する「議案第83号・議案第84号・議案第85号・議案第86号審査特別委員会」を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議題4案は、議長を除く11名で構成する「議案第83号・議案第84号・議案第85号・議案第86号審査特別委員会」に付託し、審査することに、決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午前 11時02分

再開 午後 1時35分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎認定第1号ないし認定第8号

○議長（菊地誠道君） 日程第2。認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となりました認定8案は、議長・監査委員を除く10名で構成する「令和元年度標茶町各会計決算審査特別委員会」を設置し、これに付託の上、閉会中継続審査とすることにいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議題となりました認定8案は、議長・監査委員を除く10名で構成する「令和元年度標茶町各会計決算審査特別委員会」に付託し、閉会中継続審査とすることに決定いたしました。

◎諮問第1号

○議長（菊地誠道君） 日程第3。諮問第1号を議題といたします。

本件について内容の説明を求めます。

町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 諮問第1号の提案趣旨並びに内容についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。人権擁護委員候補者として次の方を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づいて、議会の同意を求めるというものであります。

住所は川上郡標茶町桜7丁目34番地、氏名は山澤正宏、生年月日は昭和32年4月12日であります。職業は地方公務員。

山澤氏の経歴につきましては、議案説明資料により説明を省略させていただきますが、山澤氏は標茶町役場職員として42年間にわたり、在職中は福祉分野として児童福祉、障がい、高齢者に関する業務などや標茶町社会福祉協議会の事務局長など豊富な経験を持ち、さらに町内会活動や団体の事務局を務めるなど社会貢献活動にも積極的に参加されており、人権擁護委員として最適者と判断し、推薦するものであります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。諮問第1号の提案趣旨並びに内容の説明を終わら

せていただきます。

○議長（菊地誠道君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

お諮りいたします。

本件は、「適任と認める」答申といたしたいと思えます。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菊地誠道君） 起立全員であります。

よって、本件は、「適任と認める」答申とすることに決定いたしました。

#### ◎議案第87号

○議長（菊地誠道君） 日程第4。議案第87号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 議案第87号の提案趣旨並びに内容の説明を申し上げます。

本案につきましては、教育委員会委員の選任についてであります。令和2年9月30日をもって任期満了となります教育委員会委員に次の方を選任したいので、議会の同意を求めらるるものであります。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案第87号 教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求めらるるものであります。

住所は川上郡標茶町開運1丁目9番地2、氏名は若月由美、生年月日は昭和41年11月1日、職業は無職であります。

若月氏の経歴につきましては、議案説明資料により、説明を省略させていただきますが、平成24年10月1日から教育委員会委員に就任いただき、現在2期目であります。真摯に職責を果たしていただいております、引き続き最適任者と判断いたしましたので、教育委員会委員として、任命を願うべく提案を申し上げる次第であります。なお任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条第1項の規定により、令和6年9月30日までの4年間あります。

ご審議をいただきご同意を賜りますようお願い申し上げます、議案第87号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

お諮りいたします。

本案については討論を省略し直ちに採決をいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって直ちに採決いたします。

本案は起立により採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菊地誠道君） 起立全員であります。

よって、議案第87号は原案同意することに決定いたしました。

#### ◎意見書案第7号

○議長（菊地誠道君） 日程第5。意見書案第7号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第7号を採決いたします。

意見書案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。



意見書案第7号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(菊地誠道君) 起立多数であります。

よって、意見書案第7号は原案可決されました。

なお、本意見書は議長において、国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎意見書案第8号

○議長(菊地誠道君) 日程第6。意見書案第8号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第8号を採決いたします。

意見書案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

意見書案第8号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(菊地誠道君) 起立多数であります。

よって、意見書案第8号は原案可決されました。

なお、本意見書は議長において、国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎意見書案第9号

○議長(菊地誠道君) 日程第7。意見書案第9号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第9号を採決いたします。

意見書案を、原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

意見書案第9号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(菊地誠道君) 起立多数であります。

よって、意見書案第9号は原案可決されました。

なお、本意見書は議長において、国会及び関係行政庁へ提出いたします。

#### ◎意見書案第10号

○議長(菊地誠道君) 日程第8。意見書案第10号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第10号を採決いたします。

意見書案を、原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第10号は原案可決されました。

なお、本意見書は議長において、国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎決議案第2号

○議長（菊地誠道君） 日程第9。決議案第2号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

深見君。

○8番（深見 迪君）（登壇） 私は、北海道への核のごみ持ち込みに反対する決議案の趣旨説明を述べ、議員諸氏のご理解を得たいと思います。

寿都町の文献調査の受け入れという事態を受け、北海道新聞は寿都町を除く道内178市町村長にアンケートを実施しました。

その結果は178全ての市町村長は文献調査に応募する意思はないと答えました。そのうち177市町村長は最終処分場を受け入れる意思もないと言い切っています。

この自治体の中には現在稼働していませんが、原発のある泊村も当然入っています。北海道における特定放射性廃棄物に関する条例では、使用済核燃料の再処理後に生ずる特定放射性廃棄物は、現時点では処分方法が十分確立されていないとして、特定放射性廃棄物の持ち込みは受け入れがたいことを宣言しています。

日本は世界でも有数の地震列島であり、活断層がいたるところにあります。使用済核燃料をガラス固化し、地下300メートル以下に埋めるとしていますが、ブラックアウトで北海道を暗闇にした、胆振東部地震の震源は内陸の地下37キロメートルとされています。

寿都町も黒松内低地断層帯という中にあり、この活断層は寿都町から黒松内町を経て、長万部町に至る断層帯です。長さは約32キロメートル以上でほぼ南北方向にのびています。漁業や農業など第1次産業で成り立っている食料基地北海道に10万年間もたないと安全性が確保されないという核のごみ持ち込みは到底許されないことだと考えます。

片岡寿都町長と鈴木北海道知事との会談で寿都町長は文献調査にとどまらず、すでに最終段階の精密調査まで考えていることを示唆しました。文献調査はまさに核のごみ持ち込みの入口になっています。

以上のことから、私は核のごみ持ち込みに反対する決議案の趣旨説明とします。

議員諸氏のご理解、ご賛同よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（菊地誠道君） お諮りいたします。

議題となりました決議案については、会議規則運用細則第40項の規定により、質疑を省略いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、本決議案については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより、決議案第2号を採決いたします。

決議案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

決議案第2号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(菊地誠道君) 起立多数であります。

よって、決議案第2号は原案可決されました。

#### ◎閉会中継続調査の申し出について

○議長(菊地誠道君) 日程第10。閉会中継続調査の申し出を議題といたします。

総務経済委員会、厚生文教委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第73条の規定により、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、いずれも閉会中の継続調査として、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、総務経済委員会、厚生文教委員会、議会運営委員会の各委員長から申し出のとおり、閉会中継続調査と決定いたしました。

#### ◎日程の追加

○議長(菊地誠道君) ただいま、議案第83号・議案第84号・議案第85号・議案第86号審査特別委員会委員長から、審査報告書が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたします。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第83号・議案第84号・議案第85号・議案第86号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議案第83号ないし議案第86号

○議長（菊地誠道君） 議案第83号・議案第84号・議案第85号・議案第86号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題4案に関し、会議規則第39条第3項の規定により、委員長の報告を省略いたしたいと思  
います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の報告は、省略することに決定いたしました。

なお、委員長報告に対する質疑については、会議規則運用細則第42項の規定により省略いた  
します。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより、議題4案を採決いたします。

議題4案に対する委員長報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

議題4案を委員長報告のとおり、決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第83号・議案第84号・議案第85号・議案第86号は、原案可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（菊地誠道君） 以上で、本定例会に付議された事件の議事は、全部終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（菊地誠道君） 以上をもって、令和2年標茶町議会第3回定例会を閉会いたします。

（午後 1時55分閉会）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長

菊 地 誠 道

署名議員 8 番

深 見 迪

署名議員 10 番

黒 沼 俊 幸

署名議員 1 番

渡 邊 定 之